矯正図書館

刑政

第四十三巻（昭和五年）

刑政第43巻第1号

矯正図書館

刑政第四十三卷總目次

卷頭言　　號　頁

あき羅

一　●教育上の作業主義と行刑上の作業主義　正木亮　一〇　四
二　●アメリカ刑務所暴動と一看守　正木亮　三　六
三　●刑務作業の能率と過勞主義　木村龍二　二　一〇
四　●丙種拘禁の廢止　木村龜二　三　五
五　●獨居拘禁の利用法　木村龜二　六　四
六　●盜犯防止法と行刑の職能　木村龜二　六　四
七　●私本主義の行衞　木村龜二　七　六
八　●行刑の科學的轉回　木村龜二　七　六
九　●囚人に對する捕心術　木村龜二　九　六
一〇　●行刑と衞生　木村龜二　九　六
一一　●教育者としての刑務官と行刑の社會化　木村龜二　一二　六
一二　●昭和五年逝る　佐伯復堂　一　元
一三　●行刑の科學化　佐伯復堂　四　三
一四　●禁錮刑と勤勞教育　佐伯復堂　八　七
一五　●アメリカに於ける少年犯罪豫防の新傾向に就て　佐伯復堂　八　九
一六　●シンシン監獄の自治制に就て　佐伯復堂　一三　一七
一七　●我行刑思想史の一節　佐伯復堂　一三　一七
一八　◆英國に於ける少年犯人の心理學的調査所について　佐伯復堂　一三　一九
一九　●プロシヤ新累進制の思想的背景　佐伯復堂　一三　一九
二〇　●歐洲に於ける最近の行刑思潮　佐伯復堂　一三　二〇
二一　●東洋刑事法制史　佐伯復堂　一三　二一
二二　●管子の法治思想　佐伯復堂　一三　二二
二三　●支那歷代行刑制度沿革一班　佐伯復堂　一三　二三
二四　●支那行刑問題と嚴景耀の論評に就て　佐伯復堂　一三　二四

論說、資料

一　●行刑に於ける戒護觀念の推移　正木亮　五
二　●假出獄の運用と自由刑の彈力性　正木亮　八
三　●行刑教育上の問題に付正木書記官に答ふ　江藤惣六　二
四　●作業經營の合理化　江藤惣六　三　五
五　●刑法より行刑法への主觀主義的一路　常盤敏太　三　一〇
六　●監獄學の任務　常盤敏太　一〇　三
七　●慰安問題を通じて見たる行刑思想の對立　青木誠四郎　一　七

刑政第43巻第1号

矯正図書館

No. 11605

刑政

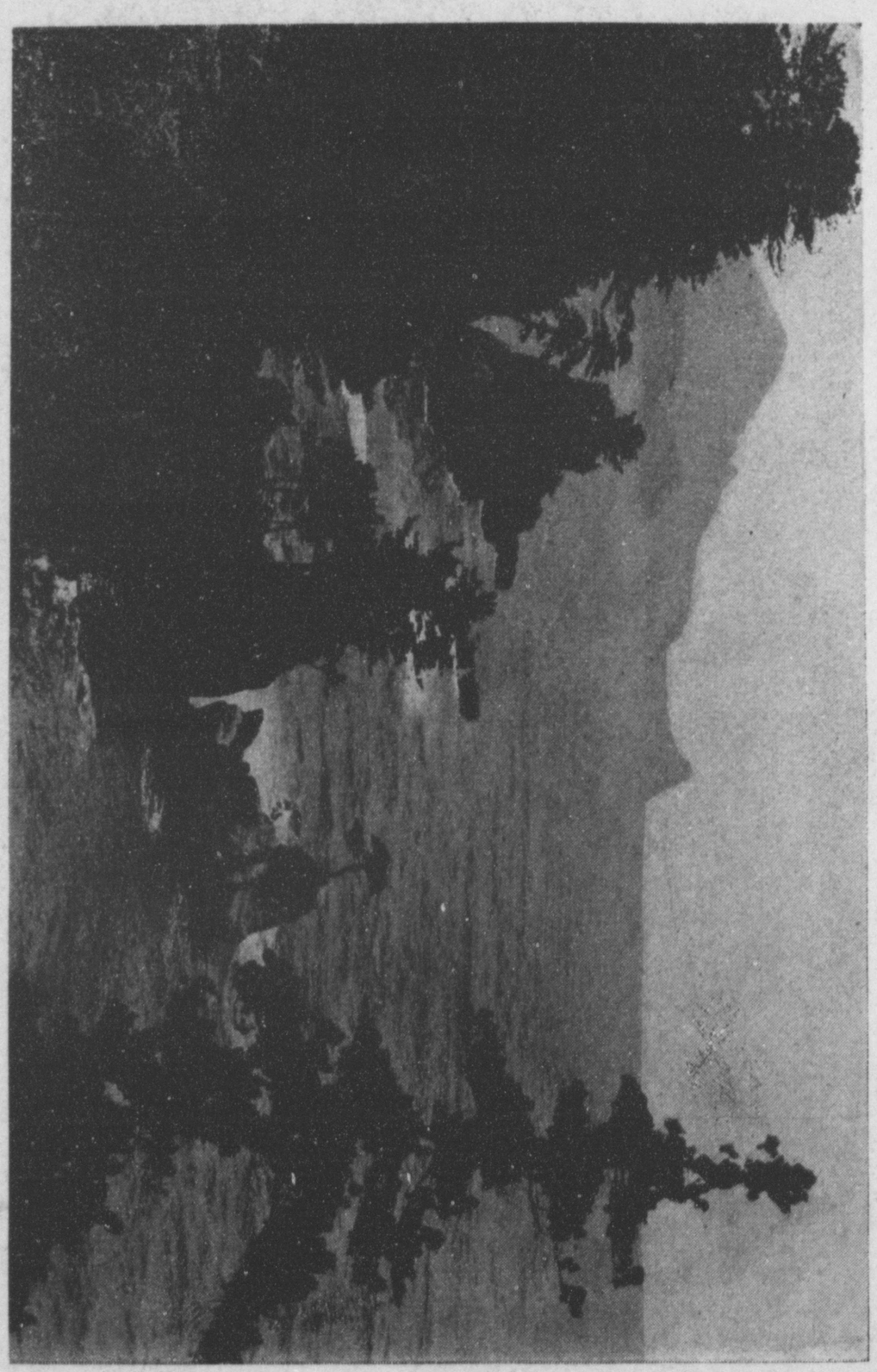
第四十三巻　一月號　第一號

教育上の作業主義と行刑上の作業主義　卷頭言　2
刑務政時論　富非生　4
刑務協會の使命　住江敬義　6
厭安問題を通じて見たる行刑思想の對立　青木誠四郎　17
東洋刑事法制史　佐伯復堂　29
吉田松蔭橋本左內獄制改革論　尾佐竹猛　38
階級處遇法　富井隆信　43
死刑の適用に麻醉劑を採用する議　澤田順次郎　48
少年犯罪に就て　楠原祖一郎　57
メキシコに於ける新刑事學　サルヴアドル・メンドツア　65
尸位の懺悔　三水漁夫　76
懸賞論文　85
刑務所內に於ける情操教育につき　田邊孝次　103
家庭の頁——海外異聞錄——司法通牒——其他

財團法人　刑務協會　發行

●アメリカに於ける監獄暴動　大塚鄕二　二
●水平運動と刑事政策　小島憲　四
●歐米行刑觀念の相異を眺めて　印南於蒐吉　五
●保健に直接影響を及ぼすべき懲罰制度に對する意見　左座金藏　五
●犯罪少年の研究方法轉換の必然性　近藤貞次　六
●行刑に於ける社會心理學的問題　近藤貞次　三
●新舊刑罰論に對する一元論　戶田作造　七
●不良兒惡囚の調査　吉益脩夫　八
●吉田松陰橋本左內獄制改革論　尾佐竹猛　一
●階級處遇法　富井隆信　一
●作業賞與金給與に就て　富井隆信　六
●死刑の適用に痲醉劑を採用する議　澤田順次郎　一
●少年犯罪に就て　楠原祖一郎　一
●刑の不定期性　尾後貫壯太郎　四
●犯罪人の精神病學的研究　尾後貫壯太郎　七
●作業契約の特異性　鰐山俊治　七
●犯罪防壓と社會事業　矢嶋定男　七
●被害者の立場より行刑へ　高木嚴　一〇
●敎化に關する統計的考察　武藤亙二　一五
●メキシコに於ける新刑事學　サルヴアドル・メンドツア　一
●米化已まず　テイー・ビー・イパルラ　二
●獨逸に於ける新階級處遇法　テイー・ビー・イパルラ　三
●ファシスト伊太利の新刑法草案　ヘルベルト・クルーグ　三
●刑事學者としての余の米國所感　デユー・マカレー　四
●米國サンフランシスコ灣アルカトラツ島の陸軍刑務所　ウインスロップ・マーテイン　九
●刑務所の建築について　アルフレッド・ホプキンス　一一
●受刑者に必要な成人敎育　オースチン・エチ・マツコーミツク　八
●パロールの本義と其實際　クレーア・ウイルコツクス　八
●行刑問題の解剖　イー・スタツグ・ホイツテイン　六
●ラ・プリゾン　エドワルド・ネイマルク　三

矯正図書館



巖邊海 題勒

年新賀謹

昭和五年一月元旦

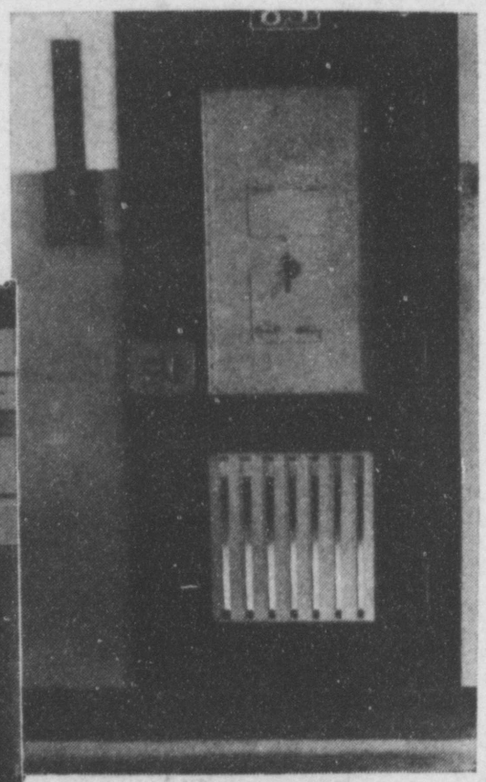
刑務協會

渡邊千冬　辻敬助
小原直　藤井音次郎
松井和義　住江敬義
岡部常　島田榮造
芥川信　赤田眞了
森山武市郎　野尻爻六
正木亮　能勢弘忍
根本仙三郎　大野一雄
吉田律　矢嶋定男
椎名通藏　阿部清衛
佐藤乙二　平居三郎

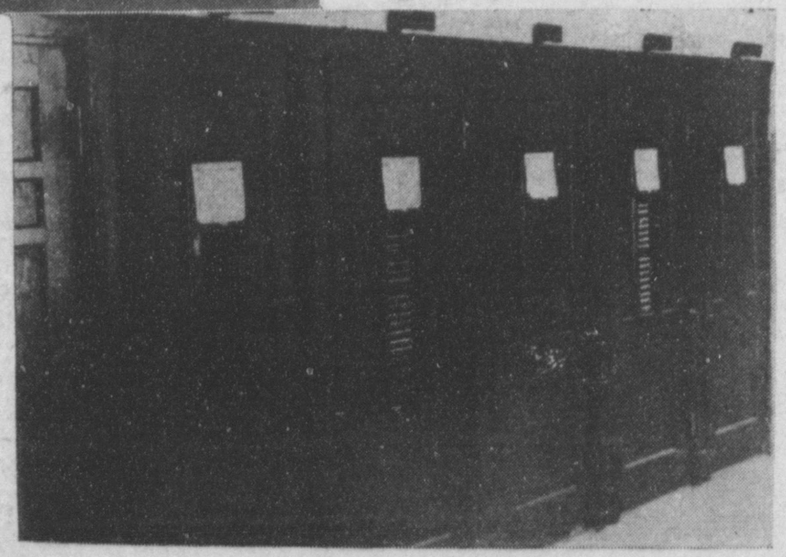
落成せる市谷刑務所の新舎房



房扉及下部の塵芥排出口

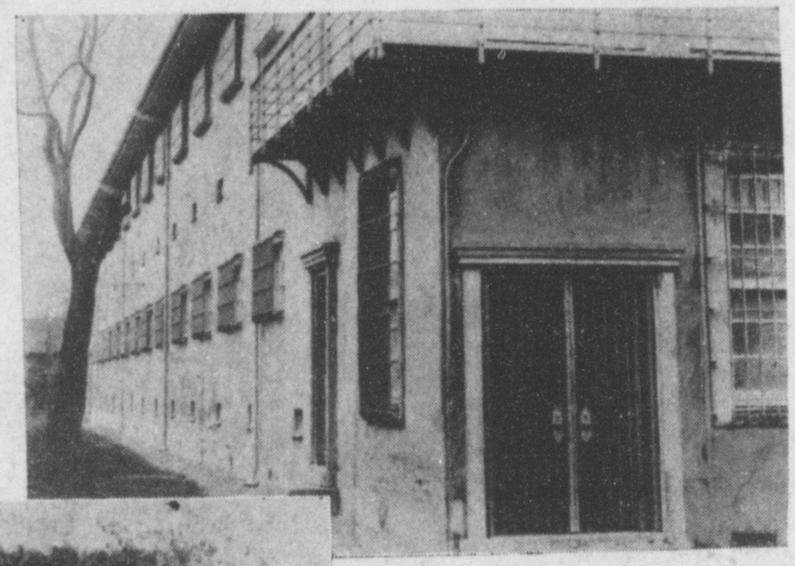


通聲防止を目的とする裏面の二重窓と階上外部巡警廻廊

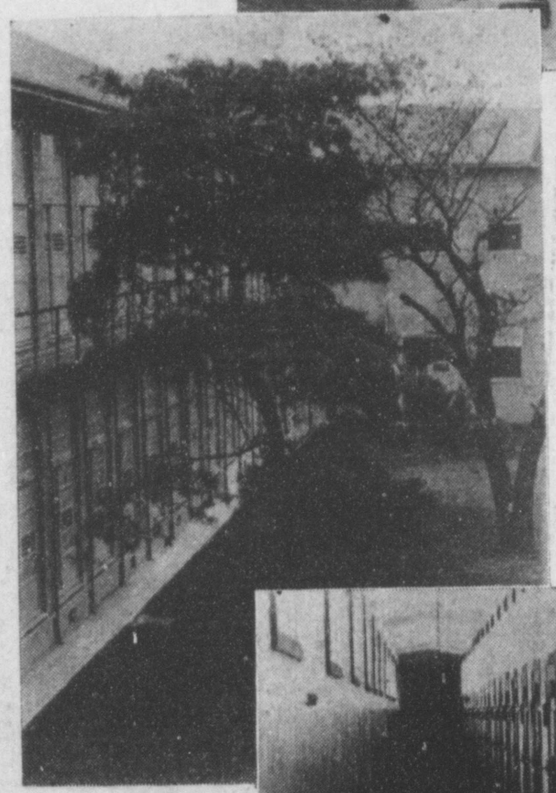


書信室

落成せる市谷刑務所の新舎房



單房の廊下外面



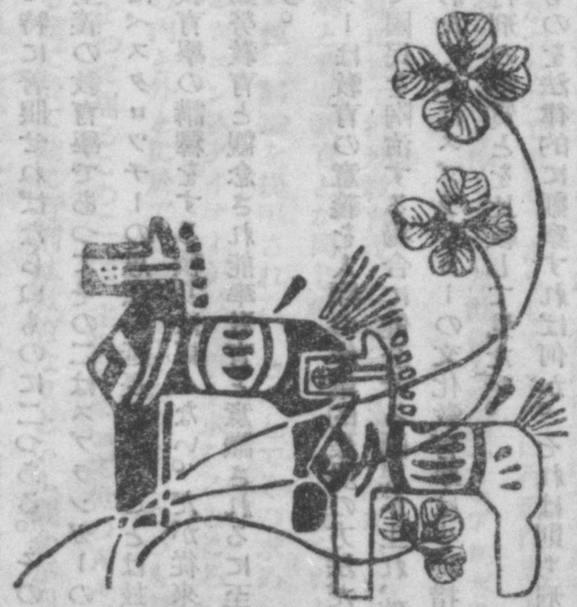
外面の巡警廻廊



單房前面廊下

刑政

第四十三巻・第一號



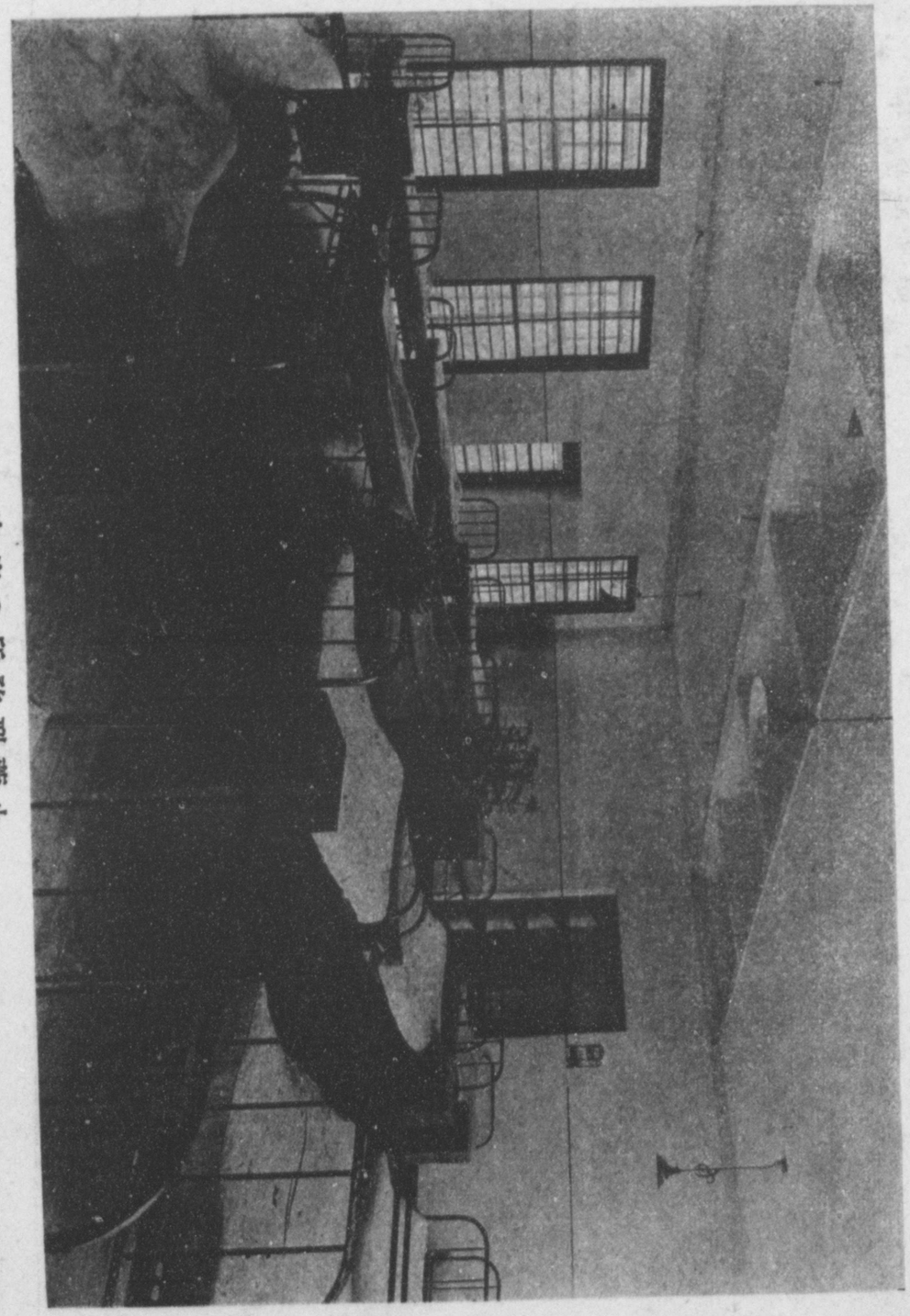
海邊巖

長谷川喜一

沖津浪よせくることにおもしろくひとつ巖根の見えかくれする

そとに立つひとの巖は大八洲ゆるかぬ御代の巖となるらん

巖といふ巖はあれとも伊勢の海の二見の巖にひく巖となり



室病の所務刑菅小

矯正図書館



教育上の作業主義と行刑上の作業主義

今日の教育學に於て特に著眼せねばならぬものに二つある。その一つはケルシエンスタイナーの所謂作業主義の教育學であつてその二はスプランガーの文化教育學である。その二つの思想が共にペスタロッチーの思想の延長であることは玆に謂ふまでもない。わたくしは此處で教育學の講釋をする積りは更々ない。だが從來有閑階級の獨占物であつた教育が國民の勤勞教育と觀念されるに至つたことに特に著眼せねばならぬのである。

ケルシエンスタイナーは教育の意義を人類の作業的發展の方法だと考へた。作業を中心とする教育によつて國民を陶冶する場合に健全なる國民が生れ、確實な社會が形成されるのだとされた。わたくしはスプランガーの文化教育學は少時措いてケルシエンスタイナーの教育學說と行刑の本質とを比較して見たい。

行刑の中心となるものを法律的に觀察すれば何か。それは則ち刑法に於て要求するところの勞役である。さうして、その勞役が舊來の如く應報的な苦役であるとされるならば之を此處に問題とする限りではない。

だが若しも監獄法に規定するが如くそれが囚人將來の生活の資料たることを要件とせねばならぬなら作業は最早收益を擧ぐるばかりでなくそこに囚人の勤勞教育能率教育と



いふことが深く考へられねばならなくなるのである。換言すれば行刑上の作業はケルシエンスタイナーの作業教育と何らの異る意義を持たなくなるのである。

從來の行刑教育は學校教育丈けだと觀念された。だが上述するやうにケルシエンスタイナーの教育學が今日の教育思想となつた以上行刑作業はその意味に於て行刑教育の中樞とならねばならなくなつたのである。さうして、そこに行刑作業も亦作業主義の教育學の要求すると同じ健全な國民を作り堅實な社會を組織するプロセスと考へねばならなくなつたのである。

わたくしは斯樣な意味に於て行刑教育說をふりかざさねばならぬと思ふ。さうして、その點を仲介として行刑と普通教育とが同じ軌道を歩まねばならぬと思ふのである。

牧野博士は行刑上の三位一體論を提唱された。さうしてその求められるところの三つの要素ははからずもケルシエンスタイナーが教育學上求むるところの要素と同じものである。わたくしは行刑の內と外とに於て爲されるこの同じ二つのものを早くあゆみよらしたい。否々、既に歩みよつて居るこの二つの主張について世の人々の諒解を得たい。

世人がそれを諒解する曉に於て玆に行刑は教育なりといふ觀念が形式的でなく實質的に成立するのである。さうして、それによつて世の中から應報思想も威嚇作用も消へて了ふのである。

光榮多かるべき昭和五年の行刑思想は少くとも上述したところを基本として發展されるであらうことはわたくしの毫も疑はないところである。（あき雜）



不景氣

不景氣の中に、昭和四年と五年が交代した。刑務所の中でも、長期の者ばかり集つて居て、新入者の甚だ少數なところでは、教誨の席などで不景氣の話を聞かされても、收容者の頭にピンとひゞかない。彼等は八年も十年も以前に、自分達が壯年血氣で、可なり金も儲けられ、職業にも容易に有りつけた時代の狀景を、今なほ同じ舞台にあるかの如くゑがいてゐるからであらう。或はまた自分達が釋放するまでには、六年も七年も間がある、それまでには世上の景氣も有利に好轉するであらうとでも考へてゐるのであらう。

鄉里の來信に不景氣なことが報ぜられてあると、なる程教誨のとき聞かされた通りだと稍沁みこんで考へるだらうが、それでも中々にピツタリとは感ぜられぬやうである。

さういふことが強く感ぜられる人達は釋放に程遠からぬ人で、それらは賞與金の多い業種に就きたいと苦慮するのが、差當りての不景氣に對する對策であるらしい。

さて又二三年以下の短刑期者の多い刑務所では、新入者の頻繁なため社會の狀相はよく收容者に通達されてはゐるが、三十歲前後の若い人達にはわりあひに苦にならぬらしい。今日びの自由勞働者は、日がな一日働いても、食ふのが關の山だと聞けば、むしろ意氣地なさをあざ嗤ひたい位の樣子にさへ見える者もある。

刑期の長い者も、短い者も、收容者の多數が其わりに世相に無關心であるのは、關心すべき必要がない。若くば關心してもどうにもならぬ境遇にあるからであらうが、さらばと云つて、かういふ人達が釋放した曉には、忽ちペシヤンコに押し潰されてしまふのであるまいか。職が無いといつて周章てる。儲からぬ、食へぬといつて、騷ぐ。短氣が出る。自暴になる。ふんばりもなく、ねばりもない。ヒヨロ〳〵腰のへぼ角力の一たまりもなくフツ飛ばされるやうな失敗に陷る者も少くは無からう。頃日東京邊の保護會に地方の釋放者だといつて失業救濟を要請する浮浪者の來訪がめつきり增えて各會とも共處置に困じてゐるとの噂を聞くが、之もその現象の一端では無からうか。

年末や冬季に於て强竊盜の多いのは例年のことなれど、昨年末は特に多く、しかもその犯人の多數が前科者であるやうに新聞に報道されてゐるが、果して然らばこれもまたその現象の一端と見ねばなるまい。

防波堤內に保障せらるゝ收容受刑者の頭の上にも、時には浮世の高浪が浴びせかゝつて、彼等自身にそれに對する覺悟と處置とを究明せしむる機會があつたらどんなものだらう。

選擧法

昨年末第五十七帝國議會が開けたが、それは解散の運命を有つてゐるといふことだ。しかして總選擧だ。あゝ、また選擧だ。帝國議會といひ地方議會といひ、およそ議員選擧といふ聲を聞くごとにわれらは暗然たらざるを得ないのである。思へ、選擧と聞いて三ケ日の雜煮餅が喉につまつて通らぬ人々がそこここに居るではないか。禮服で年賀に回りながらおとむらひにでも行く心地に沈んでゐる人々がどれだけ居ることであらう。

店舖をしまはふはふか。
他國へ出よか。
得意、信用も惜しうはあれど、
今さら世間に赤はぢかいて、
青い顏してどう暮らされよう。

妻子可愛や、
店員よ、さらば。
身から出た錆、落ちては行くが、
どこまで落ちぬ、刑余の恥辱、
暗い顏してどう暮らされよう。

熱湯を浴び、熱鐵を呑む思ひして幾多の更生者を悶死せしめんとするものは、衆議院議員選擧法に於ける刑余者欠格條項ではないか。選擧法が精議努力する更生者を殺すことは失業が勞働者を殺すよりも甚しいのである。而かも更生者自身は之を街頭に訴ふることが能きないから、全國の保護團體は一心合力して第五十一議會以來選擧法改正に奔走運動をつゞけてゐるが、今猶その目的を達するに至らぬ。聞くが如くんば選擧革正調査會が設けらるゝさうだ。吾人はどうあつても、今度こそは選擧法の刑余者欠格條項の改正の實行を期したいと思つてゐる。（富井生）

刑務協會の使命

一、序言

顧みるに本協會が、元大日本監獄協會と稱し、其の機關雜誌大日本監獄協會雜誌第壹號を發行したのは明治二十一年五月十一日であつた。爾來歲月を閱すること四十有二年、此の間、時代の推移と共に、本協會の組織玆に其の活動方法に關し幾多の改革が試みられた。之に隨て本雜誌の形式、內容に關しても、亦種々改良の試みられしものあり、今日に於ては、之を草創當時のものに比較するときは、眞に隔世の感を催すのである。是れ全く、中央役員諸氏の努力もさることながら、また會員諸賢の、相關連續能く協力一致して中央役員を鞭撻せられし賜と拜察するのである。而して今回、昭和五年一月を以て其の第五百號を迎へ、玆に之が記念號を發行するに到つたことは、本會の爲め否我が刑務界の爲めに、寔に慶賀に堪へぬ次第である。

二、刑務協會の目的竝に其の達成方法

「本財團法人ハ行刑事業ヲ贊助シ之カ改良發達ヲ圖リ且ツ犯罪防遏ノ制度方法ヲ講究スルヲ目的トス」是れ寄附行爲第二條に揭ぐる處の本協會の目的即ち使命である。

抑々現下に於ける本協會の性質は前記目的の爲めに備へられたる寄附財產を中眞とする財團法人である。是れ明治四十四年九月三十日、法學博士小山溫氏の寄附行爲あつて以來のことで、其の以前に於ては單純なる會員組織の公益法人に過ぎなかつた。併しながら、本協會の目的即ち本協會の使命とする所は今昔必ずしも其の趣旨を異にしてゐな

い。

今試みに本協會の前身たる大日本監獄協會の規則を見んに、其の第三條に「本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ」と規定してゐる。本規則の制定を見たのは實に明治二十一年三月七日で、是れ本協會が我が刑務界に呱々の聲を揚げた誕生日である。而して亦當時に於ける同會創設の趣旨を案ずるに左の如くである。當時世は封建制度撤廢されて維新改革の大業も既に成り、庶政の改進と共に監獄事業の如きも亦大に其の面目を一新せりと雖も尙ほ其の完璧を期することは容易の業ではなかつた。蓋し、監獄事業の整理は本來容易ならざるに、剩さへ、當時世人は尙ほ斯業に對し賤視の念を有すること甚しく、牢獄は社會の不淨別天地として敢て之れが改善に意を寄するものなく、監獄の改良には先づ世人の此の監獄觀念を一掃するの必要があつたのである。然るに監獄事業整理の必要と切迫とは單に警察上、裁判上、行政上、或は治安上、慈惠上のみならず、國際上にも現はるゝに至つた。時恰も、歐洲各國に於ては既に監獄協會を設立し獄務の改良整頓に資すること、猶ほ赤十字社が戰傷病者の救護に周到なるものあるが如く傳へられた。玆に於てか當時同好の士たる、宇川盛三郎、佐野尙、深井鑑一郎、武田英一等の諸氏發起人となり、大に大日本監獄協會の創設に盡す所あり、遂に其の成立を見るに至つたといふのである。乃ち本協會創立當時に於ても、監獄事業改進の翼贊が其の目的たりしことを親知するに足る。爾來四十有二年間時代の推移と共に其の組織竝に活動方法に就ては多少の變改を見たのであるが、此の目的は毫も變ぜらるゝことがなかつた。

兎もあれ本協會の目的が、行刑事業の贊助又は翼贊にあることは以上の如くであるが、寄附行爲第二條は其の後段に於て、犯罪防遏に就ての制度方法の講究をも尙ほ其の目的の一部としてゐる。是れ從來に於ては其の目的として揚げられなかつた所である。然し其の目的達成の方法としては、或は不良少年感化事業或は出獄人保護事業等の奬勵を揚げてゐた。歸する所當時に在ては、此等のことを尙ほ目的達成の一手段と心得てゐたのである。時代は此等のことをも一の目的として之を重要視するに至つたのである。

要するに本協會の目的は、行刑事業の贊助及び犯罪防遏に就ての制度方法の講究であるが、此の目的たるや、假りに國家が其の達成に當るとするも、其の沿革に於て、現在に於て、或は形式に流れ、或は法規乃至豫算に束縛されて到底其の達成を期し得ざるべく、況して之が達成の基礎を社會に置くべきものとなすならば尚更のことである。是れ該目的が本協會の擔當すべき任務即ち使命たる所以である。

本協會の目的と使命の何たるやは以上述ぶる所の如くであるが寄附行爲第五條は、此の使命の達成方法として左の事業の經營を規定してゐる。

一、毎月一回雜誌ヲ發行シ會員ニ配付スルコト
二、毎月一回講演會ヲ開クコト
三、行刑ニ關スル圖書、繪畫、刑具、模型等ヲ蒐集シ會員ノ研究資料ヲ供スルコト
四、行刑ニ關スル法令ヲ編纂シ又ハ書籍ヲ出版スルコト
五、外國の刑務協會其ノ他ト通信ヲ交換スルコト
六、練習所ヲ開設シ行刑事業又ハ犯罪豫防事業ニ必要ナル學科ヲ教授スルコト
七、犯罪豫防事業ヲ奬勵助成スルコト
八、刑務所製作品ノ標本ヲ陳列シ購買ノ紹介ヲナスコト
九、刑務職員ノ死亡者又ハ退職者ヲ現彰又ハ慰藉スルコト
十、刑務職員職務ノ爲メ疾病ニ罹リ傷痍ヲ受ケ又ハ死亡シタル者ヲ表彰及慰藉スルコト
十一、刑務職員及本協會職員ニシテ永年勤續シタル者ヲ表彰及慰藉スルコト
十二、行刑事業又ハ犯罪豫防事業ニ功勞アル者ヲ表彰スルコト

而して此等目的達成の方法は、時代の推移社會の進化に應じて適當に伸縮擴張すべきものたるは論ずるまでもない。乃ち同條第二項は「前項ノ外理事會ノ決議ニ依リ必要ト認メタル方法ヲ實行スルコト」と規定してゐる果して然らば現下に於て本協會は、其の目的達成の方法として如何なる事業を經營しつゝあるか、また將來に於てなさんとしつゝあるか、換言すれば、本協會活動の現況如何また將來に於ける本協會の活動如何、是れ次節以下（三）竝に（四）に述べんとする所である。

三、刑務協會活動の現況

余は前節に於て、本協會の目的は、行刑事業の贊助及び犯罪防遏に就ての制度方法の講究であるといつた。從て、其の達成方法としての事業經營の現況を此の二大目的に分て述べて見たい。

（一）行刑事業の贊助

惟に行刑事業は、之を現代に於ける行刑の精神より見れば、刑罰の執行を手段として罪囚を善導化育せんとする國權の一作用であるといふことが出來る。即ち行刑事業は國權の作用にして國家の專管する所である。從て之を容喙することは本來許されぬ所である。併しながら、之が改良發達を期するに於ては、他の國家的諸事業に等しく、それが國民の協力に俟つべきものなるは辯ずるまでもない。殊に其の沿革に徴するも本事業が多分に此の協力を要求し、且つ現在に於ても尚ほ然るべきは何人も之を首肯し得るであらう。就中所謂敎化の點に就ては大に社會の贊助を要するであらう。即ち、玆に行刑事業の贊助と稱するも、或は直接此の敎化作用に對し、或は刑の執行機關を通してなすところの寄與貢獻である。

さればまた此の贊助は、(1) 直接受刑者を對象として之を爲し得るもの、(2) 間接に受刑者を對象とするもの即ち直接には刑務職員を對象として之を爲し得るもの、(3) 其の他一般に行刑事業の改進に助成するものに分つことが出來る。余は之を夫れ〳〵(1) 直接贊助事業、(2) 間接贊助事業、(3) 其の他の贊助事業と呼ばん。此等諸事業に於ける本協會活動の現況は左の如くである。

（1）直接贊助事業

（イ）雜誌「人」の發行

本誌は毎月三回發行し、受刑者に讀ましむる新聞紙体の雜誌にして精神修養竝に日常智識に關する記事を掲げ依て敎誨敎

育に資してゐる。

(ロ) 教化資料の審査

受刑者看讀用書籍、巡回映寫用「フイルム」音樂教化用「レコード」を審査し、其の優良且つ適當なるものを當局に推奬紹介するのである。

(ハ) 巡回映寫班の派遣

右の如くにして審査選定されたる「フイルム」を全國刑務所に巡回映寫して受刑者の情操的教化に資せんとするのである。

(ニ) 刑務所所要衞生材料の規格統一

從來、我が刑務所に用ゐられたる醫療器械、藥劑等の如き衞生材料は、至て區々たるものであつた。乃ち本協會は此の點に鑑みる所あり、司法省の指示監督の下に之が規格統一を計り、其の購入に關して斡旋の勞を執つてゐる。

(2) 間接賛助事業

(イ) 機關雜誌「刑政」の發行

本誌は、毎月一回發行して之を本會員に頒つものにして、行刑事業の批判研究其の他行刑事業に關する諸家の体驗竝に意見等を掲載し、依て會員諸君の斯業に對する智識の涵養に資してゐる。今回昭和五年一月を以て、其の第五百號を算するに到つたことは既述の如くである。

(ロ) 講演會の開催

毎月一回茶話會と稱し學術講演會を開き、會員相互の親睦を計る傍ら名士を聘して講演を聽講することにしてゐる。

(ハ) 行刑研究資料の蒐集調査

行刑に關する圖書、繪畫、刑具、模型等を蒐集し會員の研究資料に供してゐる。

(ニ) 刑務官練習所の開設

前記(イ乃至ロ)に掲ぐる如く、刑務職員の人格技能陶冶養成に就ては、勗からず考慮してゐるのであるが、本協會は、尚ほ積極的に本施設に依つて優良なる職員の養成に努めてゐるのである。高級刑務官練習所、普通刑務官練習所竝技術員教師の講習會等の設けがある。

(ホ) 刑務職員の表彰、慰藉其の他

刑務職員の勤續、傷病、死亡、退職に對する表彰、追弔、慰藉、刑務職員共濟組合の經營、刑務職員及び其の子弟に對する奬學資金の給貸與、刑務職員心身鍛錬の一方法として全國刑務所を五區に分ち毎年各區に開催する武道大會、全國を統一的に開催する武道大會等之に屬す。

(3) 其の他の賛助事業

(イ) 刑務に關する出版事業の經營

本協會は夙に、刑務に關する法令の編纂、行刑研究資料の出版等をなして來たが、近來特に此の方面に力を致し、現に刑政研究資料、無刑錄、行刑法規類纂等あり尚ほ刊行準備中のものもある。

(ロ) 刑務所製作品の紹介

本協會は、時々受刑者製作品の品評會を開催し之を一般に公開すると同時に、各專門家の審査批評を請ふてゐる。仍て刑務作業の成績を社會一般に紹介し、一面、刑務作業の發達を期すると共に累犯豫防の大目的に資せんとしてゐるのである。

(ハ) 海外刑務區會との通信の交換

又本協會は、豫て嘱託員を置きて内外行刑事業の調査研究をなさしむるの外、海外の刑務協會と通信を交換し、彼我の稗益の增進を圖つてゐる。

（ニ）廣く一般に行刑事業に關する功勞者の表彰

（三）犯罪の防遏に就ての制度方法の講究

是れ本協會が其の組織を改め財團法人とせしとき明記したる追加の目的である。抑々、犯罪防遏制度方法の講究たるや、刑政有終の美を期せんが爲めには必須の條件である。從つて之れが達成方法に就てはまた格段の努力を爲すべきこと敢て贅言を要しない。併しながら之が達成に關しては人力の外最も財力の助けを要す。然るに本協會に於ては、前記寄附財團と會員より徴收する定額の會費が其の財力組成の要素をなすもので、行刑事業賛助の費用に充てゝ尚ほ餘裕あるものではない。加之本目的達成の爲めの事業は輔成會管掌の部分に屬したる關係上從來、本協會の此の方面に對する積極的貢獻の見るべきものは殆んどなかつた。

之を要するに、本協會活動の現況は、其の基礎を寄附行爲第五條に置き、之を適當に伸縮擴張して以上の如き事業の經營を有してゐるのである。其の目的達成の方法として、尚ほ遺憾の點多く、到底既定計畫のみに安居してゐることは出來ない。社會事業の一としての本協會事業の經營も、亦是に隨つて其の內容方法を新にすべきは當然のことである。而して本協會は將來に向ひ、次の如き目的達成の方法を計畫してゐる。

四、將來に對する刑務協會の抱負

案ずるに制度の運用は人に在り、如何に我が國の行刑制度が完璧を盡せりとも、其の之を實際に運用する刑務職員が、之が運用に遺憾なき適格を有するに非ずんば、其の制度の目的は到底實現を期することは出來ない。乃ち本協會

は第二に、行刑事業賛助の目的を達成せんが爲め刑務職員慰藉の途を講ぜんとするのである。

惟ふに昨今、司法權信頼の聲は日に高まりつゝある。而して、此の適切公平なる檢擧竝に裁判を實際に行ふは行刑作用である。されば行刑の施設運用の宜しきを得ざる限り、遂に刑政有終の美は之を全うするによしないであらう。是れ司法制度の中眞は行刑に在りて叫ばるる所以である。而して直接此の行刑の施設運用の任に當るものは實に刑務職員である。然らば刑務職員は、尚ほ司法制度の中眞機關をなすものと言はなければならない。然も前述の如く現代行刑の精神は、刑罰の執行を手段として罪因を善導化育するにあるが故に、行刑は尚ほ一種の教育にして、刑務職員はまた教育家と見得るのである。則ち刑政有終の美をなすと否とは、かかつて刑務職員の本質の良否如何にあると言はなければならない。然るに是等刑務官の現狀を見るに其の受くる精神的待遇は、幾多國家の配慮あるに拘らず、彼の警察官のそれに比し、尚ほ誠に同情に堪へぬものがある。要するに現在の世相に徴し、行刑の重要性と刑務官の現狀に鑑みるときは、刑務官殊に下級刑務職員の慰藉は刻下の急務である。是れ本協會が、之が慰藉の途を講ずるを以て、第二に將來に對する抱負とする所以である。

又翻て案ずるに、犯罪防遏の制度方法の講究てふ目的の達成に就ては、從來、本協會に積極的の活動がなかつたことは前節に述べた如くである。

吾人が犯罪を防遏せんと欲せば其の原因を除去するに努めなければならない。而して犯罪原因には、個人的原因と社會的原因とあることは既に刑事政策學者の說く所である。社會的原因の除去に就ては、社會經濟關係の調節、國民精神の振興等に依り、之を調和整頓するより外はないのであるが、個人的原因を抑制せんには、個人自體に一定の作用を與へなければならない。然も其の手段としての司法上の刑罰は、今尚ほ終局的決定的のものとすることは出來ない。蓋し、其の理想は、犯罪を可成的減少するといふにあるが、累犯者は日ならずして再び入所するの實況である。茲に於てか犯罪防遏の一策として累犯防遏の方法を講ずる必要上、釋放者保護の徹底を期せなければならない。而し

て一般の釋放者保護に付ては夫々其の機關があるのであるが、特殊受刑者の釋放保護に關しては、其の犯罪原因に社會的のものを多分に有するだけ既設の機關に依つて保護の萬全を期することは困難である。乃ち本協會は第二に前記附加的目的達成の方法として、特殊受刑者に對する釋放保護の抱負を有するのである。

更に又、犯罪防遏の徹底を期せんが爲めには犯罪人の精神關係をも探究して、犯罪發生の道程を知り之に對する防遏方法を講ぜなければならない。即ち犯罪心理の研究を必要とする。是れ第三に、本協會が附加的目的達成の方法として犯罪心理研究の抱負を有する所以である。

之を要するに、本協會が、將來に向つて有する目下の抱負には、前記經營中の事業に就てより以上の發展と充實を圖るの外、尙ほ（一）刑務職員の慰藉（二）特殊受刑者の釋放保護（三）犯罪心理の研究の三があるのである。而して本協會は是等既設事業として、如何にしてより充實發展せしめんとするか、又此等新抱負をば如何にして實現せんとするか、是れ次節に於て、本協會の使命を全うするに付ての必要條件として述ぶる所である。

五、結　言

上來、我が刑務協會の使命の何たるを說き、其の假定する達成の方法を述べ、進んで其の達成方法實行の現況及び達成方法に關する將來に對しての抱負をも披瀝して來た。玆に於て、飜つて本使命を全うするに付ての必要條件を述べて本篇の結言としたい。

我が刑務協會の使命を全うするに付ての必要條件は、之を內的條件と外的條件とに分つことが出來る。前者は、其の使命を全うするに付ての、本協會に存する原因力にして、後者は其の社會換言すれば本協會外に存する原因力の謂である。また此の必要條件は、之を人力（人的條件）と財力（物的條件）とに分つことも出來る。されば本協會の會員は其の人力であり、本會の有する資產は其の財力で、共に其の內的條件である。而して吾人は、今や其の內的條件

の充實を計るのみならず、進んで外的條件の招來に努力しなければならないのである。

抑々本協會が其の沿革に於ては單純なる會員組織の集團であつたことは前述の通りである。從つて當時に於て會員各自の努力が本協會の使命を全うするに付ての唯一の必要條件であつた。即ち人力が其の主要件を爲してゐたのである。然るに本協會が、其の組織を改めて財團法人となしたる今日に於ては、本協會の資產即ち財力の活動も亦主要の地位を占むるに至つた。これ本協會會員と本會の資產とは、其の本協會に存する使命達成の原因力である。

從來、當協會の財力の基礎としては會員より徵收する會費があつた。其の微弱なるは言ふまでもない。尙ほ財團法人となりたる今日に立ても、其の寄附財團乃至其の他の收入は未だ以て現在の諸事業をより充實發展せしむるの資となすに足らない。況や、刑務職員の慰藉、特殊受刑者の釋放保護、犯罪心理の研究等を爲さんとするに於ておやである。また其の人力に見るも本協會の目的達成に充分なりとすることは出來ないのである。然も之が徹底を期するに於ては勢ひ外的條件の招來を企てなければならない。

惟ふに本會の事業が、社會事業の一種にして、其の達成には社會の協力を要すべきは言ふまでもない。殊に本協會の現狀に鑑みれば、其の內的條件としての人力に於て財力に於て限りある本協會は必然に其の協力を社會に仰がなければならない。

乃ち吾人は先づ人力に於て社會の協力を仰がんが爲め、本協會會員を刑務職員乃至刑務關係者以外に擴張したい。之に就ては、中央役員として民間に於ける有時有德の士を加へることも必要であらう。また其の財力に於て、社會の協力を仰がんが爲めには民間篤志家に本協會基金の募集に應じて貰ふことも必要であらう。此の兩方面に涉り、本協會に於ては約十年前より此の計畫あり、著々と其實現に努めてゐるのであるが、之が達成にはまた現在會員諸賢の獻身的なる協力を致されんことを望む次第である。

之を要するに、本協會の使命を全うするに就ての必要條件は、人力と財力の結合であり、內的條件と外的條件の協

力である。前述の如く緊急の抱負を有する當協會としては、成るべく速に財力の充實を計らんことを期してゐる。されど遺憾ながら、昨今の經濟界の狀態では、到底其の速なる實現を企及し得られない。仍て吾人は隱忍自重、暫く時節の到來を待たなければならない。凡そ大なる事業は其の成るの日に突然成るにあらずして由て來る歷史がある。本協會の此の擧も亦同樣である。吾人は方に其の歷史たるべき過程を作りつつあるのである。而して至誠と勇氣を以て之を善處せんか、其は必ずや成らずして止まぬ。そして吾人は此の豐富なる財力と、社會の人々の力を併せたる人力の結合とに依り、我が刑務協會をして社會事業界に於ける最も權威ある機關としたい。之が成功の曉に於て、本協會が我が刑務會に燦然たる寄與貢獻をなすものなることを確く信じて疑はぬ。

終りに臨み、會員各位の猛勵を望んで擱筆する次第である

——(住江生)——

慰安問題を通じて見たる行刑思想の對立

青木誠四郎

本誌九月號に於て正木學士の論ぜられた慰安に關する問題は、私を通じて見ると次の三つの點に歸着せしめられるかに見える。卽ち、正木學士は(1)犯罪に對する社會的責任を果すために受刑者の社會的復歸の一條件として正常なる感情の回復を必要とし、そのために慰安の必要を主張せられ、(2)社會生活の一側面たる協力性を訓練するためにスポーツの有力なるを指摘してその必要を論ぜられ、(3)更に刑務所に於ける性問題の解決の一手段としてスポーツの採用せらるべきを說かれてゐる。

氏の說は、その論旨の或點に於ては、學士の他の論述を見ざるものにとつては、その論旨の强調と單純化とのために多少誤解を招くべきものをもつてゐるとは云へよう。たとへば「オスボーンのいつたやうに單調なる生活は人類を不德に導くものである。その不德に導くことから救はねば行刑はいつまでも累犯養成所になつて了はねばならぬ。犯人を累犯に導くがいゝか、人類をレフアインするために慰安を與へるがいゝかと云ふ問題に觸れて來ると、われわれは最早

慰安を與へることに躊躇することが出來なくなつて來るのである。」（九號九頁）と云ふ如きは、單調卽ち再犯と云ふやうな單純な三段論法と、論旨の强調とが、この論文のみを見るものにやゝ危惧の感を懷かしめるであらう。また、社會的生活に於てその一特性としての犧牲を特に强調したるため、偏頗なる社會觀を聯想せしめるものもあると思ふ。併しそれは、狹くこの論文のみを見たものから申し込まるべき危惧と云ふべきものであつて、私は當時も今も多大の敬意をこの論旨に拂つてゐるものである。

勿論今日の行刑は私の如き門外漢から見ても、これを教育化するために尙幾多の事業がある。作業の社會化的教育的强制、處遇方法の教育化的實施（慰安の如きもその一つではあるが尙他に種々なる問題がある。）と云ふが如き重大な問題があり、これ等がその慰安の問題にも優つてよく考へられなくてはならぬものがあるであらう。そして受刑者自身の問題としても音樂やスポーツの問題よりは釋放後の生活に對する心配から生活可能の自信を得ると云ふ問題の方が大切であるかも知れない。

併し、受刑者が社會人と同じく明快な感情をもつために、又その社會的生活の態度の敎養のために、また性的衝動の統制のために――實際に於てこれがいか程の効果があるかは疑はしいものがあるが、たゞ多少とも實効のあるとは從來實證せられて來てゐる。この問題は私はこゝではあまり問題にしないことにする。――所謂慰安をとり入れることに何人の異議もあるべき筈ではないと思ふ。そしてかゝる問題は慰安と云ふ如き語を用ふることはあまりに無意味なる娛樂と混同され易いのであつて、むしろ必要なる教育手段として、卽ち音樂による教育、スポーツによる教育として考慮せらるべき重要な意味を有つてゐると云ふ事ができる。

然るに刑政十一月號に於て江藤典獄は、これに對してかなり激越な口調を以て駁論をなし、更に刑政十二月號には正木學士の再駁論を見たのである。私はこゝに三つの論文を繰返して讀むことから、この兩說に興味深き思想上の溝を見出し、しかもそれが今日の行刑實際家の間に行はるゝ潮流を極めてよく示してゐることに思ひ至つて、敢て一門外漢としてこゝに兩說の對立を考へ併せて、私の愚見をも述べて見ようと云ふ興味にまで到達したのである。

二

十一月號に論ずるところの江藤氏の所說は、これを要約すれば次の四點に歸することができはしまいか。(1)行刑の具體的な方法は、教育機關の性質乃至被教育者の相異によつて定めるとこころがなくてはならぬと云ふこと。これは全體の氏の所論としては一見さしたる重點がないのではあるが、私から見ると氏の所論の立脚點としてかなり大切な意味を有つてゐるものと思はれる。(2)行刑は教育なりとは云へその教育は自由刑を行ふためのそれである。自由刑そのものを教育化するには行刑の內容となる「環境の桎梏を主觀的に解放し得る人間をこしらへる」十一月號三四頁點にある。譯言すれば刑務所に於ける不自由に忸れしめて以て氏の所謂不自由

な社會への適應性を培ふこと即ち自由刑化したる教育なりとせらるのである。(3)更に次の論點はこの場合行刑の一般豫防的使命を忘れないやうにすべきを高調してゐる事であり、その(4)は、受刑者のやがて復歸すべき社會が著しい苦惱の世界である事を忘れざる行刑でなくてはならないとする點であらう。結局この論は更にこれを要言すれば、受刑者には自由を與へるよりは寧ろ不自由に馴れさせるのが刑務所の刑務所らしき教育であり、一層嚴格なる行刑をなすべき事が刑務所の本來であつて、無味乾燥なる下層社會の生活を豫想しこれと同じ境遇に於て行刑すべきこそその使命とするところであつて、音樂をなし、スポーツをなすが如きは、かゝる意味に於けるあるべき刑務所なる機關に於てはなすべからざることであると云ふにあると云つてよいであらう。

私はこゝに正木學士の論旨と、江藤典獄の論旨とを比較して見ると表面は全じく教育刑と云ふ立脚點にあるかの如く見えるのであるが、その論旨の方向のかなたに望むものを見ると甚だしく異れる思想の對立を見るのである。

正木氏の所論は、その根柢に犯罪の責任は社會にあるのであるからこの社會に適合して生活してゆく人間をつくることを考へ、そのために全体を通じて行刑は教育でなくてはならないと云ふのであり、この觀點から慰安の問題が見られてゐるのであるが、江藤氏の論旨はかなりはつきりと犯罪はその責任の歸するところ個人にあり、個人の惡がこゝに至らしめたのであつて、行

刑は教育だとは云つても實に應報刑罰がその主眼とされなくてはならないと見られその觀點に於て慰安の問題が考へられてゐるのである。

私は次にこれ等の論旨に示す諸點を少しく仔細に考へてそれについての私見を述べて見たいと思ふ。

三

すでにあげた様に江藤氏の論ずるところによると、教育の具体的な方法は、「其教育機關の性質、乃至被教育者の相異によつて」(十一月號三二頁)異ならなくてはならないと云ふ。併しこれには何かの誤解がありはしまいか。そしてそれが或は刑務官特有の見解を示すものとして私にはこゝにまづ考へたい興味を起さしめるのである。教育は人間性の陶冶であり、文化價値の理解と創造へ至らしむる助成的活動であることは云ふまでもないが、その方法に於ては被教育者の個性に據らなくてはならぬ。そこに種々なる教育の方法が成立するのであり、機關が成立するのである。從つて被教育者の相異と機關の性質とは對等のものではなく、機關は被教育者の性質によつて定まる一具体的な方法なのである。私達は受刑者そのものゝ性質によつて刑務所の組織なり、運用なりを變化しなくてはならないのであつて、そこに犯罪者を認識する上の諸種の研究が必要になり、またこの認識の進歩によつて刑務所そのものゝ行刑機關たるの意味が變化して來たのであり、また將來も變化するだらうと考へられるのである。私達は刑務所があつ

て行刑があると思ふことはかなり囚はれた考へ方ではあるまいか。犯罪者があつて刑務所があるのであつて、刑務所があつて犯罪者があるのではない。私たちは、刑務所と云ふものが厳然として存在して、またその観念が一つの牢固たる形として存在して、その観念とその場所とを根據として行刑をしようとする様なさう云ふ思想が、行刑官の行刑観をなしてゐるだらうことが、江藤氏の論文を通じて覗はれるのであつて、従つてかゝる人々が行刑は教育であると云つてゐるのはたかだか監獄の門柱をペンキで塗つた位の薄さであることを感じないではゐられないのである。自らの心の中心にはあの高い塀と、くらい牢獄との動かぬ空氣の中に長い昔から醞醸されて来た「監獄」と云ふ考が王座を占めてゐるのではないかと思はせられるのである。

次に江藤氏は「自由刑を教育化せよと云ふ事」（十一月號三三頁）について、客観的に見て苦痛を與へその苦痛と不自由とに忸れさせる事をもつて、この趣旨が果されるものと見てゐられる。氏に於ては社會的乃至人生的不自由は、刑務所内の囚人不自由と同じのものであると考へられてゐる様である。正木氏もこの點を指摘（十二月號一一頁）されてゐるが、この點はどうであらうか。私も、もし刑務所に於ける不自由が社會の不自由と同一性質のものならば、この所説を喜こんでとり入れよう。併し事實はこれと異ることの甚だしいものを指摘することができよう。常人が世に於て不自由とする事は、職がほしくてもないと云ふ事である。食はうとして食ふことのできない事である。また美しい女を見て情慾にかられると云ふ事である。然るに刑務所に於

ては、その不自由と云ふ事は、室の外から鍵をかけられることであり、交談の自由を許されぬことであり、疲れたからと一服することすら許されぬことである。これ等を以てかれ等に應へんとする事が實際に於てでき得ることであらうか。否結果に於てはその反對がもたらされる場合が少くない。刑務所に於ける不自由への適應が反つてその社會生活に必要な自由を蹂躙し——かの刑餘者が氣味の悪い沈默のために、社會生活に支障を來すと云つた様な——その結果釋放後にわれとわが身の囚人化したことをなげくことさへあるのである。とは云へ、かやうな拘束のうちには、時には眞にかれ等の社會への適應のために必要なものもあるに相違ない。怠け心を勵まして勤勉すると云ふやうな。併しその價値ある拘束のうちにスポーツや音樂の排除があると云ふ事は、私の理解に苦しむことである。かゝる排除はこれによつて培はれる彼等の正常な明るい希望と彼等に見るやうな開いた感情を排除するものであつて、或はよき囚人を作ることにはならうが、斷じてよき社會人を養ふ道ではあるまい。そこに江藤氏と正木氏とには、所謂慰安に於ける價値認識の異るところがあるのを見るのである。併しこの價値認識の何れが正しいかはあまりに問題とするに足るまい。人間の歴史は數十年の間のスポーツマンシップの發達、乃至は藝術教育の發達がこれを示してゐるであらう。

こゝに江藤氏の論として忘れてならないのは「我々は……廣狹の別はあるが、修養により意識的に自覺的に、この不自由のどれ丈かに超越した自己心境を開拓して居るのであります、彼等受

刑者は、この不自由界を自己主観の働きによつて解放し去るの道を知らず、不自由界に順應すべき自己完成の道を取らず徒らに自己の小我に縛られて……」（十一月號三四頁）と云はれる考である。彼等受刑者は徒らに罪を犯したと云はれるのであらうか。そしてそれが故に我々と異る人種であるとせられるのであらうか。私はこゝに行刑に携るものが人間性に對しての無理解を見るのである。我々と彼等とは異る。我々はえらいものであるが、彼等はやくざであると云ふ様な思想が、心の中核を割つて見ると直ちに現れて來る程度にイドラとなつてゐるのではないか。

この受刑者を極惡不良と見る思想は決して江藤氏に止るのではない。多くの刑務官がこの悲しむべきイドラに囚はれてゐることを私は知つてゐるのであつて、そこに行刑の根本的な欠陷がありはしまいかと思はしめるものがあるのである。

尙序をもつて云ひ度いことは、江藤氏が「時に甘へた氣分に生かすことも必要でせう」（十一月號三五頁）と云はれて居ることである。かやうな思想は前述の「我々は……」と云ふ考へと同じ根に芽生えるものであらうが、今日の教育に甘へた氣分に生かすと云ふ様なことは幼稚園のそれにさへ用ひられるものでない。私達は正當なものであればどこまでも伸展させねばならぬのであるけれども、將來の禍根となる様なものは、少しと雖も許すべきものでない。それはサツカリンや砂糖程のものでも用ひらるべきではないのである。

以上で江藤氏の所論の二つの點について私の考へを述べたのである。次に問題とすべきは、行刑の一般豫防的効果を忘るゝ勿れと云ふ事である。氏の考へは短的に云へば今日の刑の量定乃至行刑はあまりに緩に過ぎる。より一層嚴酷な行刑を要求すべきである。然るに慰安の如き何ぞやと云ふ所論である。この點は正木氏の論は全く立場を異にしてゐるのであつて、苛酷なる刑罰、嚴酷なる應報を問題とする時は慰安は問題にならぬと云はれてゐるのである。

ゝに兩者の論は全く對蹠的な位置におかれてゐるのである。

行刑の一般豫防的使命と云ふ様なことは、私は全く素人であつて解らない。併し常識的に見て、いつたい一般豫防と云ふことがどれだけ効果があるかと云ふことは甚だ疑はしいことではあるまいか。人々には罰を思ふよりは一層窮迫した生活の欲求があるのではあるまいか。餓に泣く妻子を見ては、嚴めしい刑務所の外塀の如きは眼に入らないのではあるまいか。それは情慾にもえる青年に花柳病の害を說いて童貞を守らせやうとする企と全じ効果しかないのではあるまいか。

が、それはまづ相當にあるとする。併し、正當な人間として社會に復歸する性質を培ふ以上にこの一般豫防と云ふことに重點がおかれねばならぬであらうか。そこに問題がある。彼等受刑者に於ては、刑務所のあの外から鍵のかゝる室に、外塀の高さを仰いで、五分五分の飯を食はされることで十分に世への見せしめとなつてゐるのではないか。否よく考へれば、この見せしめ

はあまりに苛酷でさへあるではないか。それよりも私達は彼等を生んだ社會の欠陥を考へ、彼等の性格發達の不都合な環境を考へて、一日も早く正常な社會人となるの道を共に考へなくてはならないのではあるまいか。この點について私は、正木氏の「之を行刑の方面に付て見れば、特別豫防が主であつて、一般豫防の從たること」(十二月號一三頁)を說かるゝのと全く仝感である。

私たちが、もし一般豫防的効果をあぐるに汲々としてゐるならば、夫は刑務官をして牢番ならしむるものである。併し行刑に對して社會の要求してゐる所は決して、斯樣な事のみではないだらう。否もつと切實な要求は、彼等を一人の社會人として再び自分の懷に抱くべきことである。刑務官がこの社會の要求を胸に一ぱいにして行刑の事にあたる時、そこに當然いろいろな施設が考へられ、いろいろな行刑の方法が考へらるべきである。その一つがこゝに云ふ慰安の問題なのである。こゝに正木氏の所論の方向があり、かれに江藤氏の論の方向があるのである。

次に江藤氏は、行刑が復歸する社會の實相に反省すべきものゝ多くをもつてゐると力說され、それが苦惱の世界であつて「とても人並に音樂し、人並に享樂しつゝうだつの上がる世の中でない」(十一月號三九頁)が故に、第二の論旨の如く、無味乾燥な生活に忸れさせるため、音樂やスポーツを排除しようとされてゐる。併しかやうな論調を以てするならば、現在刑務所で見せてゐる、長崎のそれに於ても見せてゐるであらう活動寫眞の如きもその類であつて、昭和二年の內務省の統計によると、一年間の活動寫眞の入場者は本邦總人口の一、五倍であつて、農村にいたつては極めて少いのである。そしてその入場料の如きも安くて三〇錢であつて、假に一圓五十錢の日給としても決して廉なるものでなく「人並」に見ては「うだつ」のあがるべきものではないのである。

併し、私達は釋放してから活動寫眞の觀覽と云ふことができる樣にとのみ念願してかゝる施設をしてゐるのではないだらう。むしろ私たちから見れば、それから人間らしい感情を培ひ、久しくつゞいてゐた感情の凋渴を醫するためにこの施設があるのである。いはゞ生きた心臟の存在を知つて、明日への生活の飛躍を少しでもこれによつて培はうとするものではあるまいか。

しかもこの論は、釋放者の生活は無味乾燥であるべしとし、それを一步も踏み出すものでないとする獨斷——無慈悲なる獨斷——がある。私は甘やかした溫情主義はむしろ行刑の上では排すべきものと思ふ。が、それ故にこそ、自ら音樂をきいて今日の一日を慰め、一管の笛に自ら心をやる生活境を拓き、やがて生活の試練に堪ふる人間たる道を開き、更にスポーツによつて社會生活への鍛練をされるといふ事が必要だと思ふのである。

すでに云つた樣に私は、かやうな重い意味をもつてゐる音樂やスポーツや映畫を慰安と云ふにはあまりに消極的な氣持に過ぎるものがある。むしろ音樂による教育、スポーツによる教育——教育がわるければ、音樂による行刑……——と稱すべきものだと思ふ。

江藤氏は尙散步を論ぜられてゐるがこれは遠足と云ふ意味なればいざ知らず、大した問題で

はあるまい。たゞ江藤氏が云ふ如き、構内の自由歩行の先決は、全感ではあるが、その問題の基點が全く異るものを結合してゐる憾があるのではないかと思ふ。

五

私はあまりに私の考へを云ふに切であつて、前述兩氏の論を比較する事に怠つたやうである。けれどもそこに自ら明かなやうに、兩氏の所說はその根柢に於て異るものと感ぜられる。

私は、今日の刑務官が、あまりに舊來思想の雰圍氣のうちにあつて、受刑者の眞の心に觸れることができず、刑務所の不自由を過重視して彼等をよき囚人とする事に努力し、われ等とかれ等との間にあまりに自惚れに隔てをおいて應報のために動いて、やゝもすれば卒番となることをおそれるのである。

正木氏と江藤氏との論戰はこの意味に於て、今日の刑務官の興味ある思想の對流を示すものであつて、一方では刑務官の敎育行刑と云ふものゝ實質の如何なるものであるかを示すものとして注意すべきものを見たのである。

終りに實行のできない事を以て直ちに說を覆すことができたと思つてはならないことをつけ加へたい。理想を以て努力するものには徐々にではあらうが、その熱意の如何によつてこれを實現するに近くゐることができる。そこに私たちのもつ所謂「說」の差があり、そこに應報と刑罰とを念とする刑務官と、敎育と指導とを念とする刑務官との實績上の差が生れるのである。

東洋刑事法制史

——支那に於ける刑罰の變遷——（一）

佐伯復堂

（三）皐陶の政策

帝舜の司法長官、皐陶は、最も意を謨即ち刑事政策に傾注した。皐陶は刑事政策の最大根本を君主たる者の德に置き、徒らに權を以て人民に臨むは、國家の長久を期する所以に非ずといふ。

皐陶謨。都。愼厥自修思永。

皐陶の意見としては、刑罰は犯罪の豫備手段たることは勿論なるが、刑罰のみが犯罪の豫防でない。犯罪の由つて來る原因を除去することは、その豫防に就て、刑罰以上の價値あるものと認めたのである。皐陶、刑事政策の目的は、人民の安定即ち社會の擁護であつた。而してこの社會擁護の目的を達するには、その政策を執るに適當する人物を選ぶことが、最も必要條件であつて、刑事政策の良否は、主として之を運用する人物にあることを看破し、人物の何たるを知り抜き、その適任なるを知れば、刑事政策の大綱を與ふるに止め、他は悉くその人の自由裁量に任じ、敢て或は疑ふ所なかつたのである。

皐陶曰。都。在ㇾ知ㇾ人。在ㇾ安ㇾ民。

しかし、人物を知り抜くこと、及び人民を安定することは、共に先聖帝堯も難しとする所なるは、洵に伯禹の言の如くである。唯それは程度如何の問題で、上を言へば限りもないが、治國に必要なる點までの事は、皐陶に於て固より深く信ずる所があつた。皐陶はその如何なる人物かを觀察する方法として、九德の目を擧げてゐるが、九德の一面には、必ずその根據するを示してゐる。

皐陶曰。寬而栗。柔而立。愿而恭。亂而敬。擾而毅。直而温。簡而廉。剛而塞。彊而義。彰厥有ㇾ常。吉哉。

又た人民安定は、一身より一家へ、一家より九族へ、九族より部落乃至國家へと推廣むる擴充主義を取つたのであつたが、而してその人民を安定する理由を、物質界に求めずして、精神界即ち惠愛に求めた點は、さすがに炯眼であつたと謂はぬばならぬ。

皐陶曰。安ㇾ民則惠。黎民懷ㇾ之。

當時社會の經濟狀態は、天災此變に迴著せざる限り、露用供給の何れに於ても、比較的容易に之を充足し得ただけ交換物資、豐富にして、物々交換時代中に於ける經濟的好況を呈せるものの如く、少しく時代が溯るが、その頃の帝堯時代には、皷腹擊壤の歌さへあつた。

有ニ考人一。舍ㇾ哺皷ㇾ腹擊ㇾ壤而歌曰。日出而作。日入而息。鑿ㇾ井而飲。畊ㇾ田而食。帝力何有ニ於我ニ哉。

かくの如く、環境は生活の安定問題にさして惱まされなかつた時代であつたが、さりとて生活上物質界への欲求が相當に强烈であつたことは、固より言を俟たぬことである。しかも、皐陶はその安定の重點を、物質界に求めずして精神界に求めた。精神界に於ける惠愛の主張は、德治主義の司法長官としての立場より見來つて、蓋し當然の歸結であらう。抑々社會內に於て生存する爲に、自己の慾求を充足するに必要なるものを、その社會內に於て獲得する權利は、他の指導を待たずして、何人も自然に主張する所であるが、かかる生存の權利を主張することは、經濟鬪爭の原因であり、延いては政治鬪爭の原因である。而してその政治鬪爭の究竟は、往々國家の戰爭となつて一段落を告ぐることがある。この生存權利に對し、力、正義、將た勞働等、種々の基礎的觀念を以て、觀察するものあるも、皐陶は惠愛てふ基礎的觀念を以て觀察してゐるのである。ここに德治主義の特色が發揮されてゐるのである。惠愛の前に於ては、總ての鬪爭がその力を失ひ、自己の權利を主張する代りに、自己の義務を主張する。義務の主張には互に衝突がない。從つて鬪爭もない。皐陶はこの綱領を以て天意の政治即ち天工を代行して、上は帝意を体し、下は民意を酌み、廣く賢能を擇び、以て衆職に任じ、刑罰を公正に施行し、刑事政策を妥當に運用した。

皐陶謨。兢々業々。一日萬歲。無ㇾ曠ニ庶官一。天工人其代ㇾ之。天敍有ニ典。勅ニ我五典一。五惇哉。天秩有ニ禮一。自ニ我五禮一。有ㇾ庸哉。天命有ニ德一。自ニ我五德一。有ㇾ庸哉。政事懋哉々々。天聰明。自ニ我民一聰明。天明畏。自ニ我民一明威。達ニ于上下一。敬哉有土。皐陶曰。朕言惠。可ㇾ底ㇾ行。』

大禹謨。罔下愽ニ百姓一。以從中己之欲上。』又曰。益曰。吁。戒哉。儆ニ戒無虞一。罔ㇾ失ニ法度一。』又曰。禹曰。朕德罔ㇾ克。民不ㇾ依。皐陶邁ㇾ種ㇾ德。德乃降。黎民懷ㇾ之。』

益稷。皐陶方祇ニ厥敘一。方施ニ象刑一惟明。』

(四) 虞夏の禮刑

皐陶は帝舜、大禹二君に歷事して、司法の大權を委任され、能く天意を承けて刑政に與かつた。而して天意は即ち

民意であつたことは、前已に之を述べた。虞夏の國家觀念としては、人民を根本とし、君主を枝葉とした。枝葉は上に位し根本は下に位す。階級よりすれば、君主は人民より貴しと雖、存立よりすれば、人民は君主より重いとする。根本を培はざれば枝葉榮えざる如く、人民を固めざれば君主は安んずる能はずといふ觀念は、支那開國已來の立國精神である。社會的にいへば、國家は地域、社會、支配階級を要素として成立する人類の結合であり、法律的にいへば、國家は土地、人民主權から成立する團体であるが、その主權は、人民あつて後に發生するもの、即ち社會ありて始めて支配級が起つて來たものといふのが、正しく支那の國家觀念である。

夏書。民惟邦本。本固邦寧。

天意は民意となりて現れ、民意は天意の存する所なる以上、民意は果して那邊に在るかを見出すことは、君主として最も重大なる責務である。この責務を全うする爲に、自覺ある帝王は、如何なる工夫を爲されたかといふに、偏へに敬の一字に在つて存した。克く天戒を謹み、「慄乎として朽索で六馬を駁するがごとく」考へられたのである。かくして、秩序の上に於ては、君主と臣民とは嚴別されたが、情愛の上に於ては、君主と臣民とは一体となつたことは、虞夏を通ずる一の美風であつた。

五子之歌。皇祖有訓。民可近。不可下。』予臨兆民。慄乎若朽索之馭六馬。爲人上者奈何不敬。』

皐陶は虞夏二代の司法長官として、司法部の尖端に立ち、犯罪の既發に對して、刑罰法規を施行し、犯罪の未發に對して、刑事政策を運用したのであるが、その刑罰法規と刑事政策とは兩つながら、唐堯虞舜、殊に虞舜の帝意を制定せる象刑即ち刑法が根抵が、この刑法を以て德教を輔成し、以て人民を安定せしめた點に於ては、後世の聖君その揆を一にし、然して後、禮刑分化し、その間自ら次第あつて乱るべからざるに至つた。禮は禮法、刑は刑法で、禮法

は德を樹つる所以、刑法は教を弼くる所以で、二者は偏廢すべからざるのであるが、治國の順序からいふときは、禮法は先にして刑法は後であつた。

無刑錄。今攷虞書。舜攝ㇾ位之初。先齊七政。紀群神。舉行朝覲巡守之禮。協時月。正日。同律度量衡。修五禮。脩五器。如五器。然後申明刑法。以布告天下。則禮刑之分。自有次第。而不可ㇾ乱也。

而してこの禮に遵へば德あり、又たこの分に悖れば罪あり、德あれば賞せられ、罪あれば罰せられた。是れ皆天意の發動にして、君主の得て私すべきではないといふのが原理であつた。かくて德は人民を化する根本であり、刑は治道を輔くる要具であつたが、所謂聖君は、刑を以て刑を用ひずして、德を以て刑を用ひた。司法の要諦は、要するに禮刑兩端に過ぎなかつたのである。德は人々同じく皆慕ふ所で、人心を感化する根本であるが、禮はこの德を成す原因となるもので、教は禮を修め德を成すべく導くものなると共に、刑はこの教を輔けて、社會民蒙を安定するに缺くべからざるものとしたのである。禮、刑、德、教即ち禮法、刑法、德教、教育の關係は、敍上の如くであるが、刑法を德教の輔助とした點、即ち刑罰を教育に於ける一種の機關と爲し、之を德教の教育に卷き込みたる見地は、帝舜の創見であつて、虞夏二代を通じ皐陶の實行したる急所であつた。

(五) 商代と伊尹

民意は帝意王意にして、又た天意なること、前已に述ぶる如くであるが、夏王は信を人民に失ひ、遂に國家を滅し、次で興つたのは商王である。

周語。商之興也。檮杌次於不周。(檮杌獸也。過ㇾ信曰ㇾ次。不周山在河東。)

商書。『夏民有レ罪。予畏二上帝一。不二敢不一正。』

商は契を祖とするが、契の父は嚳、嚳は堯の父で、堯は契、及び周の祖たる后稷と兄弟である。これ故に、唐・虞・夏・商（殷）・周の五祖中、虞舜以外は、悉く一門一族である。これに由つて之を觀ても、當時は部落時代であつたことを推測するに難くない。

魯語。『商人禘レ舜（嚳之譌也）而祖レ契。郊レ冥而宗レ湯。周人禘レ嚳而郊レ稷。』

部落時代の常態として、或る一門一族中、最も信望ある者に對し、代天の號と目すべき天子の位に置き、あらゆる刑罰の權を與へた。刑罰中に於て最も偉大なるものを天の刑天の罰、或は天討とするが、所謂天の刑罰は、帝王の制定せる刑罰と一致すべきものであつて、若し帝王の制定した刑罰が、天の刑罰に反撥するときは、曾に不天即ち「天祐なき」のみならず、天の制裁を免る能はずといふ。これは獨り國家の刑罰のみでない。刑罰を制定する天子その人にも亦た免るる能はざるものとし、民意を無視し民意と逆行する天子には、その臣民が立つて之を誅戮するに至り之を天討と稱したのである。この臣民より君主に向つて與ふる天討は、商國の初代陽王より始まつた。換言すれば、帝堯は帝舜に、帝舜は伯禹にその位を禪讓したが、伯禹の末裔は、成湯の爲に放伐され、鳴條に走りて死んだ。

商書。湯誓。『時日曷喪。予及レ汝皆亡。』

罰。『予其大賚レ汝。爾無レ不レ信。朕不レ食レ言。爾不レ從二誓言一。予則孥二戮汝一。罔レ有レ攸レ赦。』

仲虺之誥。『成湯放二桀于南巢一。』

成陽は何故に夏王の桀を伐ちしかといふに、人民一般が私情私慾をほしいままにし、之を統制するに足る主權の聰明、勇智なかりし爲である。

仲虺之誥。『嗚呼。惟天生レ民。有レ欲無レ主乃亂。惟天生二聰明一。時人。有夏昏德。民墜二塗炭一。天乃錫二勇智一。表二正萬邦一。纘二禹舊服一。』

夏王有レ罪。『矯二誣上天一。以布二命于下一。』

德懋懋レ官。功懋々レ賞。用レ人惟己。改レ過不レ吝。克寛克仁。彰二信兆民一。』

商代の刑制は、前代の刑制を踏襲せるもので、法制的發達を見ざるも、德教的發達を遂げた。唯法律と道德とは相待つてその效果を奏する所以に就て、その概念を定めた。

仲虺之誥。『以レ義制レ事。以レ禮制レ心。』

事實は正經、精神は禮義で制裁すべき所以を簡述したのである。正義は客觀的權利の分界する標準で、禮義は主觀的義務の分界なる標準である。前者は正義で百事の可否を裁制し、後者は禮義で一心の過差を檢制するのである。而してこの裁制、檢制するものは、その人の人格である。

湯誥。『若有レ恒性。克綏二厥猷一惟后。』

この有恒性は、變化極りなき心性中に於ける恒久性即ち人格である。即ち人は人格に由つて、自己の一心の過差を檢討するを緊要とするが、就中、天子は國内總ての罪惡を一身に脊負ひて立ちたる觀察がある。

同書。湯誥。『其爾萬方有レ罪。在予一人。予一人有レ罪。無レ以二萬方一。』

成陽の臣下には、伊尹があり、伊尹は成陽の沒せる後、成陽の子太甲を輔翼して、先づ國内より官吏を物色し、官刑を制定し、以て有位に儆められた。官刑は帝舜之を制定せるものにて、鞭を以て官事を治むるの刑である。帝舜時代に制定せられたるのみにて、措いて用ひられざりしと見え、「伊訓」には復た新たに官刑を制定せる由を記してゐる。而してこの官刑は、官紀振肅を目的とせる刑罰にて、當時如何なる事實に科したるかといふに、巫風即ち巫覡の歌舞を爲すが如く宮に舞し室に酣歌するもの、淫風即ち貨色に殉ひ、常に逆徼するもの、亂風即ち聖言を侮り、忠直

に逆ひ、善徳を疎んじ頑童を親むもの、紂上の三風の各目合して十あるが、之を十愆と稱し、その中の一愆あるも家國を亡ぼす力ありとし、之に對して極力防衛した。若し臣下にしてその事ふる君主が、かかる愆あれば、どこまでも匡正の任に當りて、諫止せねばならぬ義務を課され、この義務に反すれば、墨刑に處せられたのである。この官刑に就ては、將來官吏たらんとする童濛始めて學ぶ者に對しても、嚴重に警訓せられた。伊尹は不義即ち犯行に對し尤も慣習を愼ましめたのであつた。この慣習に着眼した點即ち習慣は天性と結合して一となること、かくてはまた匡正の道なきに留意せる點は、刑罰史上、特筆の價値あるものである。

伊訓。制官刑。儆家有位。曰敢有恒舞于宮。酣歌于室。時謂巫風。敢有殉于貨色。恒于遊畋。時謂淫風。敢有侮聖言。逆忠直。遠耆德。比頑童。時謂亂風。惟茲三風十愆。卿士有一于身。家必喪。邦君有一于身。國必亡。臣下不匡。其刑墨。具訓于蒙士。』

伊尹曰。茲乃不義。習與性成。予弗狎于弗順。』

伊尹は罪戾の原因に就て、深く儆訓する所あつたが、その罪戾即ち法度礼儀を毀敗する行爲は、本づく所は情と欲とを放縱ならしむるにありとし、之に對して豫防政策を怠らなかつた。

太甲。欲敗度。縱敗禮。以速戾于厥躬。天作孼猶可違。自作孼不可逭。』

伊尹は罪戾と天意との關係を、敬の一字に由つて高調した。即ち罪戾も敬ならさるよりも起る自己の情欲に打勝つてその身を敬すれば、罪戾の由つて起るべき間隙がない。これ正しく天意の親しむ所であるとした。しかし、伊尹の最も努力した所は、これらの點ではない。伊尹は一國の元首たる者の德に就て、極めて切實に述べてゐる。伊尹は德望と權威と並列し、君主はその德望を本とすべきを力說した。而して德望ある者は、必ず天祐あるを以て原則としたのである。この德望は即ち君主に對する人民の信用を表するものにして、君主にして人民の信用を失ふときは、その一面に於て、天意に逆戾するものとなり、天に代る德望ある者より誅討を受くべき運命にあるものとしたのである。

諺曰。若藥不瞑。厥疾不瘳。若跣不視地。厥足曷傷。』

湯。夏王滅德作威。以敷虐于爾萬方百姓。』

告無辜于上下神祇。天道福善禍淫。降災于夏。以彰厥罪。』

上天孚佑下民。罪人黜伏。』

爾有善。朕弗敢蔽。罪當朕躬。弗敢自赦。惟簡在上帝之心。』

太甲。嗚呼。惟天無親。克敬惟親。罔常懷。懷于有仁。』

一人元良。萬邦以貞。』

臣爲上。爲德。爲下。爲民。』

盤庚。邦之臧。惟汝衆。邦之不臧。惟予一人有佚罰。』

說命。監先王成憲。其永無愆。

高宗肜日。惟天監下民。典厥義。

嗚呼。王司敬民。罔非天胤。典厥祀。無豐于昵。』

愚子。殷罔不小大。好神竊姦宄。鄉士師非度。凡有辜罪。乃罔恆獲。小民方興。

相爲敵讎。今殷其淪喪。若涉大水。其無津涯。』

吉田松陰 橋本左内 の 獄制改革論

尾佐竹猛

幕末の大立者たる、吉田松陰と橋本左内とは共に年若くして一代の師表となり、しかもいづれも壯年にして刑場の露と消へたのであるが、一は山陽の傑士にして一は北陸の偉傑であつた爲め、その相會ふの機會が無かつたのであるが、偶然にも時を同ふして江戸の獄に降り、その相語ふの機は無かつたとはいへ、各獄制改革の意見を有し、間接に之を傳聞いて景仰して居つたといふことは頗る興味ある點であり、しかもその獄制改革論なるものは、いづれも歐米思想に基づくものなることを知るに及んでは、その卓見の非凡なるに驚くのである。

我國では古來獄制を賤み、これを口にすることだに忌んだのであるから、如何なる傑出したる政治家も、殆んどこれに思ひを及ぼしたることさへなかつたのに、此兩傑士は國事奔走、死生の衢に往來する間に、監獄に關しても一隻眼を有して居つたことは眞に偉とせざるを得ない。

この兩傑士の政治上の事蹟に付てはあまりに知れ渡り過ぎて、今更余輩の筆を俟つ迄もないのであるが、從來比較的輕視されて居つた獄制意見は、益その偉大さを增すものである。我等法制の實務に從事し、兼ねてその沿革を知らんとするの徒は、その事蹟に付ては忽諸に付すべからざるのであるから、ここに乏しき史料を提げて、その事蹟を物語らんとするのである。

吉田松陰が江戸在獄中の手紙に、種々獄内の狀況を通信したるものがあるが、その中の一節に

寅（松陰）未だ曾て德川氏の御恩と申事は存不申候間、下獄後初て幕府愛人の政を存、感服仕候、今其大畧申上候、醫藥之事又寃枉を察する事行屆居候段感心仕候云々

といふのがある。皮肉でもアイロニーでもなく、眞に斯く感じたるにて、その實例を擧げて說明して居る。

それから實際に見聞より得たる議論としては、

幕の能吏の名あるは大抵死罪に非る者は早く穿議をすませ、出牢せしめ、大辟以上は手間を懸て穿議をなす、大底の罪を糺すに六ケ月に過る事なし、寅（松陰）四月十五日下獄時に囚人十三人許あり九月十八日出牢する迄に皆一人も不殘出牢仕候、其內或は出、或は入るもの前後通計して五十人にも及び申候。何故に能吏は久しく獄に囚人を置かぬかと申候得は獄に居ると自然と惡事の工夫が付、又諸國諸州の惡黨と切磋致し候故、度々牢へ入るほど大膽に相成申候。牢へ這入候て惡にこり候ものは餘り見も聞も及不申候。此事御深察奉希候云々

といふのがある。獄は惡人を懲戒する所でなく、反つて惡事修練の場所であることを痛嘆し、幕吏もこれを注意して居ることを記して居る。

こゝで監獄改良論を考へつつあつた處へ、橋本左内が入獄し居り、獄政改革論を有するを傳聞し、これを景仰したのである。それは松陰最後の手記たる「留魂錄」に

越前の橋本左內二十六才ニシテ誅セラル、實ニ十月七日ナリ、左內東奧（牢屋の東の奧の室）ニ坐スル五六日ノミ、勝保（勝野保三郎）同居セリ、後、勝保西奧ニ來リ予ト同居ス、余勝保ノ談ヲ聞テ益々左內ト半面ナキヲ嘆ス、左內幽囚邸居中資治通鑑ヲ讀ミ註ヲ作リ、漢紀ヲ終ル、又獄中教學工作等ノ事ヲ論セシ由、勝保予カ是ヲ語ル、獄ノ論大ニ吾意ヲ得タリ、予益々左內ヲ起シテ一議ヲ發センコトヲ思フ嗟夫。

左内の獄制論に傾倒し、相會して語るを得ざるを遺憾とするの狀歴を瞭するが如くである。曾に獄制ばかりで無く此兩傑をして一堂の下に相語らしめたならば、その經綸策に付ても大に聞くべきものがあつたであらうに、眞に惜しむべきである。

更に松蔭門下の傑物、久坂義助も左内の獄制改革論を傳聞し、先師松蔭と說の合することを記して居る。

それは同人の著「俟采擇錄」に

橋本左内、黎園ト號ス、越前福井ノ藩士ナリ。戊午、京ニ上リ窃ニ朝廷ヲ勸ムル所以ノモノニ非ラスヤ、而シテ今ノ獄ニ繫ルモノ節ニ死ス。骨原廻向院ニ葬ル。初メ獄ニ在リ、余カ友、乙葉大助亦タ曾テ囚ヲ同クス、頗ル余カ爲メニ之ヲ說ヒテ曰ク、黎園常ニ獄制ヲ論ジテ云ク、獄ハ惡ヲ懲シ善ヲ勸ムル所以ノモノニ非ラスヤ、而シテ今ノ獄ニ繫ルモノ士ヲ惡ミ惡ヲ加ヘテ改メ悔ルヲ知ラサル所以ノモノハ、接スル所ノ者ハ穿踰攘奪ノ術ノミ。其脫ツルニ方ツテハ一錢ヲ齎ラサス。家ノ寓スヘキナシ。是ニ於テ試ミニ向キニ談ズル所ノ術ヲ以テス。而シテ小盜亦タ竟ニ豪賊ト爲ル嗟乎。獄制此ノ如クンバ、安ンゾ勸懲ヲ爲スモノアラン哉。宜シク囚人ニ授クルニ其堦ヲ以テシ、勤ムルモノハ贖局ニ入ルヲ允シ惰ル者ハ之ヲ隘室ニ置キ、一局ニ教師ヲ撰ヒ、或ハ聖賢ノ書ヲ講シ或ハ稗史野乘ノ以テ法トナスヘキモノヲ說キ之ヲ諭シ之ヲ導キ、而シテ其脫ルニ方リテハ、其作業ノ得ル所ノ金ヲ之ニ與ヘハ、則チ惡ハ自ラ懲ラスヘク、善ハ自ラ勸ムヘキナリ。（原漢文）

とて左内の說を紹介して居る。これも左内の獄中に在るときの說を傳聞したのであるから、前揭の松蔭の傳聞したのと畧ぼ時を同じくして居る。左内の在獄は僅かの日數であつたが、その獄制改革論は非常に喧傳して居たものと見へる。而して久坂は右の說に

此ノ說、自ラ先師（松蔭）作ル所ノ福堂策ト符合スと附記して居る。松蔭の福堂策は今ちよつと坐右に無いから參照することが出來ぬが、その根本に於て左内說と一致して居ることを知るのである。久坂は更に語を繼いで曰く、

未レ刑獄ハ政ノ大ナルモノニシテ忽諸ニスヘカラサルモノヲ過リテ誰カ家ト問フ。今ヤ其穢汚ニ屬スルヲ以テ敢テ近カズ敢テ論セス。是ヲ以テ獄制日ニ壞レ囚人懲勸スル所ヲ知ラス、嘆セサルヘケン哉

と嘆じて居る。この說も多分松陰の感化を受けた說であらうが、更に米國の監獄觀をも述べて居る。曰く、

近ロ亞墨利加總記ヲ讀ムニ、各省各府、皆牢獄ヲ置ク、獄内上下左右皆大石ヲ用ヒ、數人一房、或ハ一人一房、皆極メテ清淨、窓ヲ開ヒテ風ヲ引キ、房外之ヲ繞ラスニ欄ヲ以テシ以テ散步ニ便ス、管監管、衣食ヲ與ヘ善言ヲ勸メ、各之ニ業作ヲ授ケ、而シテ善惡ノ途ヲ分ツ。善キモノハ之ヲ寬處ニ居キ、惡キモノハ之ヲ狹處ニ置カシム。是ニ於テ善惡ヲシテ相雜揉スルヲ得サラシム。嗚呼夷狄ノ心ヲ測獄ニ用フル猶ホ且ツ此ノ如シ。堂々タル君子國安ンゾ勸善ノ道ヲ忽諸ニスルヲ得ンヤ。

近時姫路ノ神吉主膳大ニ獄制ヲ變スト雖未タ其詳ナルヲ得ス之ヲ他日ニ挽ツト云フとある。この久坂の說と亞米利加總記の獄制との關係に付いては、吉野博士の「新井白石とヨワンシローテ」の附錄「獄政改革」の條に述べてあるから、これを畧するが、この書を讀んで見ると、右の久坂の說ばかりでは無く、橋本の說も同じ臭ひがある。固より左内の卓見から案出した說ではあらうが、少くとも歐米の監獄觀が多分に加はつて居ることを否む譯には行かぬ。今一步進めば、久坂も橋本も同一の書を讀んだのでは無いかとも考へらるる。橋本は蘭學に通じて居つたのであるが、當時の蘭學者の原書にて得たる知識は、主として軍事、醫學、理化學等の方面で、政

治法制等に關する知識は漢書に依つたものが多い。といふのは當時支那に於ける英米人、若くは支那人が歐米の書を漢譯した書が多く出で、これが我國の知識階級に多く讀まれたのである。その中早く入り來りて、多くの人士に讀まれ、幾多の飜譯飜刻が出たのは「海國圖志」である。この書は漢文の世界地理書として最も完備したものである。當時の新知識は競うて此書を讀んだものである。前揭の「亞墨利加總記」はその米國の部を廣瀨竹庵（可行）の飜譯したものである。而して橋本の諸種の書簡を見ると、海國圖志を讀んだことが見へる。又松陰の手紙の中にも、

海國圖志一卷先日拜用之分寫了、奉却呈候、寫取候分も附上仕候間御一覽之序、原本と御對校被成候ハヽ、別而難有奉存候、勿論原本も草々に寫したるものと相見、誤脫多く殊に倒置之所有之哉に被相考候、御心付被成候處は何卒御なほし奉願候、又後卷明日迄拜借を祈ると北條へ被仰度奉願候、扨林則徐、魏源兩人共有志之士にて殊に蟹行書に通たる人なり、如何にも有志之士へ蟹行學を勸め、かかる好書著述させたきものに御座候、尊意如何云々

といふのがある。松陰も海國圖志を筆寫したことが判る。文中、北條とあるのは北條源藏のことで、後に萬延元年の遣米使節新見豐前守一行の隨員として渡米し、該所見物の際一行と共に米國の監獄をも視察して居るのは、矢張り海國圖志の影響を受けたのであらう。又文中の林則徐、魏源とあるのは海國圖志の編纂者である。

斯の如く、吉田松陰、橋本左內、久坂義助とも海國圖志を讀み、その米國の監獄制が頭の中に在つた處へ、松陰、左內共下獄し、監獄の內情を体驗したのであるから、獄制改革意見の生じたのも當然である。而して松陰がその同意見たる左內の說を直接聞きたかつたことも尤と思はれるのである。せめて此兩人傑を明治の始め迄生存せしめたならば大なる政治問題は別とするも、獄制だけに付いても大に見るべきであつたらうと思はれるのである。苟も近世史特に獄制史を知らんとするものは獄制改革論の先覺者として此兩傑を忘れてはならぬのである。

累進處遇法管見

富井隆信

一般警戒の効果は刑法の規定によつて擧ぐることができる。自由刑の執行は特殊豫防をその目的とする。特殊豫防は犯罪者を改善するのであつて、それは苦しめ辱かしめることによつてでなく、教導感化してのみ能く成し遂げ得ることである。行刑は教育なりといはるるのは此意味である。

教育は注入、强制だけでできるものでない。それは教育的外緣たる一方法ではあるが、教育の眞髓は被教育者をして自らを教育せんとする內因を旺盛に發起せしむるにある。自らを教育せんとする內因は「自重し」「希望を有つ」地盤の上に芽ばえる。自重するところに、自制有り、希望有るところに自ら策勵の力が湧き起るのである。そこに指導獎勵、加護推挽の助緣を加ふれば、教育の効完きを得るのである。

自由刑の執行も教育に外ならぬ以上、この原則に悖る筈はない。行刑教育の科目は、節制、勤勉、技術、及び剛直なる思操であるが、此等を習得せしむる順序は、先づ第一に自らを教育せんと欲する內因を薰發せしむべき强制誘導の外緣が要る。自ら進んで此の教育を受くる氣になるか、ここに進退を決するために一思案させる。

進んで自らを教育せんとする內因薰發するに至れば、誘導の外緣は一轉して援護增長の助緣となりて、自重自制と自策勵の意氣を增進せしめねばならぬ、これが第二段。

自制は遮止的であり、策勵は向上的である。不良の故習を遮止すべく自重すると共に、全人たるべく向上する希望を募らせてゆくところが行刑教育の精粋である。これが第三段。

教育的行刑は受刑者が行刑の檻中に押し込められるのでなくて、受刑者自身が刑を執行してゆくことになる。自らを教育することは即ち行刑の消化で、それが血となり肉となつたところで完き社會人ができ上るわけである。

行刑が教育であらねばならぬ理論はかやうな次第であるが、これを實際に適用するには累進處遇の外に良法はないといはねばならぬ。しかし累進處遇法とても現行法令の範圍内では膠柱彈琴の恨みあるを免れぬ。依てその制規に關らず累進法のあるべき樣態を論じて法令の改正を待たねばならぬ。

累進法は受刑者自身が自らを教育せんとする志望のもとに指導を受くるを根基とするが故に、前には其心を起させ後には其心を遂げしむることが必要である。依て大別して、前期・中期・後期とする。即ち具体的に稱呼せば、強制級・訓練級・自治級である。

強制級は受刑當初、又は受刑中、或は受刑に反感をもち、或は自暴自棄となり、或は頑冥にして未だ悔悟反省の念なき者を、此級に逗滯せしめ、一面刑罰執行を強制しつつ、一面自重希望の光明に誘導すべき處遇を施すものである。

訓練級は受刑後久しからずして自責悔咎する者や、又は強制誘導の外緣に調熟せられて自重向上の内因薫發するに至りし者が、援護增長の緣に刺戟奬勵せられ、遮止策勵の一路を辿りながら、時に根深き舊弊に纏綿することあり、又は前進の努力に倦怠を覺ゆることがあつて、黒白相雜り、退墮陷沒の危險猶存する者が、安全地帶にこぎつくるまで專ら勇猛に訓練せしむべき處遇を施すので、此級をまた幾つかに細別する必要もあらふと思ふ。

自治級は名譽級で、特に形式的に優遇して釣り上げる必要はない。むしろ仕上げの時期であるから、責任感に於て

相當心的に重荷を負うてゐるが、なほ身的にも種々困難の鉗鎚を加へて練鍛せしむる方が可い。少くとも社會に出て獨立自營するために、經濟的にも、感情的にも、堪ふべき彈力を堅固ならしめねばならない。その代り自由人と餘り變らぬ信任を與へ、適當時機に釋放すべきは勿論である。

さて、かやうな方法で刑の執行をするとなれば、當然不定期刑で有らねばならぬ。刑期にくくられて細工したのでは始めから無理がある。

各級の編入は行刑教育の科目たる節制・勤勉・技術・及び思操の進步程度によるので、それを鑑別するには戒護・作業・教務の各係員が、每日又は隨時或は定期に識別する方法を設け、三ヶ月とか六ヶ月とか一定時期に合評審査して階級を進退又は停留せしむることとする。

處遇法は階級を幾つにしようとも、(一)强制、(二)訓練、(三)自治級の三大別とし、

拘禁は、(一)は嚴正又は夜間獨居。(二)は夜間獨居又は雜居、(三)は雜居とし、且つ此の級は同級者間の社交を許す。

通信接見は、(一)は度數や相手に制限を加へ。(二)は其の制限を緩和し。(三)は制限せず。

讀書研究は、(一)は讀書に制限あり、(二)(三)は制限を緩和し、且つ研究志望者には便宜を與ふ。

慰安は、(二)(三)には競技、散步、栽花、又は文藝的娛樂を許し、且つ相當物品の購買を許す。

外出外泊は、(二)は相當制限の下に外出を許すことを得。(三)は一定時間外出外泊を許し、社交又は見學の便を與ふ。

作業については、收容當初に適性檢査を施し、(一)には業種を指定し。(二)(三)には適性檢査に由て認むる範圍内にて選擇を許すも、成るべく終始業種を轉變せしめざるを原則とす。勤怠の程度及び技能の進否は階級編入の條件となるも、

作業成績は之を階級以外とし、之に對する報酬を與へ、衣食住及び醫療費等の生活費は自辨せしむるを原則とするを可とする。

若し犯則行爲有る場合は、降級又は進級延期は其人に對する評價として勿論であるが、なほその上に規律上懲罰の責を負はしむるは當然である。

自治級は中間刑務所に該當すべきものであつて、社會人として實際的智識と、獨立自營の十分なる能力を準備せしむべき働きをなせねばならぬ。而してその釋放の時機を決定するのは行刑官吏の鑑識力を信任して可からうと思ふ。

以上は不定期刑を前提としての理想論であるが、さらば定期刑には累進處遇は適用できぬかといふに、理想的にはゆかぬが、刑罰を教育化するためには、やはり累進法でなくてはならぬと信ずる。

かりに現行法令の範圍に於て累進法を行ふとするならば、これまた強制・訓練・自治の三級に大別し、強制級の期間を、刑期三年未満ならば六月、五年以上は無期刑まで一年とし、訓練級の期間は長短にかかはらず刑期の二分の一（無期刑は十年）とし、而してすべて刑期の殘期を自治級の期間とする。例へば、

刑期／級別	無期	二十年	十五年	四年	二年	一年
強制級	一年	一年	一年	六月	三月	三月
訓練級	十年	十年	七年六月	二年	一年	六月
自治級	無期	九年	六年六月	一年六月	九月	三月

點數制は公平に見ゆるが、作業成績や、犯則等の場合は嚴明だが、無事のときは、事實は心的經過の良否や、行狀の勉否の異動がありながら其結果が點數に顯はれにくひから、心狀行狀が良くて作業成績不良な者は、心狀行狀が不良で作業成績だけ良き者に劣る待遇を受くることになる缺點がある。依て作業を點數制とし、その他を期間制として併用するも一方法と思はる。考査は不公平になり易いとの批難もあれど、行狀は戒護係を、心狀は教務係を主査とし審査期毎に身分帳簿に査定の根據を明示する方法をとれば可いと思ふ。まづ進級期間を上揭の如くして、行狀審査期の六月毎に中間審査を爲し、進級期に於て評價決定し、假釋放は自治級にあらざれば詮議せざるを原則とし、各級の處遇は上級者には可及的制限を緩和することを計り、且つ釋放後の豫備教育を施すべきである。ただ戒むべきは優遇が奬勵の刺戟たらずして、受刑者の歡心を買ふ餌となつてはならぬことである。教ふることと、たらすこととは藥と毒ほどの相違がある。

一年未滿の短刑期者や、心身缺陷ある者など階級法の適用不能者であるはいふまでもない。（終）

矯正図書館

死刑の適用に魔醉劑を採用する議

——一名 刑罰進化論——

日本犯罪學會々員 澤田順次郎

はしがき

死刑は廢すべきものである乎、將又廢すべからざるものである乎。此の問題に關する論議は、昔から多く闘はされ、盛んに討究されて來たが、こゝでは死刑の存廢に就いて、其の利害得失を論ずるのではなく、死刑は今のところ廢すべからざるものとすれば、從來の絞刑を、魔醉刑に換ゆる必要はないであらうかといふことである。

恁ういふと人或ひは謂ふかも知れぬ、日本の刑法に規定されてある死刑は、たゞ絞刑一種で、今更それを他の刑に易ゆる必要はない。たとひ理窟はあるとしても、それを右や左言つたところで、詮の無いことではないか。意見の放り立つ見込みの無いものに就いて論ずるのは、畢竟無用の談に過ぎないと。

實にも然りだ。刑法に規定してある刑罰は、猥りに之れを改むることも、變ずることも出來ない。併しながら法律も刑罰も、時と共に變遷し、社會の進歩に從つて、漸次推移するものである以上、爲政家及び經綸家たる者は、常に留意して眼を社會の狀態及び變遷に於ける其の趨勢に注ぎて、之れに對する刑法の適用如何を考へなければならぬ。それを一度採定したものであるから、永久に變ずべからずと飽くまでも、それを墨守するやうでは、時代遲れと謂はれても仕方があるまい。

一体死刑なるものは、世界の趨勢より見て、廢止の氣運に向つて居るので、絞殺より以上、樂に死ぬことを得

るものを採用するので、死刑廢止の道程に一歩を進めるのではなからうか。現刑法中には法の不備なる點尠からずして、刑法の精神に背馳せる條文の存するもののあることは、刑法學者及び刑事政策家等の久しき以前より、論議するところで、中には現刑法改正の必要を唱道する者さへある程なれば、現刑法は早晩或る箇所の改竄を見るに至ること疑ひはない。けれども予輩の玆に提出する問題は、斯る浩汎に渉れる改正ではなく、たゞ死刑に於ける絞を、魔醉藥に革むることで、其れが甚だ必要であると思ふのである。

且つや絞殺は、死刑として今のところでは、之れにまさるものなしとしても、絞刑は永久に革むべからざるものと定まつてはならぬ。現に米國及び英國では、絞刑を廢して之れに換ゆるに、電氣死刑をもつてしておるではないか。併し電氣死刑も未だ理想のものとは思はれぬ。此れ等は大に考慮を要するところで、他にこれ以上適當なものあるときは、之れを改むるに吝ならざれである。それが刑事政策の上に、缺くべからざる要件であると信ずる。

問題はたゞ是れだけのことである。即ち絞刑を魔醉刑に換ゆることである。けれどもその魔醉藥は、專門家以外には理解されざる藥劑なるが故に、徒らに筆を弄して奇を衒はんと欲する者と誤解さるるも心苦しく、予は幾度も筆を擲つて錢したが、國家のために默すべきでないと考へ直して、玆に輪廓だけを發表した譯である。果して不急の文字か、閑文字か、それとも無用の長談議か、そは讀者の判斷に任するとする。

一 魔醉刑とは何ぞや

さて國家が、社會の安寧を計り、秩序を保つために、不逞の徒或ひは極惡無道の犯罪者を、國家の刑罰權に依つて、之れを死に付する死刑は、刑罰中の最も重大なるものにして、而かも極めて殘忍冷酷なるものであることは言ふまでもない。

そこで其の殘忍苛酷なる死刑に就いては、道德、宗教及び文學等の上より觀て、之れを廢止すべしと唱へる論者と、刑事政策の上より、廢止の不可を主張する論者とありて、甲論乙駁贊否相半しで、今日に至るまで未だ決定してないが、蓋し廢止すべからざるものとすれば、從來の死刑を改めて、之れを魔醉刑に換ゆる必要はないであらうか。

これははしがきに十言して置いたところであるが、之

れに就いては魔酔刑の如何なるものであるか、先づそれからして說いて行かなければならぬ。そも魔酔刑といふのは、神經系を麻痺して、知覺を奪ひ、次いで生命を絶つところの魔酔藥を、利用する死刑の謂ひで、刑法にはかゝる刑名は無いけれども、新に採定するも妨げはなからうと思ふ。

ところで其の魔酔藥にも、種類が多くあつて、魔酔藥ならば何でも此の目的に適用さるるといふ譯に行かぬ、何故なればそれ等の藥劑は、みな劇烈なる魔酔性を含んで、直ちに人を殺すには十分であるけれども、或るものは死ぬまでに隨分と苦しみ、又或るものは長くかゝるといふやうに、一定してゐないからである。故に魔酔藥を死刑に採用するとなれば、必ず其の藥名と分量とを鑑定することが必要である。

斯様に多くあるところの魔酔藥の中で、だど或る一種のもののみは、其の分量さへ正確にして誤らなければ、直ちに知覺神經を麻痺して、無感覺狀態の下に生命を絶つに至るので、些の苦痛もなく、永久の睡りに就くことを得るのである。

二　如何なる藥劑を選ぶべきか

魔酔藥を死刑に利用するとなれば、當然右に言へる種類の藥劑でなければならぬ。彼の坊間に販賣する猫いらずや、揮發油などの如く、非常な腹痛、眩暈、痙攣、等に依る大苦悶、大懊惱を與へて、生命を絶つものの宜しからざることは言ふまでもない。そんな苦しい死方をさせる位ならば、矢張り從來通りの絞殺の方が、何れ程よいか知れぬ。

併し吾人は人道の上から、此の絞刑ですら甚だ殘酷だと思ふ。元來予輩は、死刑廢止論に贊成するもので、死刑は廢止しなければならないと思ふけれども、今日の社會狀態がそれを許さないとすれば、死刑も止むを得ないことになるから、それにしても苦痛なく、此の世から去らしむることが、彼等に對するせめてもの慈悲ではなからうか。

怎ういふ見地から、予輩は絞刑よりも、ずつと樂樂に死なれるものを選んだ譯である。これ犯罪者をして、其の罪を償ふために受けしむる死刑は、單に其の人を、現世から消し去るをもつて、眞の目的とするからである。昔の如く、故意に苦痛、懊惱を與ふる慘刑は勿論のこと今日行ふところの絞刑の如きものにても、苦痛を禁じ得ざるものは避けなければならぬ。

然らば如何なる方法に依る死刑は、果して苦痛なしに死に就くことを得せしむるかといふに、それは何うしても魔酔藥に依る外はない。と言つて彼の外科手術などに要するクロヽフォルムの如きものは宜しくない。此の藥は普通の量に於いて、魔酔期に入る前に、燥狀期と亢奮期とあつて、此の二期を經過しなければならないし、それが極めて不快であるのみならず、容易ならざる苦惱である。

世人はクロ、フォルムを嗅ぎさへすれば、直ぐに睡るが如く魔酔するもののやうに思つて居るが、それは大變な違ひで、全く無知覺となるまでには、堪ふべからざる不快がある。其の證據は、クロ、フォルムを嗅がされると、嘔吐したり、或ひは譫語を發したりするのを見ても判明る。猫でも犬でも之れにクロ、フォルムを嗅がせると、苦悶して魔酔するし、鷄の如きは燥狂狀態となつて魔酔に着き難い。

勿論、人に於いて嘔吐したり、譫言をいつたりするのは、反射的に發するもので、醒覺後は少しも知らないが腦の攪亂さるることは事實である。然らば普通よりも量を增して、一時に多く嗅ぐとしたならば、早く魔酔期に入るであらうと思ふかも知れないが、それもいけない。

何となれば過量は、却つて苦悶を多く增して、燥狀と亢奮とを烈しくする不利益があるからである。

三　某氏の實驗

然るに予輩の唱道する魔酔藥には、如上の副作用が無く、一定量を用ひれば、些の苦悶なくして、華胥の夢に入るのである。之れに就いて知人某醫學士より聞いた話がある。同氏の友人（醫學士）某氏が、魔酔藥の生理的効果を研究するために、自己を犧牲に自ら其の藥を服用して、其の間に於ける感情、即ち服用してから、全く魔酔するに至るまでの精神狀態や、其の感想を鉛筆で自ら記述したといふことである。

それは如何なる筆記であつたか、某氏の語るところでは、大体次ぎの如き意味のものであつたらしい、試みに其の自記するものを抄記して見るとしよう。

何ともない（飲んだ直後）十分書いて見よう。何れ位書けるかな。

いや少し醉ひ氣味になつて來たぞ。何だか面白い氣になつて來た。愉快だ。高山へ登つて、清淨な大氣を吸ふたやうな氣がする。

胸がすーとする。あゝ愉快々々、心が大きくなつて

躍り出すやうな氣がする。大聲で何か歌つて見たい氣もする、が今歌つては書かれぬ……時間が惜しい、秒を爭ふのだ。書けるだけ書かう……××（服用した藥の名で畧語）の生理的効果は、思つたよりもたしかだ少しの苦悶もない。いづれかといへば愉快な方だ。新聞に傳へらるるやうに、××を飲んで苦惱の甚だしいのは、分量が適度でないためであることが今解かつた此の分量ならば、誰でも樂に死ねる。併しこれは公開すべきものでない。濫用されては困る……社會問題だ刑事政策の上で考ふべきことだ。これで一分は過ぎたあゝ心地が……少し頭が重く……睡くなつて來た。いやこれはいけない。此の睡魔に抵抗しなければならぬ。が、どうしても……あゝ睡い、無性に睡い……まだおきたい……だが刻一刻……もう二分……眼瞼が上から押しかぶされるやうに垂れて來る。だが氣持ちが惡くない。睡い〳〵、これが若しも自分を、永久の睡りに導びくのではなからうか……あゝもういけない……終りは斷續的に切れて居るが、之れを要するに初めは愉快で、中頃から睡氣を催し、遂に堪ふべからざる睡りに陷つたのであるが、其の愉快なり、睡氣なりが何うして生ずるかは解からない。恐らくは醇酒に醉つた時の心地の、激しいのではなからうかと、想像せらるるが、當らずと雖も遠からずであらうと思ふ。

某氏は恁うして、自殺したといはれて居るか、それが果して自殺か、それとも實驗が過ぎて、死の轉歸を取つたものであるか、そこまでは判然せぬ。此の記述は走り書きではあるが、意識のたしかな中に認めたもので、時間にしては約三分間であつた。傍に懷中時計が置かれて時間を計りつゝ鉛筆を走らしたのであることが知られる

此の××なる藥は、普通醫用に供せらるるもので、坊間にも鬻がれてあるけれども、服量に依つて無苦痛ともなり、又は大苦悶ともなる。そこで眞に理想の麻醉藥として、其の適量を知るために、某氏は一身を犧牲にした譯であるが、其の學問に忠實にして、勇敢なる其の行爲は、實に感ずべきである。で若しも、責任上必要なりといふならば、某醫學士の氏名を明かにしてもよいが、其の××は麻醉刑に適用して、理想的のものであると予は確信する。世に生命を絶つ方は幾らもあるが、些の苦痛なく、簡單にして而も樂に死ぬことを得るものは、之れを措いて他にあるまいと思ふ。

四　絞刑を採用したる理由

然るに一方に於いては、絞刑を死刑中最も理想的なものとして、之れを主張する者がある。從來絞刑を唯一の死刑と定めて、之れを採用しつゝあるのも、此の話に基づいたのであつて、此の說は、世界の刑事思想を一定してあつた。之れを換言すれば、絞刑は同じ死刑の中にても、文化的にして他の死刑に比すれば、苦痛少なく、斬首などの如く血を流さゞる點に於いて、罪人を優待するものとも謂へる。

さういふところから、斬絞の並び行はれてあつた時代にては、其の重きものは斬り、輕き者は絞し、又は身分や人柄に依つても、其の刑を異にしたことがある。例へば貴人若しくは宮人などにて、其の罪死に當る時は、多くの場合絞にふし、而も公開を避けて、秘かに行ひしが如きで、身分を尊重してあつた。王朝の建令時代に於ける死刑は、斬絞二種のみであつて、强盜・殺人・放火・叛逆等の如き兇惡は、當然死刑を免れなかつたけれども、其の斬に處すべきか、將又絞に行ふべきかは、有司の決するところでなく、一々奏問を經、其の裁可を得て而して行ふのであつた。

「律疏」に曰く、

……死に當る罪を犯せば、刑部省から太政官へ申し太政官は其の死に當る罪狀を記し、且つ親故等に係つたものであるから、必ず先づ其の罪狀を議すべきものなりといふ意見書を附して奏聞し、評議を請ふ。斯くて勅許を得れば、大納言以上及び刑部卿、大輔、少輔判事等太政官に集り、其の犯罪を議定し、其の奏狀をつくる。而して其の奏狀には、犯に準じ、律に照せば罪正さに死にあたるとのみ記され、斬とも絞とも決定せずに置く云々」。（拷問史四〇頁）

日本の律令は、支那法を模倣したもので、先進國と伺べる支那の文物及び法律は、日本の師表であつたのだ。されば支那でも、絞刑は斬刑よりも輕く、宮人を刑する時には、練絹を用ひた慣例もある。安錄山の亂に、馬嵬の露と消へた楊貴妃は、玄宗帝の思召しで賜ひたる練絹でもつて、縊に殺された。

勿論、練絹にしろ荒繩にしろ、絞殺に二つはないし、苦惱の點も同じであることは、言ふまでもないか、併し荒繩よりも練絹の方は、氣持ちがよい感がする。そんなところから、玄宗が貴妃の死に、練絹を賜つた譯であらうが、其の絕息するまでの苦惱は、麻醉死の比ではなからうと思ふ。

五　絞刑と他の死刑との比較

従來刑務所が行つた絞刑の報告に依ると、頸を絞めて其の全く絶息するまでには、十二三分内外を要して居るけれども、最初の二三分で無意識となることは、醫學上證明するところなるに依り、或る醫者の如きは、死刑の中にて最も樂に死ねるものは、絞刑であるとさへ言つて居る。併しながら此の二三分間こそ、苦悶懊惱の頂點で其苦しみの如何に苛だしく大なるかは、兩手に虚空を摑み、目をむき、齒を食ひ、衄血を流し、其の形相の恐ろしげに變はる光景を見れば、容易に想像せらるるであらう。

之れに反してに××に依る麻醉は、何の苦痛もなく、意識を失つたまゝ往生するのである。死刑は復讐的に科するものがないことは勿論、因果應報的に苦痛を與ふべき性質のものでもない以上、飽くまでも苦悶の大なる絞刑を維持する必要はあるまい。之れを要するに死刑は罪の償ひとして、其の一命を奪ふことを、目的とするにあるのだから、本來から言へば、昔希臘に行はれたといふ自裁刑の如き方法に依つて、自ら生命を絶つことが理想だと思ふ。

自裁刑とは、死刑に處せらるゝ者が、死の方法を自ら選んで、自ら之れに就くことを謂ふのである。これは如何なる方法を採つても死にさへすればよいのであるから斯樣な刑名が起つたのである。換言すれば、裁判官の宣告を受けた罪人が、檢視官の面前で、自殺する刑罰といふことになつて、刑の範圍は極めて廣いし、且又、獄吏の手を藉ることなく、自由に採定することが出來るのだから、普通の死刑に比すれば、特典のある死刑と謂ふことも得る。

舊日本の武士に、行はれた切腹（自ら腹を切るもので儀式がある）やゝ婦人の場合に於ける自害（咽喉を掻き切るもので、これにも儀式がある）の如きは、自裁刑に近いもので、武士は之れを名譽としたものだ。併し腹を切つて死ぬといふことは、非常な苦痛で堪え難いし、且つ切腹して死ぬまでには、相當長い時間を要するといふことである。

それで切腹には、介錯人といふ一種の剄手が附いて居て、短刀を突き立てるを合圖に、其の首を斬り落すのである。これは切腹の大苦痛を、免れしむる上の慈悲で、時には短刀を手に取るをきつかけに、其の首を斬る者もあつた。何のことはない体のいゝ斬罪で、普通の斬罪と異ならないけれども、武士の体面を得さしむるために形ばかり切腹の式を用ひたのである。

六　ソクラテスの死刑

希臘の上代に於ける七聖人の一人ソクラテスは、讒者の誣告に依つて、死刑（自裁刑）に處せられたが、其の時の自裁刑は、麻醉用の毒藥で、彼は獄中で之れを服用した。其の時に多くの門人達が、淚を流して師の前途を見屆くべく、控へて居た。獄吏の言ふには此の藥を飲んで、暫時運動すると藥が全身に廻つて、無知覺に魂が体を去る故に、苦痛のないこと、ソクラテスは一息にコップの藥を飲み干し、そして獄吏の教へた如く、室内を運動した。

ソクラテスの顏は、見る〳〵中に變つて來た。其の中に手足が麻痺れたと思しく、彼はそこに倒れたまゝ起き上らなかつた。門人達は走り寄つて、師を抱き起こさうとしたら。ソクラテスは頭を振つて怎ういふのであつた「構ふではない。打棄つて置くがよい。これが永久の睡りに就く一步だ。もう腰も腕も感覺が無くなつた。」悲痛な叫びを擧げ、そして刻一刻と迫る死の前に從容として、門人達に遺言するところがあつた。最後に「もうお別かれの時が來た。さらばみな健在で……」と、細る息と共に、稀世の大哲學者が、遂に獄房内に眼を冥つたのは、何といふ悲慘なことであつたらう。

ソクラテスの服んだ其の毒藥は、ヘムロックと稱するもので、繖形科植物に屬する矢答、即ち毒人參から採取したものである。麻醉性を帶びて居るが、××のやうに緩和されたものではないやうである。故に麻醉劑を採用するとしても、斯樣な藥劑では、不適當であること言ふまでもない。

それはさて、死刑に對する自裁刑は、刑罰の原則から見れば、死刑として適當なものであるかも知れない。人類の意志を尊重したものとも謂へるかも知れぬ。併しながら自裁刑では、刑罰の統一が取れないのみならず、死刑囚の勝手に選んだ刑罰を、其の儘許して之れを科するのは、國家の威嚴を損することになりはしまいか。

そんな理由で、其の後自裁刑は廢せられて、死刑はすべて國家の制定した刑に依つて、行ふことになつた。然らば國家の制定した死刑は、如何なるものなるか。單純にして苦痛なく死に就く方式のものであるかといふに、さうではない。罪の輕重に從つて、之れに對する死刑も一樣でないが、多くは殘忍峻烈を極めたもので、而も種

類が澤山にあつた。試みに其の重いものから言ふと、磔火刑、鋸挽等、聞くも慄然とする慘刑で、輕いものといつては、絞刑位のものであつた。斬首も此の時代では、輕い方の部類であつたのだ。

ところで死刑の目的は、前述の如く復讐でも、應報でもないのだから、斯様な慘刑を用ひる必要は毫もない。成るべくは長く苦痛を與へないで、一氣に生命を絶つやうにするのが、刑死者に對するせめてもの惠みで、人道の上から言ふも、博愛主義に適ふものと謂ふべきである。

何故に死刑者の苦痛は、少くしてやらなければならないものであるか。これ刑死者は病死するものと同樣に、甚だ哀れむべき者なるからである。世に容れられざる大罪を犯して、他界に送つてやらなければならないものとしても、其の罪は之れを懲らす前に、救うてやらなければならぬ。これは法に罩もれる情けで、刑にも涙ありとは、刑法學者の等しく謂ふところである。

併し死刑は、刑の終局で人生の最後である。一たび死刑に處せられた者は、再び世に出づることを得ない。特に寃罪で刑に處せられた者は、無實の罪が後に晴れ、眞犯人が他に出づることがあつても、其の刑死者に對する弁償は出來ない。死刑廢止論は恁ういふ點からも、唱へられて居るが、それは別問題として言はぬが、死刑は何うしても存置しなければならないものとすれば、せめて其のむごたらしき死にやうをさせないだけでも、死者に對する德義ではなからうかと思ふ。

此の意味に於いて、予輩は絞刑に換ゆるに、魔酔刑をもつてせんことを希望すると同時に、廣く世の識者に向つて、之れを問はんと欲するのである。死刑存廢の議論は、昔から多くあつたが、死刑に魔酔藥を應用する議に就いては、未だ嘗て唱道した者のあるを聞かぬ。



少年の犯罪について

楠原祖一郎

一 緒言

少年の犯罪には二つの重要なる動因が存在するものである。即ち年齢と男女の性別がそれである。

少年犯罪の性質は少年自身のために重要なる關係を有するのみに止まらず、成人犯罪の特質を明らかに知悉する上に於ても、又その研究が必要となるのである。現に多くの犯罪は諸種の事例によつて明白なるが如く、その犯罪生活の始まりは少年期に端を發してゐるのである。而してそれは最近の犯罪が說明してゐるが如く、少年期に端を發せる犯罪生活は、成人後に於ても繼續せられてゐる場合が少くはない。近年刑事政策の合理化は少年犯罪の特質を明白ならしむるために多くの貢獻を齎らしたが、それは又大人の犯罪研究にも有力なる寄與を爲すことを得たものであつた。而して今少年犯罪の特質を研究するに當つて考慮すべきことは、それが成人犯罪のそれに比して如何なる差異を有するか？ と言ふ點である。次はその點についてロムブロソーの所說を引用したいと思ふ。

二 少年及成年犯罪に於ける特質上の差異

今少年及成人に於ける、二つの年齢上の著るしき間隔を有する集團に於ける犯罪上の特質の研究を見るに、その研究には這般の差異を極端に誇張したり、又は甚だしく縮少したりして居て、俄かに信據し難いものがあつた。ロムブローソは先づ從來の犯罪學上の一根據たりし間歇的遺傳(アタヴィズム)說の誤謬なる理由を指摘した。彼の所說によれば少年は人種の進化の舞臺にありては、先づその姿を代表して表現されるものであつて、かかる少年は、常に通常なる形質を以てその條件を構成されて居る。即ち怒、復讐、嫉妬、虚僞、殘忍性、怠惰、推理心の欠乏等の如きものは、何れも成人の間から過度に見せつけられ、

かくて不道徳なり罪惡を犯すに至ると云ふのである。此の結果ロムブローゾは少年の道徳性が破壊され、且つ正常なる狀態の認識が遲鈍となり、犯罪生活の端緒を開くに至ると見るのである。

又犯罪の反覆（リカピチュラーズム）說が巧妙に論議されて居る。此の學說によれば、個々の狀態に於ける有機的發達は、種族の系統的進化を齎らす。若し此の反覆が出産後にまで續けらるるものとすれば少年の知力が最も低い形態を或る意味にて表現する。然し乍らこの蓋然性からして反覆が發生する限りでは、出産前の全母異父の關係が交叉することも考へなければならぬ。此の結果として出産時に於て、人種的標準について個別的に充分なる觀察を加へ、且少年と成人の間に於ける差異についても、更に人間的素質と出産前の素質をも考へ合はさなければならぬが、しかしその差異を合致せしむることを得ない。只だ例外的な場合に於てのみ個別的に出産前の物質を阻止し得るだけであつて、それによつて間歇遺傳は防止し得る。

今少年の精神的道徳的發達の順序を、魚類や匍匐動物乃至は最低の哺乳類の如きものと比較して、それを假定するは素より誤つて居る。少年と成人との間に於ける身體的、精神的乃至道徳的差異の辨別は、少くともその有機的發展段階に於ける一定の順序に從はなければならぬものである。即ち少年が大人に達するまでには、種々の苦痛と共に歩まなければならぬ。かくて個別的な特質が少年期を通じて表はるるものである。乙の點については Dupré が次の如く記述して居る。

彼の記述によれば第一に、少年は常に彼の驚くべき精力の消費となる所の過勞に壓迫されて居る。第二には性的の本能とその感情とは少年期には全く欠如して居る。第三には發情期に於ては或る危險が、性慾の覺知（アドレスセンス）による重大なる變化が原因となつて發生する。而して青年期を通じて性慾がそこで完全に作用するに至る。かくて精神的にも性質の上にも不安定が益々甚だしくなる。第四に少年が出生後一定の年齡に至るまでは凡べて無知であるが、經驗と教育の欠乏により、或は何等かの道徳的訓育が行はれず、且つ又適當なる知識と道徳的性質が、一定度に彼が父祖代々から與へられない環境に育つたことによつて、遂に不道徳を敢行するに至るものであると。

（註一）

身体の發達上の過勞性情の發動及その成熟は、屢々健康なる青少年を生理學的にアブノーアルな狀態に陷れる場合がある。或る場合に於てはそのために犯罪を誘導する

る。然し乍ら彼が普通の健康狀態にあれば最後にそれを通過するであらう。若し少年が或る遺傳的な虚弱質を受けてゐるとすれば、少年の全生涯を通じて殘される所のアブノーマルな生理的條件が、更に彼に向つて各種の障害を生み出すに至る。少年期に於ける此の特質が、しかし乍ら成熟期に於て示されない場合もある。その他の場合に於ては少年期の部分的犯罪が、專ら彼等の間に於ける適當なる指導の欠如から起るものであると見得る。

以下の記述によつて、吾々は若干の特質の上に於ける少年と、成人との間に於ける犯罪性の差異なり、その一般的狀態について明らかにしたい。實際には少年の犯罪は屢々大人犯罪のプロトタイプとなる場合がある。此の故に大人と少年の犯罪動機を相對的に觀察する必要があるのである。

（註一）C.Lombroso, L'homme Criminel, Paris, 1895, vol. 1 Part 1, chap. 3.

（註二）G. L. Duprat, La Criminalité dans L'adolescence, Paris, 1909, pp. 19—20.

三　少年犯罪の性質と範圍

少年犯罪の研究をこころむに當て先づ行ふべきは、この犯罪の範圍とその特質を知るがための或る統計的關係を表示することである。一般に犯罪統計の研究は極めて多くの困難を內抱するものではあるが、その中でも少年犯罪の統計的研究は特に困難である。少年の犯罪は、凡べて一般刑法を以て、之を處罰することは出來ない。成熟期に近き少年にありても、屢々犯罪統計の形式から除かれるがために、實際的にはその犯罪統計が報告されてゐない場合が多い。而して少年犯罪の統計的報告はよし爲されてゐるにしても、甚だしく不正確であるを免れないのである。

今合衆國國勢調査統計によつて與へられた所の、犯罪の年齡別關係を示せば左の如くである。

合衆國刑務所に於ける一般犯罪の年齡別分類表（一九二〇年）

年齡	犯罪人員	年齡別人口一千分比
全員	一、四二三、九二四人	二三五、〇
二〇歲以下	五六、八二八人	二、八
二〇—二四歲	九九、一八二	九、三
二五—二九歲	一、〇五六、一四〇	九、五
三〇—三四歲	一、〇二六、四二五	一、〇
三五—三九歲	一、〇二六、四二五	一、〇

一二歳	一、七六四	一、九二、〇六一	九二、三
一三歳	二、四〇二	一、七七二、三四三	一三五、五
一四歳	三、一六九	一、八四八、一三三	一七一、五
一五歳	一五、七九二	五、三七二、一七六	二九四、〇
一六歳	一五、七九二	一、七二一、二三五	二一九、五
一七歳	三、七七八	一、八六四、七二一	二六三、五
一八―二〇歳	四、九二四	一、七八六、二四〇	三九七、五
一八歳	七、一〇一	五、五四六、〇四九	三九七、五
一九歳	三五、六九七	一、九二八、三六六	六四三、六
二〇歳	二一、〇三二	一、七六二、〇六一	五七二、一
二一―二四歳	三三、三六一	三、八五四、六三三	七〇一、三
二五―二九歳	三三、三〇一	七、一〇一、三六一	六六三、二
三〇―三四歳	六四、二三一	一五、一五二、一八八	八九一、七
三五―三九歳	二九、九四四	一一、六五七、六八七	八五七、八
四〇―四五歳	九九、〇一三	八、三六九、九八八	八四九、四
五五―六五歳	五六、二三〇	五、〇五四、一〇一	六七一、八
六五歳以上	七、七八	三、九四九、五三四	四四三、四
未詳	五三、二四一	一六四、〇五五	―

此の統計表によつて示されてゐる所によると、犯罪が二十一歳から二十四歳に至つてそれが急激に増加し、反對に四十五歳以上に至つてそれが急激に低下して居る。併し乍ら此の統計表が内抱して居る所の犯罪は、只だ刑務所に在監中のものに限られ、それ以外のものは除かれて居る。その結果として少年犯罪に對して、成人の犯罪が著るしく誇張されて居る傾きがある。

次に示す所の統計は、一八八六年より一八九五年に至る獨逸に於ける一般市民十万人中男女及年齢別に見たる有罪者の割合を示せるものである。(註一)

男女年齢別	男子員數	女子員數
男女總犯罪	一八四七、〇三	三六〇、四七
一三―一八歳	一〇三七、七二	二二九、三六
一八―二一歳	三三九一、〇四	四四三、三九
二一―二五歳	三三七、二八	四四三、三八
二五―三〇歳	二九八、一二	四八二、五一
三〇―四〇歳	二三九、一三	三三一、六五
四〇―五〇歳	一六五一、一三	四八九、四〇
五〇―六〇歳	一〇六八、三九	三一四、七四
六〇―七〇歳	五七一、七五	一五三、〇三
七〇歳以上	一三七、二五	五八、二五

(備考) この統計は軍隊に服務して居るものを除外して居る。

上述の統計によれば、男子の間に於ける犯罪は急激に増加し、殊にそれは二十一歳から二十五歳までの青年に於て著るしく高率である。而して二十五歳以後に於ては漸次低下の傾向にある。女子にありてはその犯罪は、三十歳から四十歳の間に於て相對的に高率を示して居る。その増加率は男子に於けるが如く急激ではないが、しかしその低下も又極めて緩るやかである。女子の犯罪は、男子の場合に比してその年齢のスケールが更に延張せられて居るを見る。此の統計は成人期に於ける犯罪と少年のそれとの比較研究に於て重要なる意義を示すものと見なければならぬ。

(註一) Statistik Des Duet chen Reichs, Neue Folge, IXXXIII, II pp. 26―27.

今少年犯罪の特性を知らむがためには、彼等の犯罪の行はるる時期及年齢の配置關係等について記述しなければならね。以下各國に於ける少年犯罪種別の分類及その年齢關係について若干の記述をこころむるであらう。

合衆國に於ける年齢及犯罪別在監者

(一九一〇年)

(註一)

犯罪別	總員數(未報告者除外)	十八歳以下	十八歳―二十四歳	二十五歳―二十四歳	二十五歳―四十四歳
アルコール中毒	一、〇六六	二、一	二七、八	五九、九	三三、二
追跡	二〇、六三五	三、五	三一、六	五六、二	一七、九
バーグラリー	八、六七三	一八、〇	四二、五	二四、三	一〇、一
盗罪	三六、九	三、六	三九、八	五六、〇	一四、六
夜盗	八四九	一、三	一九、一	三〇、七	二六、七
兒童遺棄	二、〇五五	四、八	〇、一	〇、〇一	
コンテンプト	九五、五二七	三、五	二六、五	三一、六	二、八
侮辱罪	一四三、三〇〇	〇、三	九、八	二八、一	三〇、八
デリンケンシー	九二三	四、三	二五、六	五六、七	二一、五
性能不良	二、〇五五	四、八	〇、一	〇、〇一	
ルーズネッス	八五、五二七	三、五	二六、五	三一、六	二、八
放縦	一四三、三〇〇	〇、三	九、八	二八、一	三〇、八
ドランケンネス	九二三	四、三	二五、六	五六、七	二一、五
酔泥	二、〇九一	六、七	三五、九	三三、七	一四、八
エムベツツルメント	三、〇一七	一四、三	三〇、五	三一、五	一五、四
横領	八、二三五	六、二	四四、九	二八、六	一二、四
フオアゼリー	四、〇九七	一四、七	四〇、九	五六、四	一八、九
文書僞造	三、〇一七	一四、三	三〇、五	三一、五	一五、四
フオアニケーション	五、四七一	四、七	四〇、九	五六、四	一八、九
姦通罪	九四二	三、〇	三一、二	三六、四	一八、九
フラウド	八、二三五	六、二	四四、九	二八、六	一二、四
詐欺罪	五、四七一	四、七	四〇、九	五六、四	一八、九
ギムブリング	三、〇一七	一四、三	三〇、五	三一、五	一五、四
賭博	九四二	三、〇	三一、二	三六、四	一八、九
マーダー	一、八八七	五、〇	三三、〇	三五、五	一六、四
殺人罪(累犯)	三、〇六八	九五、四	四四、五	〇、〇一	?
殺人罪(初犯)	一、一四〇	二、八	四四、三	二五、五	一三、二
イングアリナビリティー	九七一	一、〇	一八、四	二七、九	二六、七
矯正不能	三、〇六八	九五、四	四四、五	〇、〇一	?
其他	一、一四〇	二、八	四四、三	二五、五	一三、二
家庭破壊	九七一	一、〇	一八、四	二七、九	二六、七
ラーセニ	三九、五六九	一五、二	三四、八	二七、五	一三、七
窃盗	一、六〇九	一三、四	三一、三	二七、二	一七、七
マリシアス・ミスチーフ	二、七二七	九、三	一三、九	二六、九	一三、五
惡戯	二、七二七	三、六	一三、九	二三、一	一三、五
ノン・サポート	一、七七七	五、四	二九、四	二九、四	一三、五
扶養者放棄	一、一二二	五、四	二九、四	三一、三	一三、五
オブセニティー	三、六	二、四	二九、四	三一、三	一三、五
猥褻罪	一、一二二	五、四	二九、四	三一、四	一三、五
プロフェニティー	三、六	二、四	二九、四	三一、四	一三、五
瀆神罪	一、一二二	五、四	二九、四	三一、四	一三、五

矯正図書館

ドイツに於ける各種犯罪に對する年齢別統計表

（一九〇一年）

（註一）(Rer 100,000 Civilians From)

總數	各種犯罪別	十四歳以上十六歳迄	十六歳以上十八歳迄	十八歳以上
四五二	牛馬盜	二〇四	五九一	一五七
四七八	犬物盜	一六二	五〇	一六二
四七八	盜品故買	一四七	一四七	一七
四七八	詐欺罪	一四	一四	一七
四七八	迫的暴行	一四	一四	一七
四七八	強迫	一四	一四	一七
四七八	脅迫	一四	一四	一七
四七八	恐喝	一四	一四	一七
四七八	強盜	一四	一四	一七
四七八	強姦	一四	一四	一七
四七八	猥褻	一四	一四	一七
四七八	放火	一四	一四	一七
四七八	殺人	一四	一四	一七
四七八	嬰兒殺	一四	一四	一七

英國に於ける統計的分類（一八九三―九九年）

（註四）(Number of Persons under 21 to the 100 Convictions)

犯罪種別	
小盜	四四・九五
家庭内の小盜	四一・八〇
家庭破壞	三六・九一
個人に對する物盜	三六・九三
公衆道徳に對する犯罪	一四・八〇
暴行	一三・九二
詐欺	一三・三一
貨幣證書偽造	一三・一四
文書偽造	一三・四九三
脅迫	一三・四六
強迫	一三・五三
恐喝	一三・二一

（註五）(Persons From 14 is 20 ye rs of age is the 100 Convicted)

犯罪種別	
牛馬盜	一五・〇
犬物盜	一四・二
盜品故買	一七・六
詐欺罪	一七・四
迫的暴行	一四・五
強迫	一四・三
恐喝	一三・〇
強盜	一三・六
強姦	一〇・〇
猥褻	七・〇

イタリーに於ける統計的分類

（一八九一―九五年）

（註三）(50 100,000 of Each Age Group)

總數	各種犯罪別	九―十四歳迄	十四―十六歳迄	十六―十八歳迄
三二・二	盜	一・四	五・〇	一六・三
一五・〇	小盜	〇・九	三・八	一〇・六
一四・二	少年脅迫	一・四	四・〇	一一・四
一七・六	強盜	〇・九	二・九	一三・六
一七・四	暴行逆襲	一・二	四・四	一二・八
一四・五	各種の暴行	一・二	三・六	一〇・〇
一四・三	脅迫	一・一	三・五	一〇・〇
一三・〇	名譽毀損	一・〇	三・〇	八・〇
一二・六	殺人罪	〇・五	一・九	九・二
一〇・〇	詐欺罪	〇・五	一・九	七・〇
七・〇	不敬罪	〇・二	一・一	五・〇
三二・二	盜	一・四	五・〇	一六・三
一五・〇	小盜	〇・九	三・八	一〇・六
一四・二	少年脅迫	一・四	四・〇	一一・四
一七・六	強盜	〇・九	二・九	一三・六
一七・四	暴行逆襲	一・二	四・四	一二・八
一四・五	各種の暴行	一・二	三・六	一〇・〇
一四・三	脅迫	一・一	三・五	一〇・〇
一三・〇	名譽毀損	一・〇	三・〇	八・〇
一二・六	殺人罪	〇・五	一・九	九・二
一〇・〇	詐欺罪	〇・五	一・九	七・〇
七・〇	不敬罪	〇・二	一・一	五・〇

（註二）U. S. Statistics in Census,

（註三）Statistik Des Deutschen Reichs, Neue Folge' CXLVI, II, S. 50.

（註四）Notizie Complementari Alle Statistiche Gidiziarie Penali Degli Anni 1890—1895, p. Xlvii.

（註五）Judicial Statitics, England and Wales, Part I, Criminal Statistics, 1899, p. 65.

（註六）W. Boner op. Cit., P. 613.

右の統計の示す所によれば、犯罪は幾くべき早熟によつて高められることを知るであらう。獨逸の統計によつて示されてゐる所によれば、十四歳から十八歳に至る年

刑政第43巻第1号

矯正図書館

齢に於て爲される犯罪の相對的數字は、十八歳以上のものに於て爲さるる率よりも、その相關的數字は三分の二方高率を示して居る。そは寔に驚ぐべき事實と云はねばならない。併し乍ら十八歳以上の年齢集團にありては、それを通じて中年のものに比してその犯罪率は極めて低率であることを知らなければならない。特定の犯罪に對する伊太利の統計によれば、十四歳から十八歳に至る年齢集團に於ける相對的犯罪率は、九歳から十四歳に至る年齢集團のそれに比して五倍大となつて居る。仝じく十八歳から二十一歳に至る年齢集團に於ける相對的犯罪率は、十四歳から十八歳に至る年齢集團のそれに比して二倍大を示して居るを見る。更に英國に於ける統計の示す所によれば、二十一歳以下のものの各種の犯罪中最も重要なる犯罪について見るに有罪宣告の二分の一はそれに相當して居るのである。又オウストリアの統計によれば十四歳から二十歳迄のものの犯罪は、各種の重要なる犯罪中有罪宣告の二分の一に達して居る。

特定の犯罪はこれらの少年犯罪統計から著るしく增大して居る。即ち牛窃盜の如き又强盜乃至夜盜及び各種の盜犯、盜品故賣、惡戲等、これらの多くは少年及青年期に於て屢々受ける誘惑からの犯罪であつて、彼等は總じて成人に於けるが如く誘惑に對して自制すべき大なる力を持たないからである。換言すれば彼自身の無知のために且つ又文書僞造、詐欺等の如き知識と熟練を要する犯罪の機會の欠乏のために、如上の犯罪が特に低年齢のものに多く見出さるるのである。(未完)

竹頭木屑

福岡 旭櫻吟社撰

榎寺觀月　榎寺在太宰府菅公謫居之處

梅軒 森康吉

相逢酒傑與詩豪　南館論文酌碧醪
風露不堪衣袂爽　秋天如水月輪高

碧軒 勝屋英文

榎寺秋清避俗塵　良宵會友酌芳醇
浮雲解殺天如水　洗出瓏玲月一輪

震軒 福山福太郎

館趾荒凉啼草蟲　謫居曾此泣菅公
無窮感慨對明月　懷古蒼茫立夜風

Mexico's Test of New Criminology

Salvador Mendoza

メキシコに於ける新刑事學の試み

——メキシコ共和國の新刑法

前メキシコ大學法學部敎授
新刑法起草委員
サルヴアドル・メンドツア

新刑法とメキシコ

——Mexico's New Penal Code——

今やメキシコは、その立法的手段によつて、世界の文化の進歩のために、メキシコだけの負擔分を貢獻したつもりである。議會の承認をへた特別の權限の下に、大統領ポルテス・ギルによつて公布された新刑法は、メキシコのソシオロジー（社會學）の記錄に新しい時代を劃したものといつて差支ないのである。この新しい法律はその未だ草案たりし時より已にアメリカの著名な刑事學者の賞讃を博してゐたもので、從來メキシコに行はれてゐた原始的な制度を根本からくつがへしてしまつたのである。倘ほ、この新しい法律は、次に揭げる目覺ましい特色を有つてゐるのである。即ち（一）芝居の所作に似たセンテイメンタルな形々しい陪審制の廢止。（二）犯罪、犯罪人及び刑罰を斷定するため新しい專門學術の採用、（三）犯罪者の邪しまな行爲を以て組織ある社會の恥づべき產物なりとする共同責任論（doctrine of human solidarity）の立場を明かにしたこと等である。

メキシコの新しい刑法は、アメリカの歷史に於ける社

會改造の偉大なる出來事の一として、大陸を通じて輿論の稱讃する所となつたのである。メキシコは立法といふ國家事業で、世界に尊い教しへを與へたもので、世界の注意を喚起せずにはをくまいと思ふのである。而して、この出來事がメキシコから起つたといふことは特に注意を値することである。比年國内の紛乱斷えず、流血の慘をくり返してゐたメキシコによつて一箇の人情味の豐かな立法上の手段が取られたのである。これまで自ら傲然として「白人（ホワイト）」と稱してゐる國で（註――メキシコの人口は一千五百萬にして、僅かにその一九パーセントが白人である）未だ嘗しく論議されてゐたのみの多くの主義學説が、何人も文明の先驅者とならうとは想像もしてゐなかつた一國民によつて、今や社會改造の一事業として實行せらるるに至つたのである。

これまで死刑廢止といふことは單に一箇の芝居じみた試みとして、メキシコの立法者達の贊する所とはならなかつたのである。しかし、此點についての爭論はもはや無用な事で、贊否兩派の議論は已に盡きてゐるのであつて、實際には、世界の國々は相次いで等しく刑罰のリスト（目錄）の中からこの恐ろしい死刑といふものを廢止してしまつたのである。我がメキシコの刑法起草委員は、新しい刑法の採用したワイロソフイー（法理）の單純な論理的歸結として死刑廢止の案を具して大統領（プレシデント）の裁可（シグネーチュア）を乞ふたまでなのである。

新刑法は社會の實際の狀態について應用された科學的調査（scientific investigation）の結果なのである。南方の國メキシコ共和國は、過ぐる二十有餘年引き續き起つた社會革命で國民生活の動搖已む時なかつたが、今や局外者よりは大膽極るものと看られてゐる刑事學上の新しいシステムと社會適應の諸政策をテストにかけてゐるのである。しかし、又た一方から見れば、メキシコは他の國々には拒まれてゐる便利と機會とか國内の動乱其者のために與へられてゐるために、却て他の國々よりは安全に新立法を試みることができたのである。斷えざる革命の結果は、甚しい突飛な價値轉換が行はれて來たのであつて、流血の悲劇は國民のためには却て一つの學校となり試練となつて、其間に社會其物を目的とするラボレートリー（實驗室）とクリニツク（臨床診査所）とが自ら發生したわけなのである。幾度か破壞に逢ひ、死に惱まされた後、メキシコはもはや國民生活の準則を法律の安定とか保守主義とかいふ曖昧なものには求めなくなつたのである。

自分が曾つてコロンビア大學で、當時は未だ一草案に過ぎなかつたメキシコの刑法について講演を試みた際、法學部の教授なるレーモンド・モーレー氏は、「メキシコは今やわが合衆國の立法者達が未だ嘗て考へようとさへしてゐなかつた科學的進歩の道を法律のために切り開きつつあるのである。」と曰つて、更らに、「繁榮を極めてゐる北米合衆國の一般公衆が大膽な社會改造の實驗を好まないのは不思議でも何でもない。人類の福利のため已れをその實驗の試驗臺として顧みないのは、常にプロスペリテイー（繁榮）とは緣の遠い、從つて之に災されてもゐない國民の運命なのである。しかも、この實驗が立派な果實を結んだ時は、逸早く之を賞讃するものは嘗つて之をあざ笑つたものなのである。これが人生の常である。」と評してゐるのである。

刑罰ではない感化である

――Reform, not Punishment――

とにもかくにも、メキシコの新立法が古來の陋習に對し誤たざる勝利をかち得たことだけは、全く事實なのである。勝利でないにしても、少くも、その勇氣と發奮とは賞すべき價値があらうと思ふのである。メキシコは今や新しいシステムを實際のテストにかけようとしてゐるのである。しかし、新しいとはいふものの、學問上から解剖すれば、實は、別に新しくも珍らしくもないので、全世界の、特に北米合衆國の社會學者並びに刑事學者は已に久しく論議してゐたものなのである。死刑廢止も、アメリカや歐洲の國々で相次いで行はれて來たものである。しかしながら、メキシコの新しいピーソロジー（行刑思想）に特異なるものあつて、特に研究に値するものありとせば、そはこの新しい刑法が、陪審制の廢止、並びに、其他の刑罰に代ふるにリホーム（感化）を以てし、敵意と迫害に代るに理解と人情とを以てせんとするシステム（仕組）を定める諸の法規と結びついてゐることに存するのである。

これがメキシコの新しい刑法を理解すべき鍵となつてゐるのである。犯罪者に對する古い見解は革められたのである。犯罪者は已に社會の敵たる惡の權化としては考へられてゐないのである。報復、敵對、刑罰といふ思想は已に新しい刑法から驅逐されてしまつたのである。今日の一般の思想は、法律と裁判所の手によつて、外科醫の科學的な冷靜さで、クリミナル（犯罪者）といふ社會の癌腫を切り取り又は燒き切らうとするのである。這回

のメキシコの立法者の大膽な改革の結果がたとへどうあるにしても、この改革が社會科學から得られた進んだ動かすことのできない論結によつて支持されてゐるものであることは承認されなければならないのである。

この新しい刑法では、犯罪に對する社會防衛のための規定は、犯罪者は危險な人間である（The criminal is a dangerous human being）といふ理論の上に基礎を置いてゐるのである。新刑法の起草委員は、紛然たる犯罪論の中に沒頭して已れを忘れることを欲しないで、犯罪と犯罪性とは社會に危險なものである、といふ新いし見解を取るを以て足れりとしたのである。

是に於てか、新刑法はその法文を成す二十萬語の一部を、法律上社會防衛のために適用することのできるあらゆる公共の權力を箇人たる犯罪者に適用するための規定に費してゐるのである。しかし、また同時に、その習慣と生活樣式とを改めしむることによりて社會に危險なりと看られてゐる不幸な人々を有用なる公民たらしめ、而して一方には、犯罪の素因をなすべきものを驅除して彼等の環境を淨化して改善するといふ兩樣の目的を有つてゐる規定のために法典中のかなりな大きな場所を捧げてゐるのである。

新しい用語

——A New Termii nology——

此等の目的を達成するために、新刑法では、一方には憤怒に燃えて報復に渴く社會と、他方には惡魔のような邪惡を包藏するクリミナルと、宛然中世紀の一騎打のようなドラマを幾世紀の間演ぜしめてゐた古い古い偏見を根本から一掃しようとしたのである。これがためには、新しい用語をさへ作る必要に迫られたのである。出來るなら、起草委員は法典を通じて一切「刑」（"peral"）といふ形容詞を除きたかつたのである。已に何人をも罰する意志のなくなつた以上、さうするのが當然なのである。只だ希ふ所のものは、犯罪を防遏し、犯人を隔離し感化し、已むなくんば獨居拘禁（solitary confinement）（註——コンファインメントといふのはインプリズンメント（imprisonment）（禁錮）と異なり、只だ本人の行動を制限するの意である）に處し、尙ほあらゆる手段によつて有害な人間を社會より驅除せんとするに在る。しかしまた、社會にして違法者に對して自己を防衛するの權を有つてゐるものならば、違法者も亦た、一休たる社會の一員として、自ら災害を社會に加へざるを得ざるに至らしめた病的な社會狀態の除かれ、同時に已れもまた有用なる社會の一員にしてもらへるような十分な援助を要求する權利を有つてゐるものであるといふことも忘れてはゐないのである。

是に於て、新しい「刑罰」の名も、古い刑法に謂ふ所の「禁錮刑」（pena de prision-punishment by imprisonment）とは全く異つて、獨居拘禁（solitary confinement（—relegacion「一種の追放」）、隔離（segregation）及拘禁（confinement）と名づけられてゐる。新刑法の專門用語は悉く近代の刑事學で說明することができるものである。新刑法の起草委員は、直ちに利用すべき豫算もないので、現在の行刑制度に於て用ひられてゐる凡ての方法を一夜にして變更するの不可能なることは知つてゐるのではあるが、只だこの新しい用語を使つて、それでクリミノロジー（刑事學）の新しいシステム（組織）を採用しようといふ切な願ひと同時に、社會全體の福利を增進したいといふ希望とを調和せしめようと試みたに過ぎないのである。

新しい行刑思想の目的とする所は、犯罪者を理解してでき得る限り犯罪者を社會の統制の下に置かうとするにあるので、犯罪に關する調査は特別な事件の經過を組み立てる事實の蒐集に止まらないで、犯人自身の過去の歷史と彼の性格が社會的環境に及ぼした結果とを明示するものでなければならないのである。これは極めて論理的なことで、アメリカの心理學者のトーマスの言つたように、「犯罪的行爲は單に箇人の身から出たさびでなく、同時に社會から出たさびである」（"a product not merely of the individual but also of society."）だとするならば、檢事は、單に從來法廷で重々しい法律上の用語となつてゐる「犯罪構成分子」（"constituent elements of the Crime"）なるものをさらけ出すに止まらないでき得る限り犯人の性格の眞を摑むことに努めなければならなくなるのである。

犯人の科學的研究

——Scientific Study of Criminal——

斯うなつてくると、これはテクニカル・ワーク（專門家の仕事）で、而して、現在人類學や心理學や刑事學や其他の社會科學は人間の性格の「トポグラフイー」（"topography"——風土記）とも稱すべきものをあらゆる方面から說明し記述し得るだけに十分進步してゐるのであるから、當然また專門的ならさるを得ないのである。而

して同時に、檢事は、自分に廻された凡ての事件について出來得る見り詳細な調査を遂げるために、凡て此等の科學上の利器を使用しなければならないのである。

メキシコの新刑法では、事件（ケース）の調査は四方面に分たれて、それ〴〵專門家の委員によつて行はれるのである。即ち、

（一）社會調査（Social investigation）

これは、犯罪の發生原因に光明を投げるもので、家族關係、生計並びに勞働狀態、信仰、社會適應性の有無、人種道德及び文化に因する精神上の苦悶の有無を調査するのである。一言にすれば、犯罪社會學の全部面に亙るもので、箇々の事件の念入な「ケース・ワーク」（"Case work"）（註——社會事業（ソーシヤルワーク）で使はれる專門用語で、事件（ケース）に關する箇人の身元調査をいふのである）なのである。

（二）身體調査（Anthropological（medical）investigation）

これは、犯人の身体檢査で、遺傳の有無、心身の缺陷の有無、種々局部の測定をさへするのである。かくして得られた科學的材料は、獨りメキシコばかりでなく他の國々に於ても、裁判の基礎材料として有用であるにきまつてゐるのである。

（三）心理考査（psychological, psychopathic or psychiatric investigation）

これは犯罪の責任の有無を決定するため基礎として犯人の精神能力を說明するためで、本人の惱されてゐる神上の變態を研究し、是非善惡の辨別を誤らしめたその智能の程度を考査するのである。

（四）教育調査（Educational investigation）

これは、小學校（public school）の犯人に及ぼした薰陶感化の大小深淺を測定するもので、本人の德性を强固にするために教師を任命した國家がどれほどまでこの目的に失敗してゐるか、その程度を査定せんがためである。

以上は、新刑法の下に在つて、檢事及び司法省の官吏並びに各部の專門囑託の行はなければならない職務なのである。而して此等の專門調査委員は裁判所の補助機關となつて働くもので、最後の裁判の決定はこの調査委員の行つた調査に基いて下されなければならないのである。實に、この調査は活動寫眞の有つてる生き〴〵した印象を與へる連續した「スナップショット」（早取寫眞）のように、犯人に關する凡てのエピソード（挿話）を判事に提供するのである。

かくして初めて、判事は、拘引（arrest）隔離（segregation）、獨居拘禁（solitary confinement）、普通拘禁（simple imprisonment）、其他出來るだけ有效で且つ今日の刑事學と一致したものとして新刑法に規定してある種々の方法中いづれなり共其一を撰んで、刑罰を確定することができるのである。

要らなくなつた陪審制

——Jury System made unnecessary——

この新しいシステムの下に在つては、從來の陪審制が不必要になるのは明白な事である。元來、陪審制なるものは主として裁判官の臆斷偏頗（レヤイズン）に對して國民を保障するために創設された制度（インスティチユウション）なのである。俸給を受けてゐる國家の官吏によつてでなく、自由な不羈獨立の人によつてのみ裁判せらるべき權利を保證する制度なのである。しかしながら、裁判に對する社會の態度も變じ、でき得る限り刑法の運用をヒユウマナイズ（人情化）しようとする行刑制度を採用してゐる今日、よしたとへ辟見があつたとしても、それは犯人の不利益になるよりもむしろ犯人の利益になる傾きを有つてゐるのである。

其上に、上に述べた科學的調査の採用せれた以上、尙更陪審制は不必要になるのである。專門家の專門學術上の發見を十二人の素人の前に提供して、徒らにその感情を騷がすのは時間と精力の空費たるに過ぎないものである。若し、陪審員がかかる發見を考査するたけの資格があれば、陪審員の列に加はらないで、專門家の中に入れば可いのである。少くも、裁判官の職業が漸次專門學術的になるに從つて、傳統的な從來の陪審制といふものは消滅する運命を有つてゐるものである。

專門家の刑罰執行審議會

——Executive Council of Experts——

是に於て、新刑法は今迄なかつた面白い機關を必要なものとして規定してゐるのである。即ち、「社會防衛最高審議會」（"Supreme Council of Social Protection and Prevention"）なるもの是れである。それは、五人の社會學並び刑事學專門家から成り立つてゐて、次の二つ職能を有つてゐるのである。即ち、

（一）あらゆる形式に於ける犯罪を社會的に豫防し防遏すること

（to effect social prophylaxis and prevention of Crime in all its manifestations）

刑政第43巻第1号
矯正図書館

(11) 國家の裁判權即ち裁判所によつて科せられたる刑罰を執行すること
(to execute the sentences or penalties imposed by the judicial power, viz., the judges and courts)

是れである。

で、凡ての行刑施設及び防止施設(penal and preventive institutions)の管理はこの審議會の權能の下に置かれるのである。行刑施設に屬するものは、刑務所(prisons)、隔離所(places of segregation)、獨居拘禁場(centres of solitary confinement)、普通拘禁場(centres for simple confinement)、其他で、防止施設に屬するものは、少年審判所(juvenile courts)、公衆診査所(social clinics)、感化院(reformatories)、矯正院(House of Correction)、其他の防止施設である。

判事及び裁判所の仕事は刑の言渡(sentence)を以て終るのである。その時から事件の管理はこの審議會に移つて、審議會は各犯人に與へらるべき處遇方法を決定するのである。從つて、裁判所の刑の言渡は當然不定期(indeterminate)で條件附(conditional)となるのである。

×

この新刑法々典の本文の前には、この法律に對する、世論の精到深切な解剖が緒言となつて載つてゐるのである。法律の草案の起草せらるるに先ち、有益な說を發表する資格を有つてゐる社會の各方面の人々からその意見を徵したことは、メキシコの歷史あつて以來今度が初めてであつて、新刑法の要旨及び法理、並びに、法文の字句等は、辯護士協會、メキシコ大學、判檢事、司法省官吏、大審院長、醫學々會、其他社會科學の研究家によつて詳密に論議せられたのである。

大統領ギル氏は、起草委員によつて提出された改正案に大統領として署名したばかりではないのであつて、氏自身著名な法律家であるので、刑法改正事業に含まれてゐる重要問題の起草並びに法律公布の件に關して、親しく委員と議論を上下したのである。草案から死刑を刪除するといふ大問題にぶつかつた時には、特に大統領の意見が求められたのである。大統領自身としては委員會の論斷に贊同してゐたのであるが、ギル氏は決して世論を制壓し、扞げて自己の說に從はしめることは欲してゐなかつたのである。然るに、事實は全く意外で、意見を立てる資格のある社會の各方面の人々の一人の異議なくして採用したのは、實に死刑廢止といふこの進步的な政策のみであつたのである。是に至つて、メキシコの新刑法は智識階級の一般投票の結果であるといつても差支ないのである。

行刑制度の實際の調査を行ふに當つて、非常な助けとなつたのは、三年前よりメキシコに起つてゐた少年犯罪防止運動で、この間に首府や各州で蒐集された統計が非常に役に立つたのである。且つこの運動のために、新しい刑法に規定されてゐる、社會、心理、身體並教育の四部の調査をなすに十分資格のある專門家の現に多くゐることも分明かつたのである。

メキシコの新刑法は、一九三〇年一月一日から實施さるるもので、同時に最初の社會防衛最高審議會も實際の仕事を始めるのである。(了)

Current History, October, 1929

刑政第43巻第1号
矯正図書館

刑罰執行と釋放者保護

——獨逸聯邦プロイセン司法大臣シュミット氏の演説——

左に掲ぐるものは、去ル九月二十日獨乙聯邦シュレヂエンの首府ブレスラウ市に開催せられたる「シュレヂツシエ・ゲフェングニスゲゼルシヤフト」(Die Schlesische Gefängnisgesellschaft——シュレヂエン（州名）かんごく協會）の創立百年記念祭に際し、會同席上プロイセン政府司法大臣シュミット氏の試みたる演說の要旨である。

◇

「今日、このシュレヂツシエ・ゲフェングニスゲゼルシヤフトの創立百年の記念祭に臨んで、予はプロイセンの司法大臣としてばかりでなく、自分一箇として、心からの祝福をさゝげるのである。邪路に陷つた人間を再び正しい道に引きもどすのを目的とする今日の刑罰執行は、諸君の協會との協力なしには到底考へ得られないのである。然しながら、犯罪と之に次ぐ刑罰の執行とにより精神的にも物質的にも窮地に陷つた人々を一々直接に保護し、職業を紹介し、行く處のないものは時には收容し宿泊せしめ、忠告もし慰めてもやり、且つ其上に家族のあるものは家族の世話までしてやるといふ諸君の努力は實に大きいのであるが、しかも諸君の事業は之れに止まつてはならないのである。諸君の仕事は受刑者に對するばかりではなく、廣く國民の中に入つて行つて、情に訴へ良心を目覺めしめ、國民の蒙を啓いて、釋放者のフュルゾルゲ（日本で云ふ保護）の意義を闡明しなければならないのである。

刑罰の執行といふことはその任務を完ふするためには是非共國民の信用がなければならないものである。若しこの信用を得ることができなければ、釋放者が國民生活の中へ再び入つて行くことのできる國民の了解といふ唯一の關門は彼等に閉されてしまふわけである。社會は刑罰の執行といふことを白眼視しないで、己れの任務とし、國家ばかりでなく社會も亦たそれについて責任を有つてゐるものであるといふことを、理窟で考へるばかりでなく、心底から痛切に味到しなければならないのである。此時に至つて初めて刑罰の執行はその功を奏することができるのである。刑罰執行に對する箇の責任意識を覺醒せしめること、箇の信用をかち得るに助力してくれること、これが政府と國民との間に介在する保護團體の進んで取るべき大きな役割で、國家の官吏の力の及ばざる所を巧みに補充して、よくその目的を完成せしめることこそ、實に保護團体に於ける諸君の愛の事業なのである。司法大臣となつて以來、プロイセンの行刑制度の最高の行政長官としての職掌柄、自分はこの大きな責任を特に重大なものと感じてゐる次第である。時代に適應した刑罰執行の改良と同時に、釋放者保護機關の大規模の擴張の伴ふなくしては、刑法改正の事業は只だ是れ片々たる小細工に過ぎないものである

プロイセン政府が階級處遇に關する司法省令の實施によつて（十月號「刑政」參照）この進路に向つて第一歩を踏み出したことは、諸君も新聞紙上で已に承知されることゝ思ふ。第二段の歩武は、その準備は現在已に着手されてゐるのであるが、新たに釋放者保護に關する規定を設くることである。この規定の詳細については今尙ほ之を諸君に報告するの機會に達してゐないが、久しくこの愛の事業に從事して豐かな經驗を有つてゐる大きな團体と密切な聯絡をとつてこの問題の解決に努むることになるだらうといふことは、今より公言してをいて差支ないのである。我々當局は諸君の援助なしに獨力で此の事に當る氣もないし、またさういふことは斷して不可能なのである。」（、、は原文のまゝ）

Berliner Tageblatt, 20. September 1920





尸位の懺悔（五）

三水漁夫

○その頃の中央監督機關と巡閲

内務省警保局中の末班に列する監獄課は属官が三四人と雇が一二人、事務は現今の獄務のみだと云つてもよい、作業や經理の指導監督もすべきであるがこれは資源が府縣任せのことゆゑ、經費に關係する訓令や通牒も活きて働くことが不充分である、主なる行刑の統一には苦心して施設するところがあつてもこれも經費の爲めに府縣區々たるを免れない、と云ふ頗る心細い狀態であつた、つまり監獄費が地方支弁となつた爲め從來の監獄局を縮少してこんな貧弱な監獄機關となつたのである。監督指導もこんな生ま溫いことで忍ばねばならぬと云ふ有樣になつたのである。

その頃の監獄指導の方法としては先づ年々典獄を會同せしめて指示訓諭することと、巡閲官を派して實地にあたりて監察注意せしむるのであつた。私も書記官の巡閲に隨行したこともあつたが、單獨に巡閲に出たことが多くあつた、その時は彼のゼ・バツハより直傳の視察方をしたのであつたが、彼の所謂病人を閉ぢ殺す的の物品保管、銀瓶に瓦礫を盛るに等しき獨居房の使用、火災後の消防に類する懲罰の課し方、其他彼が指摘せしと同樣の缺點は至るところで續出するのであつた、就中日課表を檢算して徴收工錢と給與金とを照合すると必ず符合せぬ、食料表により拂出米麥を算出すると同樣である、これ等は彼の所謂過誤の統一である。なほ往々奇拔な發見もあつた、これ等は今日ではあるべき筈はなからうがもし他山の石ともならばと思ひ二三を掲げて見よう。

未決囚の房内へ入らんとして開扉を請ふと看守長も看守も鍵を持つてゐない、遙か向ふにゐる囚人を呼んで開扉させた、監房の開閉はこの囚人がするかと聞くと晝間は物品の出し入れがあるからさうしてゐると平氣である、而かも共犯者も多數收容してあ

る未決囚で。

夜十時過ぎ夜警の模樣を見て女監に入ると教誨堂に女の笑ひ聲がする、入つて見ると置きランプの前に女監取締が自分ものらしい衣類を縫ひ掛けてゐる側に女囚が二人坐してゐる、その前には小重箱に半ば減つた饅頭があり、茶碗も三人分竝べてある、これは默許してあるかの如く案内した看守長は聊か赤面の樣子であつたが別に訓誡の詞も出さなかつた、しかし女囚は直に監房へ入れさした。

工場の雜役が横暴だ、前に居たときもさうであつた、と二三の囚人から苦情を聞いた、その雜役の身分帳を見ると前科七犯の窃盗で、賞表二個を貰つて放免になり直ぐまた來たのだ、この度の刑期は未だ三分の一も過ぎぬに賞表も貰ひ、其後懲罰もあるが賞表其儘である、雜役の選擇はどこにもこんなのが多い。

或る支署の支署長室に塵に塗れた古箱がある。開けさしたら狀袋や半紙を卷いて封をなし、金若干として年月日を書いたものが約五十もある、中には封を切つて中身は空らのも澤山ある、紙工の屑撰りが出した金を受取つて置いたと云ふことである、年月を見ると三四年以前のものもある。

梯子が錆びた連鎖で卷いて塀に掛けてある、看守長は梯子は嚴重に保管せぬと、これで逃げられたことがあるからかようにして居ると云ふ、試みにその一端を塀より放すと連鎖はポツリと切れた、一同呆然たりであつた。

こんなことを書けば數かぎりがないからこのへんで止める。

北海道へは二年續いて盛夏の候に出張した、その頃は室蘭、岩見澤、小樽間だけ汽車があつたが、その他は船と馬背に依るほかなかつた、二回とも汽車の便あるところを先きにした、始めのときは室蘭から函館へ引かへし、船で厚岸沖で二晝夜の海霧に閉されて漸く霧多布へ上陸し、根室から網走へ渡るときは漁場人夫輸送の古い船で少しの風の爲めに樺太近くまで流された、次回には小樽から網走へ渡るにその頃買入れた獨逸の古船で、網走監獄へ送る米俵の上に寝を延べて坐し、船の動搖で携帯食物やビールを米俵の間に落し、飲まず食はずで一晝夜を過ごしたこともあつた。しかし北海道集治監はいづれも贅澤過ぎてゐた、監房でも工場でも建築するには所

屬の山林より材木を伐り出し、無償であるから金物代と囚人の給與金だけで出來上り、二萬圓も價する教誨堂が僅か五百圓餘で造られてゐた、また廣茫なる耕地は大農主義を採る積りで精巧なる農具を澤山米國より購入してゐた、がこれは寶の持ち腐れで錆び附かせたり破損のまゝ修理も我が國で出來ぬとて放棄してあつた。また使用方法も不明のものが多かつた、國庫支弁の監獄の放慢には驚いた。高價の機械を求めながら使用もせずこの始末とは。

私が前年巡閲した北海道の各集治監は概して不整理であつた、就中本監たる樺戸が甚しかつた、囚人處遇、作業、經理、會計に渉りて、その結果か否かは知らぬが翌年また出張することになつた、この時は巡閲ではなくつまり整理の爲めに私の外監獄課の同僚一人と會計課の屬官三人と共に。そして局長から私に典獄は交迭するはづだから整理する積りでと内諭があつた、夫れで數日間調査をして終了の前夜局長へ調査濟の電報を發して置き、翌日私は典獄に對し出發にあたり滞在中の禮などを云うてゐるところへ局長からの電報が來た、そとつ披いて見ると典獄は非職とある、如何にも迅速であると思つてゐるところへ受付係が帳簿へ挟んだ電報を典獄に渡した、私は典獄が電報を披かぬ中にと挨拶もそこ〳〵に宿へ歸つた、同行の諸君はそこに居合さぬゆゑ知らする暇もなく。後に聞けば典獄は寢耳に水の電報で非常に怒つたさうだ、かうなることを知りながら何も知らぬ風を裝ひ表面整理の方法を注意したり、今後の施設を協議したりしてと。私もこんなきまりの悪いことはなかつたが幸に顔を合はせずに別れた。

巡閲旅行中の笑話は澤山あつたが、その中の一つは今以つて思ひ出しては獨り失笑するのである、私の隨行巡閲はこの時だけであつた。或る書記官に隨つて可なり廣い範圍の巡閲を終へて豫定日數に一日の餘裕があつたため、その一日を箱根で靜かに遊ぶことゝして環翠樓へ泊つた、謹嚴なる書記官は宿帳を出すと自ら筆を執つて容貌と云ふ欄に「躰軀稍大滿面痘痕あり、鬚髯疎々たり」など記し、無論官名は省き頗る呑氣であつた。徒然のあまり女中相手でトランプや花合を始め型の如く負けたものは白粉を塗られたのである、興酣なるとき階下から小田原の警察署の警部が面會したいとて來られましたとて一葉の名刺を出した、女中どもは賭場へ蹈込まれたと

思つて花札を手にしてうろ〳〵と狼狽する、私は次室へ逃げこんで顔の白粉を落したが、疎髯先生はその隙なく早や警部は上つて來る、幸ひ濡れてゐたタオルで顔を二三回拭うたが鏡に覗く間もないで警部に面會してゐる、この警部は小田原の署長で無論臨檢でも賭場踏みこみでもない、警保局書記官に敬意を表しに來たのであることは私どもは察してゐた。警部は微笑を含んで應對してゐたが、「折角御樂しみのところをお邪魔しました」とて歸つた、先生は田舍の警部は氣が利かん、官名も現さぬ宿帳を見て訪問するなどはけしからぬと怒つてゐたが、その顔には白粉が痘痕に充塡して形容も出來ぬ滑稽さである、警部が笑を忍んだのは餘程苦しかつたようだつた。嚴格な顔る眞面目なこの先生は樞密院顧問官となつて薨去されたがかゝる逸話もあつた。

○三陸大海嘯の慘狀

三陸大海嘯で宮城集治監の雄勝出張所が全滅との電報であつた、私に直ぐ出張せよ、そして別段本省へ交渉するようなこともなければ、縣治局の參事官も行くからそれと同行して被害地全部を廻つてもよい何か手傳することもあらう、と云ふありがたい指命であつた。その夜出發すると汽車の中の風評は慘憺の極を感ぜしめるのであつた、しかし幸に雄勝灣は被害地の最端であつた爲め監房は二棟とも二間ばかり山手の方へ押し上げられ、いがんだまゝで倒れもせず人命の損傷もなく、二百餘名の囚人は既に本監へ引揚げの準備がついて居た、工場や外柵の一部は跡片もなく波にさらはれたものもあつた、この事變は還房後であつたゆゑ囚人の死傷もなかつたが、もし出役中であつたら波にさらはれたものも多かつたらう、またこの出張所は請負業でスレート石採取加工の爲めに設けたものであるから國庫の損失は寡なかつた。こんなわけで別に爲すべき仕事もないゆゑ參事官と同行して被害地見分と出掛けた。

雄勝から宮古まで徒歩して三日間沿岸の被害を見た私は實に悽愴の感に堪へなかつた、曲浦長汀の間人家は悉く流されて一面の白砂、沖合には藁屋根が崩れもせず點々浮んでゐる、瓦の家は悉く碎けて棟木などの波間に漂搖するのみである、沖より漕ぎ歸る船は悉く船尾の長き綱に白膨れした屍を五六躰若しくは十躰ばかりも聯結して曳いて居る、沖の破屋

の集團には海鳥が幾百となく飛び交ふ屍も亦そこに集つてゐる、山間より開展した部落は最初襲來の波に押し上げられたまゝ數丁奥の谷合に疎々と打ち重なり、その下には幾百の屍のあるかも不明である、道らしき處は少しもない、波に引かれた處は白砂で波の押し上げたまゝの處は潰屋である、そに潰屋を攀り跨ぎするうち過つて屍に足を蹈みこむことがある、案内の巡査は膝まで屍に入れたことが屢々あると云つてゐた、夜になるとこの曲浦長汀が一面火葬場となる、晝も夜も屍臭に堪へられなかつたが夫れも馴れては平氣であつた。

屍臭に苦しみ山阪道に疲れた私どもは宮古で大臣局長の一行と落合つた、彼等は黒澤尻から山を越えて始めてこゝへ來たのであつた、そして折柄廻航して來た軍艦龍田外一隻に分乘して被害地を視察することゝなつたので私どもゝ亦軍艦でお供をした、宮古、釜石は相當の町故被害も甚しかつた、工場その他主なるところは親しく上陸して視察されたが、小部落はたゞ艦橋から望遠鏡に依るので最初のような感じは起らなかつた。

一行は鮫で上陸、その時の晝飯に魚類が出たら潔癖大臣板垣伯は隨從して來た宮城、岩手、青森の三縣知事の前で、海水は遠く連なる魚蝦は遊動する、被害なきこの地とて海魚を饗するは非常識の甚しきであるとて俄に膳部を取り替へしむるなど知事等を狼狽さした。

○始めての恩赦、減刑

英照皇太后崩御に就て始めての恩赦及減刑の勅令が發布さるゝと云ふので苦心の末草案を作成して出した、ところが決定案を見ると實施に當りて支障の點も少なくないが、これに依り準備をしろとの命令であるから。前以て府縣知事へ内牒し極秘裡に準備することゝなつた。この時の減刑は罪質や刑名に關せず均霑的に刑期の四分の一を減ず、但附加刑に効力を及ぼさずと云ふのであつて、既に刑期四分の三を經過したものは發布の日に於て直に放免せねばならぬ、その數は幾千人を算するのである、或は一萬人に及んだかとも思はる。かゝる多數を一時に釋き放つときは彼等の前途は極めて憐れむべきものがあり、また懼るべきものがある、社會の危懼を如何にして除かんかと云ふが府縣の苦心である、殊に北海

道には各府縣より集めた改善不能者が多い、これを一時に同地に放つときは虎を野に放つと同様だとて道知事の強硬なる拒議がある、また歸住地へ歸る旅費のないものもある、これ等の始末はどうするかと云ふので、北海道内の釋放者は元通り監獄に送還して放免することゝなつた。

またこの減刑々期の計算については頗る疑問が多く出た、舊法の加刑に關聯しまた附加刑に牽聯してその他善後措置に就て、これ等の電報が連日連夜數百通來る、その處理の爲め私ども屬官は半數、半數とて僅かに二人づゝ隔日徹夜することゝした、ところが向ふ番の課長先生は當番にも拘はらず一寸錢湯へ行くとて歸へる、いづれ出て來るものとして私は宅へ歸ると、早や門前に牛込署の巡査が車を持て來て待つてゐる、内務省から電話で直ぐ御出勤あれとのことですと。時には今夜は徹夜すると云ふので歸つて寢に就くと十二時過にはまた巡査の御迎ひである、終りぎわになると出勤もしない下宿屋にも歸らぬと云ふ始末、心當りを搜しても行衛不明、かうなると止むなく連日の徹夜、最初には隔日徹夜としたが實際は一晩も宅で安眠したことはなかつた。十日間計りといふものは。時の警保局長も大いに同情されて毎夜溫かな食物やビールを官舍から持たせられた、小閑に夜半ビールを飲みストーブに暖ると直ぐ睡る、目を覺して見ると机上には數十通の至急親展慌てゝ返電を書く有樣であつた。この回答書類は大部となり一々大臣次官の決裁を要するが、後に一括して追認して貰つた、中には獨斷で怪しいものもあつたが幸に失態もなかつた。

この勅令が發布されると慰勞かたがた北海道よりの送還囚受け渡しの實況視察に出張させられた、北海道よりは船で横濱、神戸、門司まで送り來り、この三ヶ所へ最寄の各監獄から吏員が受取りに來た。獰惡不逞の囚人も始めてのこの恩典に感泣して極めて神妙であつたが、一般に一時に釋放の結果はよくはなかつた、間もなく犯罪したものは多かつた。私の敬慕する或る博士は減刑は蒸汽機關のバルブと同じで必要なことだが、その調節が大事だと指導されたことがある、その通りで、この四分の一の經過者を一時に放つたのは均衡も得ぬし、また好結果を收めさりしはバルブの調節に無理があつたのであらう。

この減刑が免囚保護促進の大なる刺戟となりて各

地に保護會の勃興を見るに至つた、その當時は期待するところが頗る多かつたが、三十餘年經過した今日より顧るときは、その發達の遲々たるまた實績の揚らざるは遺憾に堪へぬのである。しかしその責は經營當事者も負ふところはあるが、主として政府の無頓着に基づくと云つてよい。微溫的な奬勵、不徹底なる指導監督、斯の如きでは幾十年經過するも健全なる成育は期し難いのである。このことに就ては更に卑見を述ることゝする。

○十年振りに山口監獄へ再勤

最初私が刑務官として足を踏み入れた、鄉里山口縣監獄へ典獄として再勤することになるについては、私の好奇心より推薦者にも心配を掛けたことは本誌一月號の「在任中の思出話」にも一端を述べだが、現に十年前の各課長や看守長が勤續して居る、そこへ等外吏であつた私が行くのだから統御上多少心もとないところもあり、或は二三人は退職するものもあらんかと豫期して赴任した、ところが先方は却て私の着任を豫期してゐて擧げて歡迎する態度が見える、いかにも不審で一層注意を加へて見るとその原因は判つた。その前年私がこの監獄へ巡閲に來たとき晩餐會か何かの席上で前任典獄が「私も十餘年間の勤續だが何時轉任させらるゝか知れぬ、もし私が轉任することにもなれば君が後任にならるれば本縣の仕合だ、警部上りの新任者は無論のこと、同僚中よりの轉任としてもこゝへ來る人はいづれ末流のものだから夫れではこまる」と云ふような話があつたとき、私は「老父母もこちらに居るから望むところであるがさうも參りますまい」と言つたことが列席のものゝ耳に殘つて、この度の交迭にあたり後任は私であると極めこんで、お互に古いことは腦中に存せずして。本縣人と云ふ悅びとまた新進の施設方針……其ころの……を持つて臨まるゝと云ふ點について歡迎し、協同一致して努力することの結束を固めたゆゑ遠慮なく御指導をと、首席の課長から聞いたのであつた。こんなわけで少々無理なことをしても本省の方針であると善意を以つて迎へられ頗る好都合であつた。

またその頃の難關であつた縣會も、縣人であると云ふところから監獄費の豫算も思ふように決議して呉れた。ことに始めて臨んだ豫算本會には原案も參考書類も持たずして答辯や說明をしたことが議員等の氣を挫いて、少々難問であつた看守宿料創設案も可決した。內外とも至極圓滿に愉快に執務したのであつた。

しかし次のようなことを聞かされたこともあつた。

着任間もなく附近の溫泉に浸つてゐると、町民らしきものどもの話に「今度來た典獄は前にこゝで雇をしてゐた人だ、そのとき使はれた課長さんたちをあべこべ使ふのだから實に大膽なんだ、」「失れより元使つたものに使はれる看守長の氣が知れん、意氣地なしの腰抜けだ、サーベルの手前もあるに、」「さうだなあ而かもまだ若い書生見たやうな典獄と云ふことだ」側に聞いてゐる當人の私の評判、風向きが甚だ惡い、彼等は種々私のことを品評して出て行つた。最初から湯槽の隅で二三人の小娘がひそ〳〵噺きながらぴちや〳〵浸つてゐたが、彼等が去ると小娘等は笑を含んで私を見てゐる、私が一二言戲談を云ふその中の一人が「私はあなたを知つてゐる、今出た人たちはあなたを知らぬからいろ〳〵のことを云つてゐたが私はをかしくて叶はなかつた」すると他の二人が「この頃はどこでもこの方の話が出るがほんまに書生さんみたような人ね」と小聲で。小娘等にまで馬鹿にされた氣がした。

當時の山口監獄は現在の場所へ新築されて五六年經過したものだつたが、獨居房もなければ工場も不足である、しかし等外時代に見た不始末の俤は少しもない、折々記錄などに私の書いたものを見出すことがあつた、その中、目に附たのは每夜宿直に受け渡しする宿直須知と惡筆を揮つたのがある、その頃は必携とか須知とか捻つたつもりの書名がよくあつた。この帳簿が十餘年間每朝每夜少くも二三人の人々の手に觸れて今なほ同じ徑路を踏みつゝあるを想到して圖らずも無聲の思勤者を見出し淡き快感を催したのであつた。

地方の新聞ことに田舍の新聞は些細の事を大袈裟に書きたてるには閉口した。就中不當の讚辭をあびせかける度每に赤面の度を過ぎて憤りたくなる。假令ば非常召集をすると、治に居て亂を忘れざる快事とか。運動會を催すと、衆と共に樂む雅量とか。またこれを見た田舍の知人が悅び狀をくるゝなど想像だも及ばぬ始末である。その中に一つ眞に近い笑話

があつた、夫れは典獄の俠氣と題して一羽の鴨で月俸を投げ出して部下を犒ふと云ふ記事である。その頃私は獵銃を擔ぎ廻つてゐた、朝五時から八時ごろまで出勤時間前に。ところがいつも獲物はなかつたが、或る休日の朝たま〳〵一羽の鴨を打ち止めたので意氣揚々と、いつも休日には歸途に入浴する溫泉旅館へ入つた。すると私が鴨を打つたと云ふ珍事が歸らぬ前に流布して既に看守長が一人來てゐる、次から一人また一人と云ふわけで五六人となつた、かうなるとこゝで獲物開きをするの止むなきに立ち至つた、そして櫃衡上誰れも呼べ彼れも呼べとで總數十五六人、一羽の鴨では汁を吸ふより外ないが家鴨を補充して終日飲ました。其頃は物價が安いゆゑ月給の半額位ですんだ。こんなことでも俠氣など云はれたものだ。

私が刑務官となる動機は最初述べたように釋放者の談に端を發し、小原先生の人間改造を到着點とし而かも典獄になれずとも十人に一人の信望ある看守たらんことを期待してゞあつたが、その信望ある看守にはなられずして時と處の轉轉に依りてゆくりなくもまたその處に典獄として來たのである、この時は五釋放者の云つた神樣のように尊敬されたいなどの考へは少しもない、只職務の爲めに最善を盡すの覺悟のみであつた。幸に部內に顧慮すべき何物もなくまた地方民衆に對しても新聞紙を通じ若しくは直接間接に惡い評はなかつたが。こゝの勤續僅々一年半とは云へ、肝腎の囚人に對し私の到着點とする意のあるところを徹底せしむるの一事はあまりに遠き將來であることを思ひ痛嘆したのである。表面には尊敬もされ、柔順にもあり、また命令もよく守り業を勵むも、その內心の改造には容易ならざる強き力を要するものあるを自覺し、更に持久努力の決心を促されたのである。

記念懸賞論文

行刑の精神反應と作業の重要性

岸野春一

序說

行刑の基調は、恐怖と、懲戒でなく、友情と信認であり人と人との關係である。故に威嚇する代りに、社會のドン底に於て、最も正しく、最も強く、健闘する力を育てる事が目的でなければならぬ。從來の自由刑は、自由を完全に剝奪し、社會と隔絕する事だと考へられ行刑は抑壓であり、又犯罪行爲其のものに對する、行刑であつた。然るに抑壓は、累犯を生み被害者が、一時の應報心を滿足させる外、何ものも、殘さなかつたのである。今日迄受刑者達が現代社會に見出さなかつたものは、まさしく心情と、智能の高尙なる能力を少年時代より、發達せしむべく、助力する、溫情愛撫の手である。然るに其の能力は、或は身體組織の缺陷、又は、呪ふべき社會狀態に依つてその自然發達を妨げられたのである。故に今迄彼等の見出し得なかつたものを、美術、音樂、宗教又は、積極的な勞働の力によつて、之を知らしめ、社會適應性を、創造する事は行刑第一の目的である。

過去の行刑の心的反響

行刑は反社會的行爲の反覆せらるゝことを、防止し、受刑者を、より善良ならしめんとする目的を達成する爲に、今日迄、所有、改革が行なはれ、所有、監獄組織が、試みられたにも拘らず、其の結果は、常に失敗であり、犯罪件數が、寧ろ、增加して居る事は、監獄が、所

謂、監獄であるからである。

彼等は希望を持つて居る。しかし、外界生活と、結びつける一切の關係を剝奪された、受刑者を、如何なる希望が鼓舞し得られやう。接見、書信、檢身、減食等によつて忌憚なく人間性を蹂躙して居る。斯樣にして受刑者の受け得る最善の影響、其の生活に一沫の光明より、和やかな素因を持ち來し得べき唯一の影響 親近者との關係）は組織的に取り去られ、刺戟も、熱情もなく、又感激もなく、過ぎ行く受刑者の生活に於て、一切の、より善き感情は、忽ち、萎縮して仕舞ふのである。彼等の生活には我々の腦を刺戟する樣な、衝動も、感象もなく常に平坦であり同じである。故に新奇に對する變則的な、好奇心が、生れ出るのである。若し此生活に感象があるとすれば、それは、讀書や思索から生ずるので、總て想像を經て傳はるもので、不活潑な心臟と、貧血の爲に營養不充分な、腦は、忽ち疲勞し、困憊し、遂に、思考力は敏速さを缺き、持續性と、深さを、失ふのである。

監獄に於て、他に一つの墮落の重要な原因がある。それは、一切の心的自由剝奪である。是認せられたる道德の根本原理に對する違背は、總て、確固たる意志の缺如に歸することが出來る。受刑者の大部分は、誘惑に抵抗し、又、彼等を逆上せしむる情慾を抑制する確心を持たぬ者なのである。然るに、監獄は總て、人間の意志を殺す樣に出來て居り、其全生活は豫め規定され、命令されそして彼等は只流れに從つて進み、唯服從してさへ居れば良いのである。忍從せざる者には、禍が來、若し、裸体の檢身が、彼に侮辱を感ぜしむるならば、若し、彼がパンを隣人に分配するならば、彼が、尙不正に對して、憤激するだけの、自尊心を有するならば、若し彼が一寸した奸策に反逆するに足る程誠實であるならば、監獄は彼に取つて地獄なのである。かゝる狀態にあつては彼が入監する時に保有し得た意志も總て消滅して仕舞ふ。而して、彼が監獄の門を出る時、其の欣びの余り、彼の前に起るべき誘惑に對して、抵抗する力を何處に見出し得やうか。此心的自由剝奪の根源は最少數の人が最多數の者を看視せんとする欲求から來て居るのである。

往時の監獄の理想は、唯一人の看守の放射する電流によつて、起き、働き、食ひ、寢る、所の自由人形であつた。斯樣にして、經費を節約し、單なる、機械人形化した者が、その釋放時に於て、人類社會に必要な者でないからとて驚いてはならない。

作業の目的と價値

人間はその成長し、生活した、環境の成果である。彼をして、幼時より勞働になれしめよ。自己を全人類の一部として考ふる事に慣れしめよ。此尨大な家族に於ては自ら其の影響を受ける事なくして、何人にも危害を加へ得ざる事を理解する事に慣れしめよ。藝術及び科學が、我々に與ふる處の、高尙な享樂心（最も高尙なそして最も永續的な）をして必要ならしめよ。その場合に、始めて各人の內心に銘せられたる、道德律の浸害せらるゝことの、極めて、少ない事を確心し得るのである。

今日犯罪の三分の二は、財產に對する行爲である。かゝる行爲は個人的財產の、保全と同時に、消滅し、人に對する暴行は、社交性の、擴充に從ひ、減少し、我々がその結果を罰する代りに、その原因に心を向ける時に、犯罪は消滅するのである。

何人も、閉居の有害な影響を知ると同時に、勞働は人を緊張させる事も認める。然し、勞働にも色々ある。個人をして宇宙の一部分であると感ぜしむる自由人の勞働あり。又人間を情弱にする奴隸の苦役即ちひたすら苦痛の加重を恐れて嫌々ながら爲す勞働がある。全人類は生きる爲に働いてゐるのに何の役にもたゝない勞働を强制せらるゝ人間は自ら法律外のものと感じ懶て彼が、社會を法律外のものとして取扱ふとしても、彼等をのみ責むる譯には行かない。

監獄の勞働には勞働者の精神的能力を少しも用ひないそして、それ自体に何等の興味もないものが澤山あるがこんな勞働に何の愉悅が、見出されやうか。受刑者が唯官をのみ富裕ならしむるものと思ふ樣な勞働を繼續的に反覆する場合、此勞働が如何なる敎化的效果を與へ得るであらう。完全な囚人でなく完全なる社會人を作る可き刑務所には累進制度又は不定期刑の採用或は宗敎々育學校敎育等を必要とする事は勿論であるが、此內容を構成し之を力づけ、價値づけるものは、即ち作業（勞働）其ものである。是世界の立法例に見るも明らかな事である

(1) 一九二八年イタリヤ刑法改正豫備草案第七十一條
(2) 獨逸行刑法草案第六十四條
(3) ソヴエットロシヤの勞働改善法

等は好適例である。

此意味に於て作業は行刑の中心であり、亦唯一の手段である。其の規律的な秩序ある勞働により彼等の怠惰を矯正し、身体を鍛練し、職業的訓練を施し釋放後社會に

於ける生活上の苦闘に堪へ、以て自己及び家族を養ひ得る爲の勞働技能と勞働意慾を涵養し、更に國家の收益を增加し、所內の秩序を維持する事は作業の目的であり又行刑の本質である。

如何にして作業を價値づけるか

作業は受刑者の勞働を外部から搾取するのでなく、內部より湧き出づる意慾によつて、彼等を改善せしむる唯一の手段である。ドストエフスキーは『勞働はさ程難しくもなければ、骨の折れるものでもない。それが何故に辛くて無理なのだらう。それは强いられ、課せらるゝからである。唯鞭が怖さに働くからである。百姓は囚徒より激しく働く、しかし、彼等の働く事は自分自身の爲で彼の日當は筋が立つて居るから何の利得もない働きを繼續する囚徒の樣に苦しまないのだ』と言つて居るが、誠に至言である。

作業は此樣に筋の立たないものであつてはならない。而して、受刑者は千差萬別である。故に作業は個別主義を尊ぶ。然し乍ら、監獄は、之を團體的に取扱はねばならない。此處に矛盾があり困難があり又筋の立たない理由があるのである。然らば如何なる事を考ふべきか、之を簡單に列記すれば次の樣である。

(1) 彼等の社會的環境、如何に理想的な職業でも、彼等の歸るべき社會及家を中心として、課せられざるものは、彼等を心から共職に精進せしむる事困難であると同時に、釋放後直ちに役立たしむる事能はざるが故である。

(2) 男性的なること彼等の共通性として安價な、「男氣」なるものを有するが故に、所內に於て充分爲し得る仕事も之が女性的なる場合、社會に於ては全然活用し得ざるが故である。

(3) 社會的價値あること時代の流れに添ひ現在の職業市場に於ける需給の關係を考慮する事。即ち、就職難＝貧困＝は、犯罪の原因となる場合多きが故である。

(4) 經濟的價値あること彼等の經濟生活を保證する事により累犯を防止し得るが故である。

(5) 衞生的なること彼等無產者唯一の資源は健康にあれば他の諸條件を備ふるとも非衞生的なるものは絕對に不可である。

(6) 教育的なること如何に他の方面より建設的に策を施すとも作業が非教育的なる場合は彼等の犯罪原因たる心的缺陷を補足し內容の充實を爲し得ざるが故である。

以上の事柄を考慮し更に各個人に就て保健技師、作業技師、教誨師は、各專門の立場より充分に考査を行ひたる後作業は課せらるべきものである。而て考慮さるべき問題は、

1 社會上の閱歷　2 勞働能力
3 本人の希望　4 個性と家庭
5 年齡と刑期　6 收容前の職業
7 保護者との關係

等を科學的に細分し研究し更に生理的に心理的に其缺陷を究め、作業個別化の精神を以て、可及的に團體處遇を爲すべきもので、現在の如く、最も重要なる作業指定が看守長又は部長等の專斷に成る事は最も危險なる事である。

結　語

誰か監獄の官吏になる事を夢見て居る者があるか＝無し＝それは監獄が社會から忘れられて居るからである。即ち監獄が社會に對し重大なる役割を擔當し居らざるが故である。

醫術が或る實驗によつて偶然に發見せられたる藥品を服用させる術であつた時代がある。此藥品を服用した患者はそれが爲に死んだことも亦治癒したこともあつた。然し醫師は少なくとも「皆と同じ樣に爲し居るのだ」と辯解する事は出來るが醫師に向つて彼が同時代の人間より少しでも進んで居る事を要求することは出來ない。即ち刑務官も其の通りである。習慣を墨守し舊殼を脫し得ぬ人々の辯解は此醫師と同樣である。之が社會に置去りにされ又累犯增加の眞因となるのである。凡て生きる者は食はなければならぬ、故に行刑の中心を爲すものも所謂「働かざるものは食ふべからず」の精神なのである。勞働を好愛し、汗に隨喜するものを作るのが此目的である。規律を守る人を作るは大切なれど人形たらしめず。神佛を愛する人を作るは、大切なれど、不生產的人物たらしめず、自らを自らの力で、支へ得る人間こそ、社會の容る〻人間である。積極勞働は行刑唯一の手段であり之を完全に行ひ得る時始めて監獄が社會への重大なる責任を擔當する事になるのである。此處に行刑の意義と權威を認め得るので行刑の究極は此處にあるのである。

× × × × ×

明るい行刑

市川繁市

(1) 序言

吾々が、日々平常に謬事の内にも「眞の精」がある様に悪事の内にも「善の精」があることを往々に忘れがちである。誤謬も普通に實性の核を有するものであると云ふ抽象的な蓋然性を認めるものは多いにも拘らず、さて他人の見解に對して斷案を加へる段になると、この抽象的な蓋然性をば心意の内に銘記してゐるものは少いのである。人心指導の根本原理は何かと云へばそれは人其のものを自分に理解することである、人とは何か、これ人は千古の疑問である。人の性を善とするか、現に悪人の跳梁は如何、人の性を悪とするか、現に改悛の涙あるもの又あるではないか。悪として嚴罰すれば善も萎縮し、善として好遇すれば悪も跳梁す、善か悪か定め難きは人である。力を以て制せんとすれば反抗を生じ、愛を以て懐柔せんとせば增長し來る、神にも似通ふ心あれど獸にも等しき性能あり、疑へば怒り、信ずれば狎る、度し難きは人、導き難きも亦人、理を以て對すれば情を以て拒み、情を以て對すれば理を以て防ぐ、此の複雜なる人性を理解し、全人としての指善原理を樹立しなければ、完全に人を導く事は出來ないのである。聖人教を立て賢哲道を示す、皆此の全人に對する思索に基き全人に對する導に出ず、これを教と云ひ、これを化と云ふ。教化は實に人類を理想に進めようとする手段であり方法である。明るい行刑治下には最早權力中心の時代でもなければ、法律萬能の時代でもない、實に教化中心の時代であらねばならぬ。教化理想を實現すべきための權力、教化理想を完全せしむべきための法律となつて、力に愛あり法に涙あつて、受刑者の秘奥に觸れ情の機微に接し、人格を中心として任に當り、協同の實を擧ぐることを要求するのである。此の時代の趨勢を廢せずして過去の力に慣れ過去の法に囚はれ過去の理を振り廻し過去の爭を事とし

では到底新時代を導く事は出來ないのである。明るい行刑としての指善方針を要求する思想方途ではないのである。而して明るい行刑として刑務官は一には厚情なる保護、二には熱烈なる鍛練、三には嚴格なる紀律、四には適切なる教化、五には實情ある處理、これ東洋道德を基調とする五常の道は懲治行刑、改善行刑、鍛練行刑として行刑事務の全体に通有することを信ずるものである、此の行刑實施上、善導教化し改善せしむる任にある、刑務官吏の實際を述べて見ようと思ふ。

(一) 厚情なる保護…(仁)

保護は仁を基調とし其の者を恤み愛するの情である。受刑者は人である點に於て保護を要するのである。多くは心身に缺陷ある者即ち弱者であり、社會の環境生來の性格の爲めに來つた憐むべき落伍者であるから一層の保護即ち厚情なる保護を加ふべきは當然である、受刑者には精神の保護と身体の保護との双方を深厚にして其の精神身体の健全を向上せねばならぬ。即ち厚情なる保護は行刑の要訣であらう、保護が行屆いて玆に改悛あり、然も此の深厚なる保護は仁を以て受刑者に教ふるものである、即ち仁心を植付けて良民となすべきであり、仁を教ふる點に於ては刑務官吏は必ず仁がなくてはならぬ。博く愛する仁、即ち受刑者には愛を以て臨むべきものたるは當然であらう、今日此の厚情なる保護を誤解し、普通行刑治下に醫務專屬なりとして他を顧みざるものあるは甚だ遺憾と思はれる、病の治療及豫防は勿論であるが、精神上に慰安を與へて不平煩悶を增進する様の取扱を避け、心身に危險なる行動を抑止し、衣食房舍の狀況を注意する様の如き、即ち教誨、戒護、經理も、又厚情なる保護をしなければ行刑の目的を達することは出來ないと思はれる。而も精神上の厚情なる保護は場合により身体の保護より大いに行刑の効果に影響を與ふることを考ふべきことであらう。

(二) 熱烈なる鍛練…(智)

鍛練は智を現す、即ち才能の劣れる者を優れる者に鍛冶し、人格の低きものを高き者に訓練することである、從つて鍛練は熱烈でなければ結果は得られぬ、殊に受刑者は元來身心に缺陷があるから職業を覺えさす爲め、又は勤勉の良習を馴致するためには誠心誠意に基く强烈なる熱情が必要である、熱高ければ鐵石も熔かすもので從つて鐵石も自由に鑄型に入れて形を造り直すことができ

ると同じ様に頑冥なる受刑者も熱情を以て陶冶すれば訓練の結果を得べきであらう、受刑者に改善不能の者ありと信ずる者は已に此の熱烈なる鍛練を知らざる者であらう。即ち名人傑士が實に熱烈なる師父の鍛練薫陶に出づる様に、眞の教育家が生徒を仕立てる眞劍味の心情、むしろ嚴父が、其の子を躾ける誠實なる鞭撻を以て爲さねばならぬ。鍛練は智であり、智を教ふるものである、而して智を教ふる者は自ら智なくてはならぬ、なれば刑務官吏は其の鍛練する目的に從ひ各自社會的、學術的職業的に自己を磨くことを努力せなければならない、從つて教務に於ても處世的智識を鍛練することが必要であり、戒護に於て社會的鍛練をする必要あることは恰も吾人の家庭に於て學校以外に子弟に種々なる家庭の教養を施す要あると同一であらう、そして熱烈な薫陶でなければ立派なる人間を造り出すことは出來ないのである。

(三) 嚴格なる紀律…(禮)

紀律は禮である、守るべき常規で一定の秩序を云ふ。故に刑務所の紀律は受刑者に對し國家社會、特に他人に對する禮儀を教ふるのが、本体でたゞ規則の形式を強制するのが本旨ではないのである、從つて國君、父子、兄弟、夫婦、家族、朋友、其の他世人に對し世俗の禮儀、作法、を守り之を始終しなければならぬ事を教導すべきものである、故に受刑者に對しては是非共嚴格に禮を守らしめ、之を仕込まねばならぬ、無用の談話は禮でない「口は禍の門」又「口と財布は閉づるに利あり」の通り交談禁止を以て教ふるのである、不行不作法は禮でない坐臥行動の整正を以て教ふる禮儀の人となすには教ふる者に於て又禮を守らねばならぬ「己を正しくして人を正しうす」で自ら禮を守り嚴格に身を處せなければ到底人をして禮ならしむる事は出來ない、現今嚴格なる紀律を誤解し自己の動作を閑却して徒に受刑者の行動の形式を束縛し、其の犯則を檢舉嚴罰し一々些々なる動作を叱責することを戒護の任務なりとする様のことは實に遺憾で明るい行刑下に適用すべきではないのである。教化は義を明かにするものである。

(四) 適切なる教化…(義)

教化は義を明かにするものである。而して此の教化は適切でなくてはならぬ、藥を與ふるは病に應じなければ何等効はないのである、應病與藥は適切なる教化の眞理である。受刑者は感情の爲めに義理を忘れたるもの、利

欲の爲めに理性を棄てたるものであるから義理に反する感情、理性に反する利欲を抑止するを以て教化の基とすべきである。義理と感情の對立、利欲と理性の合法なる融合が教化の指針ではなからうか、從つて受刑者は普通の良民となれば足るので總てを道徳的、人格的に秀でたる孝子、節婦、義僕たるを求めるのは少し無理でなからうか、受刑者は生きんが爲めに犯罪したとすれば食ふて生きる方策をも教へるが道で、之を棄てゝ、只靈を救ふだけでは不充分ではなからうか、實に適切なる教化は行刑の至道である、行刑吏員は理性を守り、理性に遵れて行動せねばならぬ、徒らに感情又は利欲に走るは行刑の人として不適當である、然れ共教化は教務のみの仕事でない、現今の行刑では凡ての事務凡ての吏員の行動は總ての教化の資料であつて總ての吏員は受刑者を教化するために行動せねばならぬ、教化は口頭の話説のみではない、身体の擧動精神の發露總てが教化の方法である、一言、一行、一念、一想、總ての動作が受刑者の感化に非常の影響を與ふべきもので、故に適切なる教化は刑務吏員の共同一致を要すべきであらう。

(五) 實情ある處理…(信)

誠實なる處理は信の發現である、受刑者に對する取扱は誠心誠意で確實周到でなければ信頼がなくなり、行刑に對する敬虔の念は失はれ教化の力を弱め、不平不安により却つて受刑者の心情を不良に導く譯になるのである領置品の保存管理の不十分が、釋放時に受刑者の不滿を來して再犯の原因となる様の例もあると云はれてゐる、糧食の買入、調理、被服の給與の不親切、通信、面接の不徹底など取扱上の誠實ならざる事が、往々に種々の影響を來すことがある、或は受刑者が、投藥に依らず發信等の願事は必ず確實に總て實情に受刑者の立場より考へて取扱はねばならないのである、誠實なる處理は行刑に必須なことである。殊に言行の一致は信の本体で最も重大なる過因の眞諦である。故に政策的處遇をなすのは信に反するもので事無かれ主義は誠實でなく信の道ではないのである、實情ある處理は信を受刑者に教ふる所以で受刑者を教化する途である、從つて刑務吏員は日常の行動總てが信を以て立たねばならない、信を守らねばならない、言行は一致せねばならない、若し愛を口にして病床に呻吟する者を慰問しなかつたり、受刑者は家族なりと云ひながら、死亡の際讀經の立會燒香を閑却したならば、之は言行一致しないもので總てが心服することなく

矯正図書館

従つて其の言ふ事は行はれなくなる道理ではなからうかと思ふ。

結　論

要するに五常の仁義禮智信の發現は行刑の基調とすべきものであらう、厚情なる保護、熱烈なる鍛練、嚴格なる紀律、適切なる教化、實情ある處理は即ち是である自分は行刑の綱領は悉くしてゐると考へてゐる、而も積極的に之を實行發現せねばならない、實質的でなければならない、消極的行刑、形式的行刑は斷乎として避けねばならない、明るい行刑は積極的、實質的行刑が、眞に行刑家の思考であり任務でなければならない。（完）

四、一一、一〇、

行刑の改善は先づその内容から

小島耕一

淺草驛から東武電車に乗つて、荒川放水路の鐵橋を渡ると、右手に見える宏大なモダン建築物は、會社でもなければ工場でもない、いはずもがな東洋一の稱ある、小菅刑務所の夫れである、たつた去月二十七日に朝野の貴顯名士數百名を招待して、盛大な落成式が擧げられた刑務界の最新鋭で、軍艦でいへばちやうど那智羽黒などの一萬トン級が、艤裝を終はつて國防のフアーストラインに、配備せられたのとまづ同じわけだ。

ところでいはゆるその東洋一とか世界一とかの、ユーロジをもつて迎へられたのであるが、いはずもがな東洋一の稱ある、小菅刑務所の夫れである、たつた去月二十七日に朝野の貴顯名士數百名を招待して、盛大な落成式が擧げられた刑務界の最新鋭で、軍艦でいへばちやうど那智羽黒などの一萬トン級が、艤裝を終はつて國防のフアーストラインに、配備せられたのとまづ同じわけだ。

ところでいはゆるその東洋一とか世界一とかの、ユーロジをもつて迎へられたのであるが、所以のものは何をさしていはれたのであらうか、恐らくはその建築物そのものが歐米の最新式を採り用ひられた、即ち外觀——形而上からいつたものであることは、何人も否定し得ないであらう、事實建築や構造や設備の夫れは、然るユーロジを裏切るものでないことはもちろんである、小菅の外にまだ巢鴨や横濱などの刑務所でも、これに劣らないものが今やまさに建築せられつゝあるのであるが、飜つて一歩この最新鋭を活躍せしむるところの内容、即ち汽罐や燃料などを調べて見ると、哀むべしやはり一昔前の汽機や石炭を用ひてゐる。デーゼル式や重油などは更に使用せられてゐない、これではせつかくの讃辭を呈せられた、一大浮城も國防の第一線に立つて、戰ふことはできないではなからうか、大に危ぶまれる次第である。

近頃わが行刑界の思潮も、刑罰は教育なり、刑の執行は社會復歸への人間改造とすましてゐる人があるようであるが、こんなことでは何といつても、彼等の個性や裏面が觀察し得られる筈はないのである、それでも表面や体裁を繕ふ行狀の良い、いはゆる善良な受刑者は、或は養成できるかも知れないが、眞個の敎化や改善作用はとてもむづかしいことだ。

これを裏書するやうな二三の例を擧げるならば、現行制度の内で行政官に與へられた唯一の權能で、そして最もよく職能を發揮し得らるゝ、即ち裁判官の言渡した定期刑をして、現實不定期刑たらしめ得る、假釋放制度を少しも活用せないものや、或は不定期刑を科せられた、少年の大部分をその長期まで執行したり、又は假釋放そのものを等閑に付して、あまり顧みない向が多いのには、事實呆れざるの觀がしてならない。

何とならばこれは少しく觀察が亂暴であるかも知れないが、校長さん格のえらい人達は、多いところで一日に一回か二回、少いところでは一週に一度や一月に一同位、メーンスストリートだけを巡視して、行刑易々たり己が方圖成れりとなりとか、そして刑務官吏は牢番であつてはならぬ、敎育家であり指導者であらねばならぬ、さうしたことばはたえずわれわれの目に耳に、注ぎこまれるところで、これらの現代推移思潮に對しては、何人も肯定させられるのであるが、一度その焼き直しルツボの現場に行つて、その内容や裏面をよくよく觀察して見ると効能書ほどに効きめのない賣藥の感じがする、看板はなかなか美しく立派だが實際は至つて貧弱であることが、まざまざと目の前に展開せられて、全く驚かされるのである。

今ここに忌憚のないところをいへば、朝早くから夜遲くまで、たえず敎容者に直接して、重大ないはゆる人間改造といふ行刑で一等肝甚な使命に向つて、專心邁進せねばならないところの、その看守の敎養や素質の向上、といつたものなどが果してよく行はれてゐるかといふに、甚だ疑はしい、小學校で等常五六年の生徒が中等學校に上る準備敎育として、受驗組なる一クラスを組織して、丸二年間といふものは、擔任敎師はもちろん校長さん達の努力といつたら、ほんとうに涙の出る血の滲むやうな熱誠振、とてもわが子でもあれ以上に爲し得ないものである、敎育者として全く感服の外はない。

ところがそんな生優しい小學校の生徒ではない、幾星霜か世の荒波にもまれ風雨に晒されて、念入りに曲りくねり、かたくなつた人間を眞直ぐにため直して、社會に送り出し、そして一人で歩かそうとする、なかなか骨の折れる學校であるところの刑務所で、その先生や校長である刑務官吏の、目のつけどころや熱心さでは、いくら高いところやえらい人から牢番であつてはならぬと聲を大きくせられても、結果はどうやら笛吹けども躍らざるの觀がしてならない。

何とならばこれは少しく觀察が亂暴であるかも知れないが、校長さん格のえらい人達は、多いところで一日に一回か二回、少いところでは一週に一度や一月に一同位、メーンストリートだけを巡視して、行刑易々たり己が方圖成れりと、などあるの外にまだ巢鴨や横濱などの刑務所でも、これに劣らないものが今やまさに建築せられつゝあるのであるが、飜つて一歩この最新鋭を活躍せしむるところの内容、即ち汽罐や燃料などを調べて見ると、哀むべしやはり一昔前の汽機や石炭を用ひてゐる。デーゼル式や重油などは更に使用せられてゐない、これではせつかくの讃辭を呈せられた、一大浮城も國防の第一線に立つて、戰ふことはできないではなからうか、大に危ぶまれる次第である。

近頃わが行刑界の思潮も、刑罰は教育なり、刑の執行は社會復歸への人間改造とすましてゐる人があるようであるが、こんなことでは何といつても、彼等の個性や裏面が觀察し得られる筈はないのである、それでも表面や体裁を繕ふ行狀の良い、いはゆる善良な受刑者は、或は養成できるかも知れないが、眞個の敎化や改善作用はとてもむづかしいことだ。

これを裏書するやうな二三の例を擧げるならば、現行制度の内で行政官に與へられた唯一の權能で、そして最もよく職能を發揮し得らるゝ、即ち裁判官の言渡した定期刑をして、現實不定期刑たらしめ得る、假釋放制度を少しも活用せないものや、或は不定期刑を科せられた、少年の大部分をその長期まで執行したり、又は假釋放そのものを等閑に付して、あまり顧みない向が多いのには、事實呆れざるの觀がしてならない。

何とならばこれは少しく觀察が亂暴であるかも知れないが、校長さん格のえらい人達は、多いところで一日に一回か二回、少いところでは一週に一度や一月に一同位、メーンストリートだけを巡視して、行刑易々たり己が方圖成れりと、などあるの四百もゐて、そして特殊の設備でも

ないのに、これはまたどうしたけであらう、まゝが彼等を一人も改悛させなかつたとはいへまい、又改悛したものを見出し得なかつたともいへまい、或は又收容者が減つて作業收入の低下を恐れたのでもあるまいに、何れにしても全くその眞意が、不可解で嘘のやうな事實である。

又或刑務所では「收容者が賞遇以來三年餘を經過し、ますます改悛の狀が顯れたのにもかかはらず賞表を贈與せない理由を聞いて見るとその答が苦しさうである、曰く『賞表を今一個與へたいとは考へてゐたが、現收容總員と賞遇者人員との、割合を考慮し躊躇してゐたところたまたま假釋放の上申をしたものだから與へることをやめた』といつたやうなところもある、そんなに賞遇人員なるものに一定の飽和點があるであらうか、賞表をもらつたものが殖えると、刑務所の体面にかかはることでもあらうか、それは一定期間の空過や、政策上からや、又は寬嚴の度を失つてやるやうな、濫賞になつてはならないが、多くなればなるほど成績がいいのではあるまいか、全收容者一人も殘らず與へ得られ、悉く假釋放でもしてこそ、はじめて無刑の理想鄕、刑罰の究極點に到達するのではなからうか尙假釋放の上申をしたから與へることを見合せたといふのがサツパリ解せないてんで分らなくなつて仕舞ふことである。

刑務所氣風とでもいはうか、とかく手數のかかる奴は、強いて丙種といふ肩書を背負はして特設々備に送り、殘つた骨のない血の氣の少ない、いはゆる善良受刑者といつたものばかりを、言渡された全刑期間を一定のタイプにはめて過しそして形式的に保護團体に一片の調査表を附けて送り込み、これで事故皆無を誇り、わが行刑成れり、とすましてゐるやうなのが、普通今日の行刑相場と見れば大した掛値はあるまいと思ふ、こんな惡どい極端な批判を下すと、きつと憤慨する向もあらうが、何といつても事實が證明するから仕方がない。

現に昨今やかましく論議せられてゐる累犯防止に監犯豫防といつた特別法をまで設けて、之が減少に當局は躍起となつてゐるのも、もちろんそこには色々の社會現象や、諸種の事情が介在してゐるからでもあらうが、一には刑務所それ自体の根本觀念の相違や、熱誠の足りないことや、或は力瘤の入れどころが違ふ、等々からして來たるのも、たしかに一主因であらうと斷言するに憚らぬ、何となれば刑務官吏が上下打つて一丸となり、前にも述べた小學校受驗組受持敎師より以上の、血の滲むような熱と力と、裏心からの誠意と、そして何物をも心服同化せしめずしては、をかぬといつた崇高な人格、とを欠いてゐるからではなからうか。

とかく建築とか營繕とかいつた物的施設の仕事や、或は豫算のことや、乘用自動車の購入といふような、直接利害關係の伴ふ事務には血眼で力瘤を入れるが、しかしそれは刑務本來の仕事から見ればほんの些々たる間接の一補助事務に過ぎないことなのである、然るに最も肝要な

收容者の敎化牧善を徹底せしむるには、如何なる方策を用ふべきや、又直接の敎化者たる看守の敎養を如何にせば萬全たり得るか、之が素質の向上改善は如何にすれば完璧を期し得らるるか、といつた行刑根本の喫緊問題に對しては、餘り顧みられないで戒護方面や敎務係に一任して、宜い加減に お茶を濁して仕舞ふのが多い、こんな本末錯倒の珍現象を呈してゐる間は、とても累犯防止盜犯減少どころか殖える一方で、結局困らされ攪亂され脅威さるるものは、國家の秩序や社會の安寧やそして個人の幸福ばかりだ、といつた狀態だから看板に偽りありとか、賣藥の幼能書然だとかの譏をうけても、これを甘受せずばなるまいではなからうか。

いくら外觀だけを宏大なモダン建築や設備に整へても、その內容の充實を計らないのでは、佛彫んで魂入れざるに等しく、建築そのものが生きて來ないわけである、一寸見には舞臺やバツクが美しくなつたのに眩惑されて、ただ當時だけは

動く人も一昔前の制度も、格段の光彩を放ち更生したかの如く見えないでもないが、それは單に淡い錯覺にすぎないものである。

それればかりではない、今一つの原因は現行制度の欠陷も亦大に手傳つてゐはせぬか、それは外でもない、行刑根本思潮の一變した今日いよいよ重要な立場に、をかれなくてはならぬようになつた、戒護係や敎務方面や如何にと見るに、やはり前者には比較的人材に乏しい、よしんばたまたまあつたにしても直ぐ引こぬいて、指先やペンばかりを動かす、經理や計算などの器械の代用にして仕舞ふ、そしてあとに殘るものは立番や巡警に配置せらるる、全く偶像の寄り集りとなる、後者はといふにたつた二三人の宗敎家に敎化改善はそこ許らの領分だといつたかの如く、一切合切任せきりである、そして一方肩や腕が黃金色にピカピカ光つたエライ人達は事務室といふあの廣い一室に集つて、涼しい風に吹かれたり、眞赤になつたストーブに存分暖まりながら、

群雄割據の態を作して、各何れも數名の輩下を擁し悠然と、行刑の中樞を外れた補助事務にあたつてゐる、それだのに一番大切な至難な、直接改善作用が接觸し發動せねばならない戒護方面には、ピカピカ光る人や第一線に立つ數の人材が配備せられてゐない、といつた現狀にをかれてあるではないか、それかあらぬかこんな制度の欠陷の現はれとのみ斷ずべきでもあるまいが、近頃白晝火襲裝に御町嘩にも繩梯子まで作つて、悠々と丈餘の高塀を踰えて逃げられた、最新鋭で設備完璧の大刑務所もある。

かやうな刑務所の實狀內容では、ほんとに寒心に堪へない、返す〳〵も痛感させらるる、いくら建築や設備が立派で丈夫で、外觀——物的方面の改良や整備が成つても、それは今の此頃の行刑には餘り痛痒を感じない、もつとも內容の充實改善に、鋭意全力を傾倒して、建築や設備萬能時代を超越させたい、そして敎化や改善の黃金時代を、一日も早く招來し實現させたいものである、この方面で東洋一世界一のユーロジを、呈せられ

謳歌せらるるやうになりたいものである
しかし言ふは易く行ひ難しこの時弊の打
破は、ただただ力と熱と時間の問題のみ
そも誰か現狀打開の鍵や握らん？　奮起
せよ、目醒めよ、若き雄々しき血のある
刑務官達よ。

（完）

行刑の重點と刑務官吏の社會的進出

西大門　霧野　留市

時代の尖端を走る高速度文明!!　ジャズに明けジャズにくるるアメリカ文明の現實相!!　何と目まぐるしいことよ。だがそこには新思潮と現實制度とのジレンマに惱む何物かゞ存在することを否定し得ないであらう。

アメリカ行刑界に於ける近年不祥事の續發は多く其の遠因を此の間に胚胎すと云はれてゐる。吾人の正に三省すべき事實である。

吾が行刑界も近時牧野博士等によつて著しく其の旗幟を闡明せられて來た。行刑の前途正に洋々たりと云ふべきである
リーブマン出でよ!!　フエリー出でよ!!　フロイデンタール出でよ!!　新派の學徒出でよ!!　だがお互も累犯多難の壓に依然として惱まされ續けてゐる今日ではないか？

社會思潮と現實制度!!　そこにデリケートな問題の存在するのは否定し得ないが高速度文明の時代相は舊きものの總てを世の劣敗者として置き去りにして行く。とゝに行刑當局者や斯界に志す人々の三省すべき何物かが存在するのではなからうか？　行刑の局面展開を企圖するの必要が存在するのではなからうか？　行刑の理論は時代思想の進展と共に威嚇應報の域を脫して保護遷善へそして社會適格者の養成へと完成の道をたどつてゐる。然し世人は監獄が刑務所と改稱せられても依然として刑務所は監獄であり赤煉瓦の牆壁であり社會の別天地であり牢獄であるとの外には何等の行刑知識をも有しない。廣義に於ける行刑と保護の併行に依て犯人の改過遷善が期せられるならばそこに社會人の行刑思想に對する啓蒙運動が行はれねばならない。行刑思想の宣傳が期せられねばならない。これと同時に傳統的封建時代の殼を脫したる積極的行刑が期せられねばならない。現代に於ける行刑の重點は正に之の點にありと云はねばならぬ。

行刑の使命は社會適格者の養成にあると同時に犯人淘汰及社會防衞の二つの責務を有する。即ち反社會的の性格を有する人々を一定の場所に隔離しこれに依る社會秩序の紊亂を防止し更に刑罰を賦課し法益を剝奪することに依つて社會人を

戒告し犯人自身に對しては强制作業の賦課規律の强制敎誨等の手段によつて社會適格者としての自然人を養成するに在りと云はねばならない。

社會適格者の養成!!　その爲には隔離一點張遷善一點張の殼を脫して澈底たる積極的の行刑が行なはれねばならぬ。在所中社會人として時代に順應する丈の資格を與へられねばならない。時代と共に進み得る人間否更に一步を先んずる人間が養成せられねばならぬ。一定の刑期を終へて社會に送り出された時高速度文明は既に彼等を一世紀過去の人として葬り去つた時果して如何、彼等はたちまち世人の嘲笑に泣き飢に泣かねばならぬであらう。そして彼等の選むべき道はたゞ累犯への一途をたどるより他にないのである。

現在の行刑は余りに消極的ではなからうか？　社會の別天地として犯人隔離の一事を以つて能事終れりとしてゐるのではなからうか？　すべからく積極化せねばならぬ。行刑の積極化!!　その爲には刑務法規の改正が期せられねばならぬ。刑務官吏の向上殊に行刑の一線に立つ看守の地位が向上されなければならぬ。

行刑法規の改正は種々の方面より研究するを得べきも先づ刑務所參觀の制限がよろしく緩和されねばならぬ。勿論行刑の性質上之を一般に公開すべきものに非ざるも社會人をして刑務所の何たるやを知らしむるの方法を講じなければならぬ現行法に於ける學術の研究其の他正當の理由ありと認める者の範圍を擴張し刑務所長の自由裁量に一任し臨機應變以て行刑の神聖なる所以を社會に紹介するの必要がある。行刑に對する世人の危惧を除去するは刑務官吏當面の責任である。

更に文書圖書閱讀の範圍が擴張さるべきである。現行法に於ては時事知識の注入は絶對に許されず只新聞紙「人」によつて社會狀態の一班を察知し得るに過ぎない狀態である。

行刑が社會適格者の養成であり受刑者の向上を目的とするならばこの制度は社會適格者の養成上或は出監後の生計方針の樹立等に渺なからざる障害が存在することを否定する事を得ない。少くとも刑期終了直前の者に對しては敎誨敎育と相並びて社會知識の注入に力を到すことは目前の急務ではあるまいか。

次に接見信書による外界との交通に就ては刑務法規は其の總てを擧げて刑務所長に委任せられなければならない。

接見信書の受刑者に及ぼす感化力は今更喋々するを要しない。刑務所長は其の職權に依り受刑者の個性行情社會的地位等を斟酌して其の發信度數を決定しなければならない。勿論刑罰の本義に照して其の亂弊に陷るを避けねばならぬのは當然の事である。

以上私は行刑は社會適格者の養成にありとの結論よりして現行法中その目的達成に障害ありと認めらるる右諸點が改正せらるべきであると信ずるのである。

行刑は生存競爭場裡の敗殘者の養成であるだけに之を學校敎育等に比すれば幾多の困難が伴ふことは已を得ない。

殊に社會生活中の境遇の相違年齡の不

矯正図書館

一致等勿論それは拘禁分類の區別に依つて其の幾分を緩和し得るとするも其の困難は更に甚しいと云はねばならぬ。

そのためには行刑當局の努力のみを以つてしては其の萬全を期し得ない。こゝに司法保護事業家との連絡が焦眉の急務であると云はねばならない。

二犯三犯と累犯者の犯罪原因が社會人の無自覺と社會制度の欠陷に基因すると云はれる今日に於ては特に然りと云はねばならない。

司法保護事業家と行刑官吏!! それは正に車の兩輪の如くであらねばならぬ。

今日の社會狀態に於ては司法保護事業を度外視した行刑の完成は到底期せられない。

司法保護事業の發展は神官や、僧侶や社會事業に關係ある人々のみでは徹底的保護の完成を望むことは出來ない。社會人の努力に待たねばならぬ。

然し今日の如く刑務所は赤煉瓦であり牢獄であるとの外に何等行刑上の知識を有せない社會人に果してそれが望まれ得るであらうか。

玆に於て吾が行刑官史の社會的進出が行なはれねばならぬのである。

刑務所の官吏は傳統的な封建思想のとらはれ稍々もすれば退嬰的消極一點張になり勝ではなからうか? 否尠くとも社會人は左樣であるとしか思つてゐない。

殊に第一線に立つ看守が自己の天職を解せずして不用意に發する言辭は往々にして行刑の神聖を疑はるの結果を惹起することがある。此の點又吾人の留意すべき一事である。

徒に刑務所の典獄であり看守長であり看守であるとに於て滿足してはならない。

お互は絶へざる文化の流に棹さして潔く街道へ進出しなければならない。

警察官吏が民衆の警察官吏であらねばならない。

徒に刑務所の官吏ではならぬのである。

社會民衆は稍々もすれば行刑官吏に對して無自覺であり冷やかである。

社會の木鐸を以つて任ずる新聞記者等に於てさへ行刑の知識を有する者は甚だ僅少である。

殺人强盜詐欺と堂々其の三面を賑はす新聞紙も刑務所長會同や行刑思潮の如何や其の他眞面目なる記事の記載に至りては余りに無關心である。

斯の如き社會へ送り出されたる釋放者の前途は……思うても慄然たらざるを得ない。

こゝに行刑官吏の緊褌一番すべき何物かゞあるのではなからうか?

吾々は起つて民衆に呼びかけねばならない。街頭に立つて保護事業の一席を辯ずるだけの熱がなければならない。

司法保護事業家と相提携して民衆の第一線に立たねばならない。

内に確固たる信念に基く積極的な行刑を行ひ外に司法保護事業家との連絡よつて保護網の完備を圖る。

斯くして吾等が行刑は始めて完成せらるるものと信ずる。

今や裁判檢察とともに國家刑事政策の中樞として重要視せらるる今日吾等が責務も亦重大なりと云はねばならない。

獨斷的態度より批判的態度へ

福島佐藤宗助

寫眞を撮すには、被寫体にレンヅを向けて、焦點を合せなければならぬと同じ樣に、刑務官も其の職務を執行するには、先づ第一に行刑の目的と第二に行刑の對象に就いての正しい認識を得ると共に尊い自己の使命に自覺し、其の使命に獻身奉仕す可きではないでせうか。

行刑思想の推移を歷史的に概觀すると應報主義あり、威嚇主義あり、懲戒主義あり。改善主義あり。紛然と錯綜して來たけれ共これは其の時代の見方、考へ方捉へ方、取扱ひ方、の差異によつて傾向を異にしたのであつて其の本質は常に人間を基調として培はれて來たことだけは否定が出來ない。人間の思想は發達するに從つて、唯物的より唯心的の傾向を辿る樣に行刑思想の幼稚な時代には行刑の對象たる被刑者は單なる物的存在の如く思惟せられた事もあつた。けれ共現今では行刑の對象は人であり物でない、即ち人對人の關係であり。人對物の關係ではないと言ふ樣に叫ばれて非常に心理的、生理的、社會的に處遇すると言ふ喜ばしい傾向を帶びて來た。私が大正九年八月始めて看守を拜命してから滿九年有餘月歩み來りて生活を靜かに追懷すると漠然ながらも行刑に對する態度の上に非常に前述の思想に相酷似した心理の過程を歩んで來た事を見逃がす事が出來ない。假りに第一期を獨斷的態度の時代。第二期を批判的態度の時代。第三期を批判的態度の時代。の三段階に區別することが出來る。

然し思想は流れであるから彼れと此とは全然別個なものではない。相關的であり相續的である 差異は畢竟傾向であつて其の實質は一個の流れに外ならない。

第一期の獨斷的態度の時代にあつては理論にのみ膠着して收容者を處遇せんとする傾向があつた。即ち理窟によつて取扱ふと言ふ態度があつた。其して被刑者の生活を皮相的にのみ觀察してその奥を流れる本質的なものを見逃して居た。即ち一定の時間と空間との中に力學上の法則に從つて生活する外的側面のみを見て精神の所有者として一定の目的を有して意識的に生活する内的側面の觀察を忘れて居た。故に被刑者を既成的定型的にのみ觀察して他律的他動的にのみ處遇せんとする傾きがあつた。そして社會の縮圖とも稱せられる刑務所の内にも二つの矛盾對立した階級否世界のあることを發見した。一は法津と云ふ定規を把握せる官僚の世界であり一は其の定規に支配される可く運命づけられた被刑者の世界であつた。そして官僚の世界は眞理と正義と正善の階級であり、被刑者の世界は虚僞

の不正と罪惡の階級の如く意識したのであつた。そして役人は法律命令と云ふ尺盖を出來るだけ嚴格に忠實に一分一厘も間違はぬ樣に使用することによつて消極的には被刑者の惡性を矯正し積極的には善行に向はんとする心理を助長せしめてやることだと深く信じたのであつた。であるから犯則非行があればどし〳〵と報告して懲罰を申請することは彼れの惡の芽生を一時も早く芟除して善性に立歸らしむる機會を與へるものだと思つた。そして刑務所の行政作用と云ふものは法治主義に準據して活動する處によく其の統制は保持され行刑の目的が達せられるものと思つた此の時代には獨斷的の思想が濃厚であつて、凡てを三段論法的に解釋せんとする傾向があつた。であるから官僚の世界と被刑者の世界との間は單に機械が物品を製造すると云ふ樣な關係より一歩も出でなかつた。

第二期の懷疑的態度の時代になると今迄獨斷的態度より一歩も出でなかつた自分も漸く實務にも慣れ刑務所の事情にもほゞ判つて來ると今迄の抽象的の觀念の遊戲に滿足が出來なくなつた。其れと同時に高く空想の夢を憧憬しつゝあつた兩眼は自己の足下を見つめる樣になつた。そこには獨斷的の思想を崩壞す可き幾多の事實が眼前に展開されて來た。先づ被刑者の性格を觀ると十人十色であつて暗愚、頑迷、破廉恥、無慈悲、懶惰、放縱怯懦等があると思へば拘禁生活に依る偏狹猜疑狡猾等の習慣があり。要領よく表面を繕つてなる可く樂に立廻ると云ふものや、犯則を爲して懲罰に付せられた者が益々自暴自棄に陷つて來たことや犯則の蔭には受刑者同志の美はしき犧牲心の發露があると思へば醜い愛慾の縺れがあつたり、官吏と收容者の感情の衝突があつたりする樣に精神的にぴたりと來ないものがあつた。そして忠實に法規を適用して處遇せんとすれば彼等は飽迄裏面に隱れて犯則を爲し表面に立てば所長面接や情願等の硬軟兩戰術を利用して反抗の態度を示すと云ふ樣に官僚の世界と被刑者の世界の感情は非常に尖銳化するものがあつた。そして形式的な法規の適用は人間を凡て奴隸化し機械化すると云ふ事を如實に見せ付けられると共に奴隸化し機械化した人間には優雅がなく粗野があり、批判がなくて附和があり自信がなくて盲動があり、發明がなくて模倣があるのは已むを得ない結果であると考へると共に、行刑は單なる手段であつてはならぬ。眞に被刑者の生活そのものでなければならぬと云ふ樣に考へさせられた。こゝに於てか今迄の法治主義万能の確信は根抵から破壞に陷つてしまつた。理論と實際の相剋をまざ〳〵と見せ付けられた自分は世紀末的な苦悶をどうすることも出來なかつた。そしてこの時代には『どうせ膠掛的の職業だ事勿れ主義がよい』とのあきらめ的の態度で表面を糊塗して來たのであつた。けれ共一度現實に覺醒めた智識慾は遂に默視する事が出來なかつた。其して新らしき立場から何が彼れをさうさせたかどうして彼れはさうなつたかと云ふ事を眞面目に考へ始める樣になつて來た。懷疑は創造を生む。かくて

卵殻を破つた雛鳥の如くこゝに新らしき第三期の思想へと展開されて來た。

第三期の批判的態度の時代になると實務にも熟練し相當の經驗を積んで日常起り來る收容者の處遇の問題に對しても適當に取捨撰擇すると共に採長補短を爲して意氣もあり希望もあり抱負もあると云ふ樣になつて來た。そして思想的に一皆すると第一期にあつては行刑に對する觀念と云ふものは凡て理論にのみ重きを置いて演繹的にのみ解釋せんとした傾向があり其の結果は遂に獨斷的態度と云ふ暗礁に乘り上げて仕舞ひ第二期になると凡てを實際にのみ重きを置いて歸納的に解釋せんとした結果は懷疑的態度と云ふ深淵に墜落して仕舞ひ、そして第三期には前に述べた演繹的推理と歸納的推理を調和して認識の普遍性から解釋せんとする態度即ち批判的の傾向を帶びて來た事を見逃がす事が出來ない。そして理論と實際とは其の一方にのみ膠着す可きものでない。茲に融和するところに創造があり改造があるのだと考へる樣になつた。

靜的より動的へ——其れは凡ての近代的思想の傾向である行刑の思想も昔は何かしら絶對的の理想を立て思辨的に演繹して被刑者を靜的に機械的に處遇した近代に及んでは常に流動變化するところの相對的な現實に立脚して凡てを實驗的歸納にそして被刑者を動的に處遇せんとする傾向を帶びて來た。この行刑に對する時代思潮がそのまゝ自己の思想へ反映しつゝあるのを見て非常に興味深く感ぜざるを得なかつた。そして經驗ある農夫はよき收獲を得る必要條件として彼れは先づ種子の種類に從つて土壤の性質を檢し耕作の方法を擇ぶのを常とする樣に吾等刑務官も其の職務を完全に執行するには收容者の經歷、身分、社會上の地位、教育の程度、年齡、性格、身體の强弱、犯罪の動機、及び原因、偶發犯者と習慣犯者、刑期の長短、等よりその個性を觀察し、これに適應する處遇を施して反社會格を社會適應格に機械的部分的ではなしに全人格的に甦生せしめる處に行刑が機械が物品を製造すると非常に相違した人格の創作と云ふ尊い使命が含まれて居ることを見るのである。こゝに於てか行刑は被刑者の外的服從（他律）にまで轉ぜしめなければならぬ即ち罪業に對する彼等の反省と自覺より出發した刑の服從まで自律的に向上せしむる必要があると思つた。かくて行刑は法理化より論理化へと進むは當然の徑路であると共に刑務所の行政作用も法治主義と德治主義とが完全に提携して被刑者を保護善導する時そこに始めて犯罪人の最後の一人迄をも國家の一員として包容せねばならぬと云ふ新らしき國家理想の精神に合致するものであると思つた。こゝに於てか吾々刑務官の考へて置かなければならぬ事がある。其れは外でもない第一は行刑の目的を究理することである第二は行刑の對象たる收容者を理解することである。第三は尊い刑務官の使命に自覺して其の職務を執行することであるこゝに始めて刑罰の眞の價値は發揮されることであらう。元來價値とは決して主觀的個人的のものでない何人も承認ずべき普遍妥當性を有するものでなければならぬ。吾々は公人としての立場を忘れ自

矯正図書館

行刑教育

吉田益雄

行刑は刑罰の執行であるといふことは昔も今も變りがない。然しそれは强制せらるべき法の性質から定義付けられた概念である。單に行刑は社會的規律を維持する爲めの行爲であるとしての斯の如き概念の上に棲息することは、今日の行刑が既に個人的處遇を基礎とする社會的共同處遇に進まんとする一過程の下に可及的に文化内容の充實を期しつゝあるといふ點からして吾々は滿足し得ないものである。科學としての法律、道德、宗教、教育經濟が分立されていても其等の一つ一つが程度の差こそあれ皆行刑の内容を爲す要素であるとしたならば、吾々は法律行爲は格別としても心意行爲と其他の諸要素とを殊更に區別して觀察するの要を認めないのである。寧ろ可及的に其の不可分性を目的の爲めに役立たしめることの最適切なるを信ずるものである。然も今日の行刑は隔離作用としてのみ存在ではなくして結局社會に附與せしめんが爲めの期待ある隔離として存在しているのである。かゝる鮮明なる旗幟の下に於ける行刑はそれは過去に於ける「殲滅隔離、偶像の創造」と反對の文化の道を進んでいることを表明するものである。抽象的から具體的に非科學的から合理的に即ち普通人たらしむることに依て社會復歸を可能ならしめんとしているのである。

この意味に於て犯罪者に社會順應性を附與して普通人たらしむるその執行過程に於て、それに役立つ諸要素は單なる刑罰の執行といふ概念のみではなくして具體的な内容であることが充分理解され得るのである。

已の都合や自己の感情によつて處遇したり、舊式な思想に陶醉し新奇な思想に眩惑して盲目的な判斷を下す處に神聖なるべき行刑を社會の階級爭鬪の渦中にまで捲込む危險がある。吾々が常に公人たる身分を忘れず個人としては智德を磨き圓滿無碍なる人格を以つて公平なる批判を爲し處理することが大切である。即ち凡ての囚はれから解放されて飽迄も批判に於て取捨に於て眞に自由でなければならない。吾々は自由にして賢明な批判によつて所謂採長補短を行ふところにのみ創造があり改造があることを牢記しなければならぬ。恐らく將來の行刑は批判的要素を社會に求むることに依つて其の行きつまりより解放される事であらう即ち陪審制は刑事司法に民衆的要素を參與せしむる事によつて公平な批判を取入れる樣に行刑も行刑委員會の中に民衆的要素を參與せしむる事によつて公平なる批判を取入れ官民協調して活動する處に今後の行刑の進む可き道があることであらう。この意味からして近時唱へらるゝ行刑委員會の一日も早く我國にも設置せられん事を希望して止まぬものである。(終)

最近に於て行刑は教育なりといふことが高唱されている。そしてそれが一部の間に或は畸形論なりとされ、或は行刑の威力を抹消するものなりとされ、或は是認はするが尙急進論なりとされているのである。或は監獄法の内に教育の規定があるから行刑は教育であると解しているもの等もある。然しそれは行刑の一部を指すものであり又教育的効果あるものでなければ教育でないと解する僻見である更に又一部には舊派の惰勢に押されてその必然性を懷疑視しているもの等もある。

實際に於て一般の人々の間にはこの懷疑派に屬している人が案外多いことゝ思ふ。何故ならば吾々の先祖は嘗て犯罪定型を肯定し又罪惡に對する應報の均等を實行したのである。吾々は主觀的に善を感ずる反面に於て惡の客觀に對しては過去の傳統を性來的に享け繼いでいることを内觀することができるのである。この意識は兎もすると意識の表面に正義派の武裝をして現れ吾々を懷疑に陷らしむるに容易である。

然し吾々は現在の事實を正視し且つ不斷なる人類愛を目標としてこの懷疑から脫しなければならない立場にあるものである。殊に今日の行刑は受刑者そのものを唯物視するものではない。故に吾々は先づ犯罪者その者に對する人格の檢討から初めてみなければならない。犯罪が反社會的行爲でありとするならば廣い意味に於て刑罰法令に觸れない他の非社會的行爲は何うするのであらうか例へば道德に背いた者の如きであるが、吾々はこれを詮索する前に犯罪者とは反社會的行爲者の内の一部(勿論大多數ではあるが)であることを知るのである。又反社會的行爲とはその時代又はその國の社會を保持する爲めの一定の平衡線から、甚だしく下り又は上つたものが犯罪者といふことになるのである。キリストの如き法然上人の如き日蓮上人の如きはその時代に於てこの平衡線から上つていたものといふことができるのである。然しそれ等は極端な例證であつて今日吾々の云ふ收容者とは所謂この平衡線から下つているものを對照としなければならないことは勿論である。略言すれば極端なる個人主義、極端なる社會主義、極端なる虛無主義は皆その時代の社會と相對して犯罪となるのである。以上の如く犯罪者とは社會を構成する一員であり乍それ自身の行爲が社會の安寧秩序を侵害したのである。故に彼の人格は非社會的である。然し乍その非社會性は彼の人格の全部を意味するものではない。複雜な犯罪原因の分類及原因の除去と機會の再會を防壓すれば犯罪を鐵滅又は減少し得るものなりとする刑事政策の要求と、人の性は善なりとする倫理の上から推考してみても、犯罪者の非社會性なるものはその人格の

一部に起つた破綻なることが思考され得るのである。若し假りに人格の全部が非社會的であつたとしてみても人格は常に向上し得る一個の可能体である以上難易の差こそあれ行刑の目的として異論はない筈である。たゞこゝで考ふべきことは定まりたるその刑期内に於て收容者のそれ等の非社會性が矯正され得なかつた場合の問題である。それは教育者としての刑務官の熱力と素養の問題及不定期に關する問題になつてくるのであるから別に論じなければならないことである。

兎もあれ行刑は前述せる如き犯罪者の非社會性を矯正して改心自新せしめて社會に順應せしむるにあるのである。そしてその順應が社會共同生活に於ける一定の平衡線に迄上昇したときに初めて普通人としての價値を見出し得るのである。この意味に於てこの目的の爲めに役立つ諸要素の働きを名付けて吾々は行刑を教育なりといふのである。最近に於て教育に關する感念が非常に擴められてきた。嘗て教育は一定の形式の下に於ける主体と客体の相互關係にのみ思惟せられていたのであつたが今日では生活即教育であると言はれているのである。春山博士の説によれば『昔の教育は「主体……親師客体……子徒」の相互關係にのみ限られて解せられていた。然し教育の主体が客体に對して働きかける許りでなく生徒相互の精神的交渉を利用することが考へられてきた。この考へと効果とは成人の社會に於ける同化作用にも及ぼされてきたのである。と云ふのはその形式の上からして教育と云ふに變りがないからである。嘗てこの教育の可能不可能が屢論議せられ兒童のみが教育せらるべき可能体なりとされた。然し乍何時の年齢になつたならば不可能なりやの境が判明しない。故にこの點から社會教育を肯定するものである。』と言はれている。斯の如く教育は從來考へられた形式以外に社會的には文化内容の附與たる社會教育成人教育、個人的には終生の教育があるのである。故に行刑は社會教育成人教育であるともみられるのである。然し乍ら成人教育たる點に異論はないけれ共、それ等の教育は一方に於て業務を有し獨立の生計を爲す人達に依り業務の傍に行はれるものであるから吾々は行刑を斯く觀察し得ないのである。勿論行刑は學校教育でもなく又獨立の生計を營む人の傍に行はれる教育でもないからである。若し强いて解決するの要あるならば吾々は特に「行刑教育」としての獨自の立場を明にしたいのである。

行刑の相手は人である。然もこの人は教育せらるべき可能体であるとしても一般に考へられる教育の相手とは趣きを異にしているのである。一般の被教育者は外圍に對する智識を得ることゝこの智識に照らして誤りなき社會化作用を行ふに適當なる順應性可能体である。故にその教育せらるべき範圍は無制限である。然るに收容者は可能体であるけれ共社會順應性に乏しいのであるからその教育には一定の制限が必要である。例へば社會科學の如きは絶對に受けいれることが出來ないのである。のみならず非社會的意識

の連續たるその自我を先づ破壞し去つてそして慣習的な行動の一貫性を社會的に轉換せしむる爲めに、獨居拘禁の如き不自然な方法さへも行ふのである。又行刑教育は收容者を愛撫するとか行刑方法を寬大にするとかの意味に更に含んでいないのである。飽く迄法の現定は嚴肅忠實にして「人たるに價する存在の爲めに」「社會人たらしむる目的の爲めに」それの運用を教育として機會均等ならしむるにあるのである。即ち收容者は法律といふ獨自な權力下にその自由を拘束せられて、その支配内に於て許される範圍内の教育を施され、又許さるされたる範圍内に於て自力的社會化作用を行つているのである。斯の如く行刑は獨自な形態の下に置かれ諸多な作用を包含した教育である。そしてその目的は今日に於ては普通人たらしめること以外には深入していないのである。嘗て行刑は善人を造ることを目標とされた。然しそれは至難であるばりでなく、一人の善人を造るよも百人の普通人を造ることの方が合理的で且つ可能なりとされているのである。この意味に於て教育としての行刑をより効果あらしむるには今日の累進制度に移ることの必要を思ふのである。前に述べたる如く收容者の非社會性なるものはその人格の一部にすぎないのである。故にその存在の大小强弱は各人に依りて入所時に既に異なつているものである。これを矯正する行刑教育は各人の自力的改善作用とこれに依つて生ずる相互優劣の差を社會的に批判し組織的に受けいれ善導することが必要である。即ち個人的處遇を基礎とする社會的共同處遇に進まなければならないのである。獨居拘禁、雜居拘禁そして假釋放この三階梯の累進連續は反省と自覺と向上とそれに依て生ずる權利の按排を合理的に配列役立たしめたるものであつて今日の行刑教育をより社會的に價値付けるものでなければならない。よく教育の機會均等の平同といふ言葉を耳にするのであるが行刑教育も又累進制度を採用することに依りてこの言葉から除外されなくなるのである。受刑者を普通人として社會に釋放せしむる爲めにその出發點の平等を之によりて與へることができるからである。



刑務所内に於ける情操教育につき

東京美術學校助教授　田邊孝次

私は實は刑務といふことに就ては全く門外漢でありますが、美術の方とても作者でありませぬ、美術史の一部を學校で講じて居るやうなことでありまして、自然美術の話も、刑務の事も全くの門外漢で、專門家が御聽きになれば私の話は甚だ主觀的で、獨斷的で順序のないもの、上に築き上げられて居るといふやうなことになると思ふのでありますが、どうか暫く私の獨斷を御許しを願ひたいと思ひます。

そこで刑務所の仕事が今日は教育であるといふこと、是は今更問題ではなからうと思ふのであります。今日の刑務官は昔の秋官で所謂秋霜烈日で無闇に人を懲罰するといふやうなものでなくて、人を懲罰するといふ場合は必ず其改悛して將來善い人間になるといふことを前提として居る一の教育であるといふことは今日では万人の認める所であらうと思ふのであります。例へば軍隊が一の國民の教育であると云ふのと同じだと思ひます。私は軍隊の教育を受けたのでありますが、よく年取つた母親などの中には、軍隊は專門家の方々でありますからと申しても差支ないと思ひますが――「一の監獄見たやうなものである、まづい物を食はせて、えらい仕事をさせる」といふものは一の教育でありますか、德育を授けると申しますが、訓育方面がどちらかと申しますと薄くなつて居る。この點が軍隊と學校と違つて居る所だと思ふのであります。其德育といふことはどういふことであるかと申すと、後で今日の主題として御話致したいのでありますが、言ひ換れば德育は一の情操教育であります。德といふことの定義は皆樣の方が專門家でありませうが、私共素人の方から德といふことはどういふことかと言ふと、他人の邪魔をしない、他人に不快の念を與へないといふことはどういふことかといふと、簡單に申せば美なるものは人に不快の念を與へないのであります。美といふことは或る意味に於て善と同じであります。之と反對に醜いといふことは惡いことであります。惡いことをすれば醜いといふことは誰れでも感ずる所であらうと思ふのであります。所で何が故に今日の教育が知育本位になつたかと云ふと、平たく云ふと立身出世本位だからであります。何でも手段を擇ばない。大將になれば宜い、所謂勝てば官軍と云ふ樣な思想がある。この考へが不德なことをした人でも表面學校の成績が良ければ學校をパスして世の中に出るのでありますから、それが非常にむつかしいことになつて來るのだと思ふのであります。

日本のさういふ教育制度といふものはたのは、畑の菜葉に譬へますと、先づ種子を蒔いて發芽した所で間引き、又間引きして三度ばかり間引いて、さうして植換へて、人間ならば十六七歲位の程度になつて來ると、甲の菜葉と乙の菜葉とさう違ふものではない。適當に肥料を與へてやつたならばさう違はない。發育するのが普通である、然るに人間にはどうして大きいとか小さいとか、偉いとか偉くないとかいふとの區別が出來るかといふと、是は生活の不規則から來るのである。靑春の時期に於て不自然なことをする。不自然な行爲をする爲に其身心に非常な影響を與へる。其爲に人間に甲乙が出來るのである。故にさういふ年齡、佛蘭西で云へば七年制の高等學校の生徒を四年級以上の寄宿舍に容れるのでありまず。さうして其寄宿舍ではどういふことをするかと云ふと、學生は袋のやうな夜具の中に寢て居るのであります。さうして食盥は箸を持つて夜中徘徊の間を始終廻つて歩く、さうして夜着の中に手を入れる者があると其箸でピシヤリ〳〵と叩

く、それを二三遍繰返しますと終には無意識に夜着の中に手を入れなくなるさうであります。さうして毎晩答を持つて廻つて居る。朝五時眼を覺ます時には鐘を鳴して起す。皆が起きると深呼吸をさせて、それから運動場を駈廻らせる。それから數會堂に入れて靜に朝の祈禱を終つて、漸く朝の飯を食はせる。それから數室に引張出して數授に掛かる。朝の第一時は大抵羅甸語と極まつて居る。午後授業が濟んでからは數師は生徒と共に遊んだり、散歩したりして充分疲勞させて風呂に入れる。その風呂は猿股をはいた儘で入れる。それから夕飯になる。夕飲後は自習の時間が少しあつてそれから寢かせる。寢ると舍監が笞を持つて生徒の寢て居る間を歩いて居つて手を夜具の中に突込むと叩くといふことで、先づ絶對に防止する。先生は始終生徒と同じやうに一緒に生活をして、一番大切な時期を寄宿舍に預つて私的生活の惡習慣を矯正して、さうして身心共に健全な人間を揃へやうといふ理想で作られた制度である。

此寄宿舍の制度が日本に採用してどうなるかといふと、寄宿舍は多數集合して惡德をする所の標であります。舍監の先生は自分の部屋に居つて暮をやつて居る。生徒は生徒で芋を買食ひする。蕎麥を買つて食ふ。甚だしきは塀を越えて何所かに出て行くといふやうな譯で、寄宿舍といふ所は逆に青年に惡いことを數へると いふやうなことになる。小學校時代は訓育があつて宜かつたものが、上の學校の寄宿舍に入つたために良家の子弟が誤つた例はいくらもあります。是は寄宿舍の罪であります。さういふやうな譯で制度は良くても精神がそれに伴はぬといふと成立たぬのであります。

所でさういふ風にして出來上がつた今日の學校を卒業すると就職難といふものが控へて居る。多數を無闇に數育する丁度心太のやうに型の中に入れて押出す。所が社會に出るとさういふ心太は買手が無い。學校は出たが就職が出來ないといふやうなことで所謂危險思想等に感染するといふことを絶對に避けて居る。其偉さを買つて吳れぬといふやうな不平が今日の危險思想の大部分であります。身分のある學問のある人が間違つたことをするといふのは大部分さういふ所に缺陷があるやうに思はれます。私は伊太利に居りました時に伊太利の數育制度を調べましたが、ムツソリニは數育に付て制限令を發布しました。それは凡そ大學數育を受ける者は第一に家に恒産がある者で卒業してから就職が出來なくても差支のない者、第二に本人が頭腦が明晰であり、第三に身體が强健でなければならぬと云ふのであります。これを徹底さす爲めに各種の試驗委員會があつて、其試驗委員會をパッスした者はミランとか羅馬とか全國に二三ケ所の大試驗場に集つて再試驗を受けて通つた者が大學に入る。さうして大學を卒業した者は必ず官吏か數授に採用する。本人が希望しなくても許さないと云ふ風であります。實際は色々裏もありませうが、さういふ風にしてつまり最高數育を受けた人間が漫然遊ぶといふことを絶對に避けて居る。それで

伊太利の現在及將來に就いてムツソリニがいろ〳〵の計畫を立てゝ考えてゐるのであります。これ等に比較して見ると日本は數育の方法に於てまだ〳〵考へなければならぬ點があると思ふ。其點はどういふことかといふと、先刻御話したやうに、第一に知育に走り過ぎて居る、訓育とか德育といふことに付ては中學以上は沒交涉であります。小學校の間は宜しうございますが、上の方になると友達に試驗の答案を代理して貰つても試驗さへ通ればよいといふことになる、是は單なる學問の試驗制度に偏りに重きを置く結果だと思ひます。

斯ういふやうに考へて來ますと、世の中に出來る罪人 言葉が惡いが、刑務所の御厄介にならなければならぬ罪人といふものは無論本人が惡いのですが、よくよく考へて見ると社會、學校、家庭の制度教育、もつと立入つて言へば母の胎內に居る時の胎數の結果に依つて、是等の各學校の落第生が刑務所といふ學校に入るのだといふことに釋解して差支ないと思ふのであります。さうして見ますと是等の胎數學校、家庭學校、學校教育、社會學校を夫々落第した者を繼めて收容する刑務學校といふものは國家に取つては非常に重大な、又危險な落第生を收容する學校であります。此學校を經營し、此學校で教育して行くにはどうしたら宜いか。斯ういふ特殊の學校教育に對しては私共は餘程考へなければならぬのであります。

然し刑務所といふものは學校には相違ありませぬけれども、勝手に入學を許されるものではありませぬ。惡い事をして始めて入學を許されるのであります。でありますから、是は軍隊とか文部省の學校程度に積極的の學校として經營すべきものであるかないかといふことは私共門外漢の論斷の出來ぬことでありますが、つまり人生の落第生を收容する學校でありますから、言葉を換へれば生存競爭といふものに相當の方法を構ずることの出來なかつた人間を此所に入れるのでありますから、餘程考へなければならぬ。今假りに其落第の原因が胎內にあつたとすると、其母親が子供の胎內に居る時に大地震か、大戰爭があつて、非常に心を痛めたとすると、其母親が心配をしなければならぬといふ原因が本人の不心得で無く、世の中の出來事から起つた場合は、其子供は可愛さうなものではないでせうか。假りに其父親が惡人であつたとして其父親が病氣の爲死んだとする。其の爲母親が非常の心身に激動を覺える。其未亡人は非常に不幸でありますが、胎內の子供は不幸であるか幸福であるか知らずに產れた。さういふ家庭に產れた者が罪惡を犯すとすると、さういふやうな環境といふものを吾々が全然考へないで本人だけを責めるといふことは子供の場合には甚だ困難ではないかと思ふのであります。學校教育の場合に於ても同樣なことが言へる。亦社會の秩序の場合にも同樣なことが言へると思ふのであるが、かくして人生落第學校、即ち刑務所に入る人間は何所か荒んで居る。荒んでゐると云ふのは母親の愛を知らぬとか、父親の愛

を知らぬとか、家庭の樂みを知らぬとか學校に居る時には年中いじめられて居つたといふやうな何か知らず荒んだ氣持を有つて居る。荒刻りの感情を持つてゐて圓滿でない。圓滿な人間でないといふことはどつ〳〵した人間、つまり不快の感を與ふる人間であります。人間の眼は圓く附いて居りますから圓い物を見れば愉快であります。曲線を見れば愉快であると反對に直線を見れば冷靜な威嚴を感ずるのであります。正確な事や威嚴を表はすには直線で描く。愛とか柔かいとかいふことは曲線で表はします。さういふ落第學校に入るやうな人間は圓い人間でない。感情の荒んだ人間である。圓くない荒んだといふことは不快な事であります。不快は語り美でないといふことになる。

さういふ美でない氣持を持つた落第生詰り心の圓くない人間ではありますが、本人の知らぬ間にさう云ふ心持を植付けられてゐる人もある樣な人の取扱といふことは重大な問題だと思ふ。日本の前途といふことを考へますと、私は專門家でありませぬから何萬人刑務學校に收容されて居るか知りませぬが、恐らく萬を以て計へることでありませう、其等の者に徒食をさせて之に何等の心の圓くなる方法を講じないといふことであれば、國家の前途に對して憂ふべきことであります。之を善用すれば非常な効果がある。十人の秀才を造るよりも一人の惡人を改悛させるとが國家社會として非常に有意義であると信じます。此點には歐米各國夙に研究を致してゐますが、就中北亞米利加合衆國では行政官と司法官、優生學者等が委員會を組織致しまして研究してをりますが其說に依りますと、現在北亞米利加合衆國に居ります人間の多くは三代前は歐羅巴のあぶれ者や流刑人であつた其等の子孫の血の中には遺傳的に惡い血が流れて居る。それが今から百年も經ちますと、惡い血の流れて居る人間の蕃殖は非常に速かでありますから合衆國國民の素質が惡くなると云ふのであります。例へば吾々が座を作つて見ますと、チューリップとかヒヤシンスとかいふやうな綺麗な華はなか〳〵育ち惡くいが、事前葦（おほばこ）とかいふやうな普通の雜草は放つて置いても幾らでも出來るのであります。さういふやうな譯で亞米利加人の惡い血の流れて居る者はぐん〳〵延びて行く、統計に表はれた所に依りますと百年後には優良の人間といふものは惡い血の流れて居る雜草の爲に壓迫せられ亞米利加の人間といふものは悉く三代前の歐羅巴のあぶれ者であつた人間と同じやうになるといふことは統計が證明するさうであります。是は世界を統一しようといふ理想を有つて居る亞米利加合衆國人の爲には容易ならぬ事である。何とかしなければならぬといふので　行政官なり統計學者なり、優生學者が研究した結果から、兒暴な强姦罪、肺病患者、黴毒患者、慢性の鳳癲病患者、それから雜か三回以上强盜をした者、其回數ははつきり記憶致しませぬが、斯ういふやうな者は洲の法律に依つて之を公立の特殊の保養院を見たやうな所に收容する。さうして

之に去勢術を行ふのであります。去勢術といふのは睾丸を抜くのであります。さういふことをして統計の上に現はれる百年後に亞米利加合衆國の全國土に蔓延する浮浪人の血を出來るだけ合理的に喰止めて、合衆國人が優良なる人間であるといふ地位を保有しようと考へて現に之を實行して居る。さうして去勢した者は政府が市役所の水撒人夫であるとか門番とかいふやうな單調な仕事に從事させるなりして一生涯圍殺にする。さういふやうな法律がある。それから合衆國内には亞米利加インディアンといふ人種で丁度日本人と同じやうな人種でありますが、是は太平洋沿岸に黑潮の關係で東洋と共通した人種でありますが、此亞米利加インディアンはどんな方法を講じても同化しないといふので、婦人病人を病院に收容して子宮を取つてしまつて今後何十年かすれば亞米利加インデアンといふものは無くなるといふ計算になつて居るといふことであります。さういふ風にして各國共學術的に數字の上で考へて居ります。

斯ういふ例を見ましても、刑務所の敎育といふものは國家の良風美俗の上に亦國運の伸展の上に最も深い關係を有つて居ると思ふのであります。若しも世の中に刑務敎育といふものゝ方法如何にあるといふことになりはせぬかと思ひます。（未完）

金壹百圓也

故廣島刑務所長木寺亭重氏遺族木寺道輝氏には故人の御遺志を承け、今回本會へ頭書の寄附を賜はつた。本會事業援助として此の篤志に接することは誠に感謝に堪へぬ次第である。

故木寺亭重氏遺族の篤志寄附



海外異聞錄

☒一度だけは御免

自分又はその家族の飢渇を充たすために、泥棒を働いた貧者に對しては、常習犯ならざる初犯者に限り、刑罰を課せず――これはメキシコ現大統領ポルテスヒル氏によつて最近布告された新刑法である。これでみると飢に苦しむ貧者は、大統領の官邸だらうが、富豪の台所であらうが、構ふことなく大ツぴらで一度だけは盜めるのである。

☒最珍の制音規定

物音の騒々しいので世界一と云はれる都會、ハンガリーのブダペスト市では、堪り兼ねて今度道路の掘り返しや、トラック自動車其他の、騒々しい物音を取締まる爲めに、市會の特別委員會を設け、制音規定なるものを作り上げたのであるが、蓋し世界最珍のものであらう。即ち貨物車の警笛禁止、道路工事の夜間作業の不許可、自家用車も郊外以外は電氣サイレンの使用禁止などを始めとして、火事自動車もすさまじい音を立てずにフラッシュライトの强いので前方を照らすべきこと。オートバイに乘つた小僧君の競爭など絶對の御法度である。

これはまだいゝとして、次に擧げるのなどは愈々出でて愈々珍と云ふべく、頗る振つたものである。即ち市民の街頭會話で、殊に乘物の中で大聲で話をする事を禁じ、夜間の通行人はすべてひそひそ話だけに制限されてゐる。タクシーの客呼びは一切罷り成らぬし、新聞賣子が事件を喚き立てることなどもいけない。それどころか子供が無闇に口笛を吹いたり唱歌を怒鳴ればその親に罰金が課せられる。客商賣で夜十時過ぎまで營業したいものは、その都度許可を要する。家畜については近所の迷惑になるやうなアウムや九官鳥は一切飼ふこと相成らず、馬鹿聲で吠え立てる犬は市内に置くことを許さない。工場の朝の汽笛は本規定實施後六ケ月以内に全部撤去せよとある次第だ。

☒鼻の損害賠償

フランス急進社會黨領袖で前藏相、しかも好男子の名あるカイヨー氏、最近自動車事故の御難に遭ひ、ちつとばかり鼻を傷めた。そこで勸める人のあるまゝに損害賠償の訴へを起したところ、裁判所の判決に曰く、

「運轉手はカイヨー氏の鼻の美觀を害つた、故に賠償金一萬フランを支拂ふべし」

☒厄介千萬な病氣の男

最近のこと、ニューヨーク、ブロードウエーの高架鐵道プラットホームで、ラッシュ・アワーの混雜中金滿家で製造工業家のジェームス・タッカー氏が何者かに背後から突落されて慘死した。警察で犯人嚴探中同じ場所で又もや一婦人を突落さうとしてゐる男を發見し引捕へると、それは仕立屋のデヴイッド・ベルンシタインといふ男で「實はタッカー氏を突落したのは私です」と白狀したばかりか「私はどうも地下鐵や高架鐵のホームに來ると誰かが突落したくなるので」と云ふ。精神異狀者として警察醫に精神鑑定をさせた所、氣が狂つてゐる樣子もない。それにタッカー氏とは一面識もなかつたので、故殺と認める譯にも行かず、厄

介千萬な病氣だと警察では大持余しとある。

☒囚人に釣をさせて懲役

アメリカはアイダホ州ボカテロの郡長さん、名はジェームス・フレデリックソンと云ふ。この人、生來非常な釣魚好きで、事釣に關すると馬鹿に物分りがよい。そしてこれは分りがよすぎた話であるが管下の刑務所の囚人達に、魚釣りに行くのだつたら、いつでも刑務所から出て行つてよろしいと云ふ許可を出したものだ。喜んだのは囚人、刑務所外へ出られる上に、ウンと釣りあげたら御褒美に刑期が輕くなるかも知れんと、われもわれもで竿を擔いで先を爭つて出て行く。ところがこの事が上級官廳の耳に入り、郡長さん早速呼出されて結果、三ケ月の懲役と五百ドルの罰金を申渡された。

☒可哀さうな御停主

シカゴの場末に住むドブラスツといふ呑氣な男、家宅侵入罪として入れられてゐた刑務所を出ることが出來て、やれ嬉しやと自宅へ歸つた。折から眞夜中のことゝて戸を敲いたが、どうしても開かない。そして女房の言ふにはドアの鍵が見當らぬから窓から入れとのことなので、仰せ通りに窓へよぢ上つてゐる最中に、細君は突然聲を限りに「泥棒、泥棒」と喚き出したゝめ、忽ち巡査に捕へられて、家宅侵入の現行犯としてまた元の巢へ入れられることゝなつた。そこで係官の前でこの男の泣く泣く述べたところによればこの前の家宅侵入罪も矢張り細君のこの同じ手でやられたさうだ。無論細君はこの男と同棲を嫌つてのことではあるが、世にも不貞な女房もあつたものである。

☒犬を飢ゑさせて罰金

シカゴのメリー・カノースと呼ぶ六十歳の婆さんは、犬を十五匹も飼つてゐるが、最近、警察へ呼び出されて散々お目玉を食つた上、四百圓の罰金を課せられた。婆さんは犬にろく〳〵食物を與へない、それで犬は近所の家で盜み食ひをしてゐたのださうである。

☒藝術家か勞働者か

パリの裁判所に、映畫俳優は勞働者か、それとも藝術家であるかを決定すべき公判がある。事件は一と昔前のことであるが、當時フランスで有名な映畫女優スザン・グランディが或る場面の撮影中に誤つて慘死したのである。それを今日になつて突然グランデイトの母親と妹から映畫會社を相手取り、二人へ別々に二千圓支拂ふべしと訴へ出た。然し會社ではグランデイを雇つて居る間に起つた事件だから一定の時期の中に請求すれば米國勞働法に照して多少の涙金を出したのだが、と主張してゐる。一方、遺族側ではいな映畫俳優は天才技術を必要とする藝術家であつて、勞働者ではないから、勞働法の適用は受けない、と論爭してゐるのである。裁判官もこの判決には不勘慮されてゐるさうである。



矯正図書館

練習所見學の記

(1) 市ヶ谷刑務所（十月二十六日）
(2) 千葉刑務所、成田不動尊
宗吾靈堂（十一月二日）

◇市谷刑務所見學記

○ 高橋生

何と云つても見學は我々練習生に取つては唯一の慰安であり、樂しみでもあり且又生きた教訓でもある。何しろ一週五日はそれこそ瞼がピチ〳〵ピチ〳〵する程むつかしい法律學で鍛はれるので、此一週一回與へられた見學日こそはまるで籠の鳥の放たれた如くしかく伸々とした氣持ちになるのである。十月二十六日（土曜日）例に依り第七回の見學日だ。場所は市ヶ谷刑務所、午前八時半迄同所集合の事。當日は生憎昨夜來の雨で偖か五分で行ける途中ビショ濡れ、全く閉口せざるを得なかつた。協會よりは特に住江先生が御足勞下され何かと御高配下さつた。一同檢事控室に小憩根本所長より當所の沿革並に刑務の概況に就てのお話があり、續いて文書主任殿より入出所に關する執務の概略のお話があつた。それより二班に分れ所内一巡。當所は我國唯一の特設拘置刑務所であつて我々の見學するに付ても多大の收穫があらう事の期待をもつて眼を皷舞に動かして行く。先づ第一建築である。流石は明治七年の建築（其後多少の修飾を加へられたとの事）幼稚なる當時の行刑思潮が暗い牢獄的室内に偲ばれる。處が進化せる現時の行刑思潮と舊態舍の狹隘とに迫られ目下新舍建築され殆ど竣工に近づきつゝある。之は如何にも明るい爽かなそして現代思潮の理想に叶つた建築であり當局者の苦心の後が偲ばれる。殊に裏窓の設備等は如何にも能く工風せられてゐる。此點など慥に將來の刑務所建築術に寄與する處があらう。それから收容者の處遇上に就てゞあるが、流石は未決囚だけに其人權尊重と云ふ點に留意せられてゐると云ふ事は、戒護職員の勤務狀態で窺ひ知られる、此點は動ともすれば感情に走らんとする懲役刑務所勤務者の味ふ可きところであらう。戒護職員の勤務狀態は懲役刑務所勤務に比較し、惱味噌はいらぬかも知れぬが慥に身体的に樂であり且つ活氣のない所は爭へないであらう。次に執務方法竝に構内の掃除整頓である。何しろ一千二百余の未決囚、其執務の繁雜多忙なる事は入出所の一日平均四十名内外裁判出廷六十名と言ふ所で窺ひ知られる。克々手落なく整理し行かれる事を思へば都會人の手腕の程が感服せられる。構内の掃除は入出所の激しいのと外來者の多いのと、而して官舍掃除夫の配置少き點

とでが可成な不行届きの點が見受けられた、彼等をして少なく共美しい心の持主となさしめたい爲には掃除清潔と云ふ事も亦美化作用の一の手段とならうのに。

○ 下田生

十月二十六日（土曜）生憎雨であつたが、比較的に靜寂なる地に立つ市ヶ谷刑務所を見學すべく午前八時三十分全刑務所に集合した。

中心地たる帝都に於ける大拘置場として、政治的に思想的に多くの被告人被疑者を收容し處遇されて居るこの市ヶ谷刑務所を見學させて戴くことは、私等にとつて最も意義あることであり、習ふべきものも亦少なくないであらうと、此の日の來るのを待つて居たことであつた。

先づ所長殿より刑務所の沿革及建築物に就て、文書主任殿より收容時其他に於ける書類並に取扱方法等に就て種々參考となるべき事項の御話を承り、終つて看守長殿の御案内で所内を見學させて戴いた。帝都の大拘置場として建築の嶄新にして構造設備の行届いて居る點は申す迄もなく、これによつて又收容者の處遇方法に就ても適切を期せられて居る。

寶店の設備を見、その取扱方法に就ては吾々の大いに參考とすべき點のあることを思はされた。

被告人被疑者を收容することが只に逃走の防止や、罪證の湮滅を防ぐ事のみを目的とするものでなく、又建造物の優美よりも敗地の廣大よりも、只之に當る刑務官吏の人の適否に俟たなければならないことは勿論であつて、須らく現代の思潮に順應した處遇方法により殊に全所長殿の御說の如く嚴正にして、公平であり人道的なる取扱を必要とするものであると云ふことも夙に叫ばれて居ることであり、當然なことであると思ふのである。

全所職員の方々の收容者に對する應接振り又は差入物品の取扱方法等は習ふべきものがあることゝ、思はされた。高潔な品性陶冶は總ての人の望ましき處であり、努めなければならないことであつて、殊に刑務官吏に於て其感を深くさせらるゝものである。かくの如き刑務官吏によつて總ての方面に職務を理解し、收容者を理解し處遇する時初めて收容者を德化することが出來、意義ある社會との隔離となり保護に審理に、總ての方面に効果が擧げ得らるゝものであると思つたことであつた。

午後は刑務協會に於て茶話會の御催しがあることゝて、十一時十分頃全所を辭した。

◇千葉刑務所、成田不動尊及び宗吾靈堂見學記

○ 中野生

午前五時といふのに、何處かの部屋の一團が起床！起床！と騷いでゐる。洗面や食事も形ばかりにすまし、小學生の遠

足そのまゝの氣分で集合地押上驛に馳せ參じた。

此の日、生憎、暗雲低く垂れ今にも降り出しさうな空模樣なので多少氣遣はれた。かくて七時五十分發の京成電車にて千葉に向ふ。

秋は愈深く窓外に展開する農夫の姿も長閑で何となく快い感じを與へて呉れる。九時千葉に到着、驛から四臺の自動車に分乘し千葉刑務所に到着。門前には所長殿初め幹部の方々のお出迎を受け俱樂部に設けられた歡迎の席へ案内せられ茶菓の接待を受けつゝ、中村所長殿から處遇方針、社會問題、思想問題に付き極めて有益なる御講話を承る。終つて一行四班に分れて所内を參觀した。同所は工事費四十二萬圓を投じて明治四十年落成されたもので、總坪數四万五百九十坪、當時はモダン刑務所の名を恣にしてゐたとの所長さんの御説明であつた。

收容者の規律の嚴格な事は驚くばかりで、特に檢身に付ては獨特の方法を施行せられ、懇々多數の受刑者を出して實見させて頂いた。玆に特に記して置きたいのは所長殿初め職員の方々の熱誠込められた歡迎に對して衷心より御禮申し上げたい事である。

千葉から、第二の目的地成田不動尊へ着いたのが午後三時、道は東國鐵護の靈場として世に聞へただけに、境内の地域廣大にして壯嚴なる事、稀れに見る處である。本堂の裏に當る成田山公園は、其の風致の優雅なる事格別で、四面を圍む山々は紅葉を以て色彩られ、その眺望の美しさは拙なき筆のよくするところでは ない、何分時間の餘裕がないので此處もそこ〳〵にすまして、最終の目的地である宗吾靈堂へ參詣した。佐倉宗吾は人の知る如く貧たる一農民に過ぎなかつたけれど、一身一家を顧る暇なく、頻りに民權を絶叫し、時の將軍に直訴して領主の覺醒を促し、その爲め領内十萬の生命を蘇生せしめた大義心は、千歳の後までも義人の權化として仰がれるのも蓋し當然の事であらう。

一靈堂の參拜を終る頃は、最早、邊り一面幕色に包まれ、これを以て予定の見學を無事終了した。かくて五時五分宗吾發直通電車で歸京の途に就いた。

○ 有馬奈翁嗣

十一月二日　今にも降り出しさうな雲行である。吾等一行佳江理事に引率せられ午前七時五十分京成電車押上驛出發關東平野を眞一文字に千葉に着く。東京に近いのだが何んだか狹苦しい町である。一行は四臺の自動車に分乘し予定の刑務所へ行く。まづ俱樂部に案内せられ茶菓の饗應を受けつゝ所長の得意とせらるゝ熱辯を以て現代の思想と行刑及處遇の一般に付て約二時間に渉り講演あり、終るや直に五組に分れ所内へ導かれた、丙種拘禁場たる故か此處も嚴めしい鐵扉に騎銃を持つ門衛擔當が頑張つてゐる。庭園の芝生は洒然として青氈を布くが如く間々に菊花が植られて淋びしく秋を物語つてゐる。

感謝の生活をモットーとせられる行刑區域であるだけに、全てが整然としてゐる。順次舍房から工場へと案内を受け所長自から説明の勞を取られた。物理に明るい所長であるだけに所内の設備全てが數學的に割出されてゐるのは一驚に値す。檢身室に至るや所長考案に係る出房還房の檢身模擬を三十名ばかりの受刑者につき行はれた。それが如何に迅速であつて規律正しく反則に餘裕のない最も彼等に適した檢身法であるかを痛感した。

それより更に耕耘地に向ひ多收穫主義の農園も見た。爰に本日予定の見學も濟み俱樂部に於て晝食と云ふ事になり、御馳走を戴きながら尺八の演奏琵琶歌等に依つて半自由寄宿生活の吾々一同を慰めてくれた。

午後一時四十分再び自動車に分乘千葉驛に到り同五十五分發電車にて成田に行く。繪の如き印旛沼八景を左に見三十分にして到着、不動尊へ參詣す。店々は年頃の娘が地方訛の言葉で盛んに客を引く。大概は娘さんに引付られて繪葉書の一組でも買はされてしまう、本堂より奥山公園へ廻り更に佐倉へ歩を轉ず。

何人も演劇に依り知悉し一居る如く今を溯る事凡そ三百年の昔、佐倉城主の奸臣汚吏徒らに權力を弄び苛稅、誅求を逞うしたので領民の困窮一方ならず、其時公津村名主宗吾は領内百姓の窮乏見るに忍びず、一身一族を犧牲にして民權を絶叫し、遂に時の將軍に直訴し、依つて領内數萬の生靈を蘇らしめ窮狀を救うたのである。印旛沼の畔に眠る義人宗吾は永遠に人々に崇められるのである、今我等一同此の宗吾神社に詣で偉人のをもかげを慕つたのである。

晩秋の夕陽はゆかりある印旛沼の彼方に沒する頃再び車中の人となり歸途に着く。



勅題海邊巖

福岡旭櫻吟社

東方日出曙光鮮　鳳曆新頒又一年　聖壽無疆天地久　海巖春靜白鷗眠　　緣軒中江巽

海門波靜碧玲瓏　絕壁傳懸烟水中　不管四山晴雪白　巖松作色入春風　　翠軒岡本松太郎

傍海雙巖擎日明　春潮漲影碧盈盈　堯天舜地俱悠久　萬戸衢杯祝泰平　　碧軒勝屋英夫

松影映波朝日開　巨巖屹立海之隈　吾皇壽城應俱久　偏浴恩光擧祝杯　　松軒湯淺芳治

高巖並峙海霞中　波浪掀飜日影紅　貞固無雙思國礎　拜年且立画橋東　　峰軒中村保

海巖擎日曉天晴　鴎鷺來遊水自平　浩蕩還同帝恩澤　新春餘瑞接皇城　　桂軒主稅鐵雄

出水巨巖龍虎雄　皇基萬歲共無窮　今朝殊覺恩波洽　春在海門初日中　　梅軒森康吉

臨海巨嵓苔色鮮　青松風靜靄晴煙　東山吐出旭光麗　剛是吾皇第五年　　茅軒山崎武吉

刑政歌壇

名古屋　大橋古樂

藪蔭の細道ゆけば早咲きの梅の一枝目にとまりけり

南天の實は赤々と色冴えて雪おく庭にありにけるかも

宿題の手習ひせんと磨る墨のにほひ親しもこの秋の夜に

流浪寂人

火葬場の煙なづさふ小松山小松が上の晝の月かも

亡骸に泣く泣く添へて火葬せし玩具もまじる燒けしみ骨に

四十度の熱には負けて泣かねども息のつまるぞ吾が堪へがてぬ

こやりゐて仰ぐ障子にあたる日のまぶしさに思ふわれの衰へ

庭先の日向に咲けるつまぐれに來寄る峰の音大きかりけり

み墓べの木末に乘るゝ烏爪色づきにつゝ秋暮れんとす

松江　籠の抗兒

夕烏かへるが見えて黒々とみ冬の森のたゝずまひかも

山口　如村山人

逝きまして一とせ過ぎし吾が母のおくつきに鳴くひるのこほろぎ

長野　裾花

善光寺の鳩にかあらむ炊事場の庭に來りて餌を拾ふなり

札幌　片岡好月

四方の山遠くほのかに見えにつゝ光さやけき秋の夜の月

伐り株に暫し憩へば聞こゆなり谿間にこもるせゝらぎの音

三重　月峰

日の本を巡れる海の春明けて巖を洗ふ波の清らかさ

米子　森本初志

同僚の竹刀の音の快く朝の道場に高くしきこゆ

戸田則素大人選

靜岡賤機會

野薄

風たえてさひしく暮るゝ秋の野に　其愚
　ほのしろく見ゆ尾花ひともと

秋の野に月をまねくと見えつるは　碧水
　風におきふす薄なりけり

何となく吹き來る風の秋めきぬ　機月
　野邊のすゝき穗に出でしより

茂りあひてなかれもわかすなりにけり　蘇山
　秋の野川のきしのをすゝき

秋風になひく野末の花薄　蘇雪
　わけゆくわれを招くかとそ見ゆ

久方の月見よとてか秋の夜に　皓月
　人まねくなり野邊のをすゝき

秋ふかみあれにし野邊の夕暮に　澪濤
　まねくもさひしさのゝをすゝき

秋夕

野に山にもみちかゝよふ秋の日は　機月
　暮れてもくれぬこゝちこそすれ

さらぬたにさひしき秋の夕暮に　其愚
　あはれるそゝる虫のこゑかな

秋の夕そさひしかりける　碧水
　ともすれは過しみ親のしのはれて

しつみ勝なる秋の夕は　義秀
　酒くみてうさをやらなむ物事に

あはれとやむしもなくらむ入相の　蘇雪
　鐘の音ひゝく秋の夕暮

物思ふこゝろは誰かかはるへき　蘇山
　あはれ身にしむ秋の夕暮

むしのなく秋の夕のさひしきに　澪濤
　かねの音をさへきくそかなしき

ほろ〳〵と岸の柳の散る見えて　皓月
　入江さひしき秋の夕暮



新時代を語る

羽子板

羽子板も新時代を語る

お正月の街頭を飾る羽子板の中には、わがくに獨特の美術品の一種として、いよ〳〵精巧なものが現はれて來て、新時代の景觀を呈してゐる。ところが一方には女子運動競技の隆盛につれて、子供の玩具、女學生の運動向き、大人の追羽子用として、益々實用化したものが多くなつて來てゐることは爭はれない事實である。

その實用向きといふのは、燒繪や描き繪、摘み等のものであるが、それにはいろ〳〵趣向を凝らして時代の動きを語らせてゐる。すなはち、御遷宮記念、スポーツ、干支にちなんだもの、童謠、舞踊等の味のある少女繪等は上品なところとして、更に、キネマ女優の新作映畫にサインを入れて映畫ファンに喜ばれさうなもの、さては流行小唄を主題とした進行曲羽子板、又はモダンボーイ、モダンガールらしいものまで、實に千差萬別である。

羽子板が作られるまで

美しい羽子板が出來るまでには數人の異つた人手がかゝる。まづ生地屋が板を作ると畫工が竹に雀、松に日の出などの裏繪を畫く。一方に「面相師」と呼ぶ顏や手を描く繪師があり、板の寸法は合せて押繪全體の下繪を線のみで紙へ畫き、それを「押繪師」に廻すと、押繪師は下繪を型にボール紙で顏、髮、手、袖、胴、帶、持物等の一切を各部分に形をぬき、それに「キレ着け」といひ、綿の肉を入れ服みをつけ好み布でくるむのである。

顏及び手は、羽二重でくるみのまゝ下繪を畫いた面相師の元へ運ぶ。さうすると面相師は白い羽二重の顏面へ目鼻を畫き、手には指の割れをつけて再び押繪師のところへ返

羽子板等々があつて、眞の羽子板趣味からは邪道とも見られるかも知れないが、趣味に工夫されてゐることは明かである。といつてもさすがに、羽子板の味はまづ押繪物に限るとされ、これにはその道の權威者たちが昔ながらの丹精をこめて作つたものが多い。中にも松屋の今樣押繪鏡とか錦繪の六助を丸立に現はしたもの、三越の名優見立、東海道五十三次押繪羽子板は傑作品とされてゐる。

羽子板の沿革

羽子板が世に現はれたのは今を去る四百八十餘年以前の文安年間の事である。最初は胡木板といはれ、夏から秋にかけて蚊を除けるまじなひに用ひられたものであるが、世のうつりかはりと共にいつかお正月の娯樂具となつたのである。しかし美しい押繪で飾られるやうになつたのは寛政文化以後の事である。

す。押繪師は髪型を紺土佐でくるんだ上へ黒の菅糸で毛を植ゑる、かうして出來上つた各部分を組立てると、美しい一個の押繪が出來る。

板には柄にピロードを巻き「向ふ張り」といつて鹿の子のバックをつけた上へ、押繪の裏に桐の枕木をつけて張込みはじめて羽子板が完成するといふわけである。かうした仕事は西の市の熊手と同じく一年中その準備にかゝつてゐるのである。

「面相師」の話

現在羽子板の面直相で名手と呼ばれる者は四人程あるがその中の一人、新井素敏氏の話。「私たちの下繪が製作の元となるので、芝居に體へれば作者で、押繪師が役者といふことになりませうかね。圖を作るのは浮世繪の筆法でゆき面相を畫くのは安物だと型紙を作つてドシ〳〵片附けるが大慨は一枚毎に丁寧に畫いてゆきます。ところが私は男よりも女の方がむづかしいと思ひます。その俳優の舞臺寫眞も參考にはするが、むしろ實物の舞臺姿をよく見て置かなければ立派な下繪なり面相は畫けないもので、寫眞風に畫く人はザラにあるが、それでは羽子板に適合しません。錦繪的の味を出し今の役者を畫かなければ駄目ですが、さういふ人は次第に少なくなりました。似顏を畫くにも丁度屏色の如く、それ〴〵得意があるものですよ。」

切り花の水揚げ

大切な水がへ、切口、日光——

十二月から正月へかけては白、赤、紫黄色とりん〳〵の草花が、書齋や應接間を飾ります。これらは大抵濕室物ですが、この期節には露地栽培の花が少いことゝて部屋にさいれた一輪の花もいふにいはれぬ慰めとなるのです。一體寒い時はすべての生物の發育に適しないことはいふまでもありませんが、草花もこの冬季に花を長くもたせやうとするのはなか〳〵むづかしいもので、わけても切り花は壽命の短いものです。切り花を長くもたせる方法については藥品を水に混入したり、その外種々研究されてをりますが、まだ確實に効果ある方法は見當りません。それ程むつかしいものだけに取扱ひが非常に大切で、取扱ひが惡ければ廿日もつものも一週間か十日しかもたなかつたり、時には全然花を開かずに終つてしまふやうなことがあります。しからば切り花を長くもたせるにはどんな風にしたらよいかといひますと、最も効果ある方法としては第一に水をなるべく度々とりかへることです、水は毎日とりかへた方がよろしいので、なほこれから嚴寒になつてからはあまり冷めたい水を與へることはよろしくありません。そんな時には湯を少々そゝいで、手を差入れてもひりつと冷めたく感じない程度にゆるめたものを與へることです。水を毎日とりかへることは何より大切であつてこれを怠つたゝめに花を未開に終らせることが往々あります。第二に切り口を時々少しづゝ切つて新らしくしてゆくことこれは水揚をよくさせる爲です、またマガレットなどは分り口を燒くともちが違ひますが、燒き方はほんの切り口だけを燒き、上の方へは火をあてぬやうにしなければいけません。しかしこの方法はマガレツト位に限るのであつてどの花にもこれを應用するわけにはゆきません。第三には室内にばかりおかず、時々暖

かい椽側などへ出して日光に當てること。すべての生物に日光が必要であることはいふまでもないことです。しかし、あまり長時間日光を見せることはかへつて害がありますし切り花は風は絶對に禁物とするところですから、風のあたるやうな場所へは置かないことです。暖かい靜かな場所に置かなければいけません。以上の注意をすれば相當に長く花をたのしめるものです。

籔入りと閻魔

一月十六日は籔入と云つて嫁したるものや他家に雇はれてゐる者が一日の暇を主人から貰つて、實家に歸る日である。そして小僧とか丁稚などは、この日を一年中で一番樂しい日として、主人から心附けの新調の衣服を着、小遣ひ錢を貰つて、實家へ歸つて父母兄弟に逢つたり、或は物見遊山に一日を愉快に暮らすのである。

×

籔入の初めは、皆印度に佛敎が盛んだつた時、毎年四月頃から約三ケ月間位、よく雨の降る時季に、夏安居と云つて、澤山の僧侶達が集まつて勉强したものであるが、その最終日がたいてい七月十五日頃にあたり、その翌くる日が骨休みの日としてあつて、この日は思ひの儘に何をやつてもこの日は許される。そしてあの嚴めしい顏をしたお閻魔さまもこの日ばかりは、ニコニコとして、すべてのお裁きを許して下さる日としてあつた。

×

それが支那に傳はつて、齊や魯の人達が、一月十六日に寺に遊んだが、それを走百齊といつた。走百齊といふのは今のやうに死んだ人許りを裁いて、地獄へやつたり極樂へやつたりするやうな神さまではなく、光明の王様であつた。しかし佛敎亦段々盛んになつてからは、おえんまさまは主として暗い世界を司るやうになつたのである。

×

そしておえんまさまはあんな恐ろしい顏をしてゐるが、實際はやさしい親切なよい神様で、何とかしてこの世の中から惡人を無くしたいものであると、いろ〳〵苦心してゐられる。そして常に淨玻璃の鏡を持つてゐて、現世に於て惡を行つた人々はその鏡に照らして見るとすぐに判るのでそれが爲め人間界から恐れられてゐるのである。その恐ろしい、御えんまさまも、今日ばかりにニコ〳〵としてどんな事をしても裁きを赦し下てさるといふのだから、みんなお參りをするのである。

刑政第43巻第1号
矯正図書館

刑政第五百號記念懸賞論文當選者

一等

累進處遇法管見　小菅富井隆信

二等

行刑の精神反應と作業の重要性　川越岸野春一

明るい行刑　尾道市川繁市

三等

行刑の改善は先づその内容から　行刑局　小島耕一

行刑の重點と刑務官吏の社會的進出　西大門　鷲野留市

獨斷的態度より批判的態度へ　福島　佐藤宗助

行刑教育　札幌　古田益雄

選外佳作

慰安に付て　三池　米村直次郎

蝸牛行刑　清庸三

行刑と社會　大邱　白石覺

思想犯人に對する處遇に就て　巢鴨　高橋佐一郎

行刑二分論　八王寺　高木銀重

作業企畫課の設置と作業教化を論ず　横濱　小山博

構外作業の擴張を論ず　金澤　吉田清麻

作業能率は如何にして增進せしめ得可きや　佐賀　福山家賢

受刑者教化と賞揚に就て　松江　泉千藏

糧食自辨を理由とした作業賃金　市谷　鈴木隆夫

行刑の良策を期する一私見　宮崎　永岡三市

國音相通ず　岡山　細田正一

行刑の地方化　松江　津川清

昭和四年十月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of October, 1929

△ 減

	越月人員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
受刑者	36,095	3,848	3,311	36,632	36,095	38,222	537	△ 1,590
刑事被告人	4,269	3,574	3,653	4,190	4,269	3,622	△ 79	568
勞役場留置者	383	568	558	393	383	329	10	64
拘	8	5	6	7	8	6	△ 1	1
總計 男	40,038	7,778	7,309	40,507	40,038	41,356	469	△ 849
總計 女	717	217	219	715	717	823	△ 2	△ 108
總計 計	40,755	7,995	7,528	41,222	40,755	42,179	467	△ 957

備考　內朝鮮人受刑者男1,008人　刑事被告人男153人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那	男 94	6	100
露西亞	〃 1	—	1
羅馬尼亞	〃 —	1	1
總計	男 95	7	102

昭和四年十月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of October, 1929

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	976	—	976	—	—	—	—	—	—	—	—	—	976	—	976
市谷 Ichigaya	109	15	124	× 43 981	1 17	× 44 998	52	—	52	—	—	—	1,185	33	1,218
豊多摩 Toyotama	835	—	835	— 162	— —	— 162	4	—	4	—	—	—	1,001	—	1,001
巣鴨 Sugamo	1,947	—	1,947	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1,949	—	1,949
横濱 Yokohama	574	7	581	— 86	— 1	— 87	12	—	12	—	—	—	672	8	680
千葉 Chiba	716	—	716	— 38	— —	— 38	4	—	4	—	—	—	758	—	758
水戸 Mito	328	—	328	— 43	— 2	— 45	10	—	10	—	—	—	381	2	383
宇都宮 Utsunomiya	357	120	477	— 12	— —	— 12	1	—	1	—	—	—	370	120	490
前橋 Maebashi	1,019	—	1,019	— 68	— 4	— 72	11	—	11	—	—	—	1,098	4	1,102
静岡 Shizuoka	671	—	671	× 2 69	— 2	× 2 71	9	—	9	—	—	—	751	2	753
甲府 Kōfu	424	—	424	× 3 47	× 3 1	× 6 48	2	—	2	—	—	—	476	4	480
長野 Nagano	597	—	597	— 60	— 2	— 62	7	—	7	—	—	—	664	2	666
新潟 Niigata	329	—	329	× 1 42	— —	× 1 42	1	—	1	—	—	—	373	—	373
京都 Kyoto	873	127	1,000	× 2 78	— —	× 2 78	10	2	12	1	2	3	964	131	1,095
大阪 Osaka	2,955	2	2,957	× 22 490	— 7	× 22 497	57	—	57	—	—	—	3,524	9	3,533
神戸 Kōbe	1,506	1	1,507	× 4 187	× 2 1	× 6 188	27	1	28	—	—	—	1,724	5	1,729
奈良 Nara	567	—	567	— 20	— 1	— 21	5	—	5	—	—	—	592	1	593
滋賀 Shiga	404	—	404	× 7 7	— —	× 7 7	—	—	—	—	—	—	418	—	418
徳島 Tokushima	395	9	404	— 17	— 1	— 18	10	1	11	—	—	—	422	11	433
高松 Takamatsu	769	—	769	— 7	— —	— 7	—	1	1	—	—	—	776	1	777
高知 Kōchi	596	7	603	× 7 27	× 1 2	× 8 29	11	—	11	—	—	—	641	10	651
名古屋 Nagoya	1,700	65	1,765	× 6 189	— 3	× 6 192	13	—	13	2	1	3	1,910	69	1,979
三重 Mie	685	—	685	× 1 32	— —	× 1 32	1	—	1	—	—	—	719	—	719
岐阜 Gifu	571	—	571	— 45	— 2	— 47	—	—	—	—	—	—	616	2	618
金澤 Kanazawa	666	13	679	× 3 73	— 1	× 3 74	2	—	2	—	—	—	744	14	758

矯正図書館
刑政第43巻第1号

廣島 Hiroshima	1,047	82	1,129	× 16 95	— 2	× 16 97	10	—	10	1	—	1	1,169	84	1,253
山口 Yamaguchi	557	1	558	— 19	— 1	— 20	5	—	5	—	—	—	581	2	583
岡山 Okayama	865	3	868	× 11 44	— 2	× 11 46	15	—	15	—	—	—	935	5	940
松江 Matsue	624	1	625	× 2 41	— 3	× 2 44	4	—	4	—	—	—	671	4	675
松山 Matsuyama	490	—	490	× 4 43	× 1 3	× 5 46	7	1	8	—	—	—	544	5	549
長崎 Nagasaki	626	1	627	× 1 102	— 2	× 1 104	12	—	12	—	—	—	741	3	744
三池 Miike	1,149	—	1,149	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	1,149	—	1,149
福岡 Fukuoka	1,556	52	1,608	× 3 174	— 2	× 3 176	17	—	17	—	—	—	1,750	54	1,804
大分 Oita	408	—	408	× 1 31	— —	× 1 31	1	—	1	—	—	—	441	—	441
熊本 Kumamoto	808	—	808	× 2 56	— 2	× 2 58	4	—	4	—	—	—	870	2	872
鹿兒島 Kagoshima	396	24	420	× 4 29	— —	× 4 29	3	—	3	—	—	—	432	24	456
宮崎 Miyazaki	362	—	362	— 20	— 1	— 21	3	—	3	—	—	—	385	1	386
沖繩 Okinawa	401	11	412	— 6	— —	— 6	1	—	1	—	—	—	408	11	419
宮城 Miyagi	624	43	667	× 1 50	— —	× 1 50	3	—	3	—	—	—	678	43	721
福島 Fukushima	333	1	334	× 1 33	— 2	× 1 35	10	—	10	—	—	—	376	3	379
山形 Ysmagata	189	—	189	— 46	— —	— 46	4	—	4	—	—	—	239	—	239
秋田 Akita	359	—	359	— 52	— 3	— 55	6	2	8	—	—	—	417	5	422

青森 Aomori	233	—	233	— 37	— —	— 37	1	—	1	—	—	—	271	—	271
札幌 Sapporo	1,026	32	1,058	× 2 91	— 1	× 2 92	15	—	15	—	—	—	1,134	33	1,167
函館 Hakodate	416	2	418	× 1 26	— 1	× 1 27	1	—	1	—	—	—	444	3	447
網走 Abashiri	533	—	533	× 1 13	— —	× 1 13	—	—	—	—	—	—	547	—	547
釧路 Kushiro	228	—	228	× 3 21	— 1	× 3 22	—	—	—	—	—	—	252	1	253
小田原（少年 Odawara (for juvenil delinquents)	277	—	277	— 7	— —	— 7	1	—	1	—	—	—	285	—	285
川越（同） Kawagoe (ditto)	244	—	244	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	244	—	244
姫路（同） Himeji (ditto)	420	—	420	— 25	— —	— 25	1	—	1	—	—	—	446	—	446
岡崎（同） Okazaki (ditto)	220	—	220	— 35	— 3	— 38	1	—	1	—	—	—	256	3	259
岩國（同） Iwakuni (ditto)	274	—	274	— 12	— —	— 12	—	—	—	—	—	—	286	—	286
久留米（同） Kurume (ditto)	355	—	355	× 4 27	— 1	× 4 28	7	—	7	—	—	—	393	1	394
盛岡（同） Morioka (ditto)	201	—	201	— 24	— —	— 24	2	—	2	—	—	—	227	—	227
北海（同） Hokkai (ditto)	112	—	112	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	112	—	112
八王子（同） Hachioji (ditto)	112	—	112	— 8	— —	— 8	—	—	—	—	—	—	120	—	120
總計 Sum Total	36,013	619	36,632	× 158 3,947	× 8 77	× 166 4,024	385	8	393	4	3	7	40,507	715	41,222

矯正図書館

刑政第43巻第1号

矯正図書館

行刑局長通牒

◆作業月表作成ニ關スル件

（行甲第一、三三二號
昭和四年九月三日）

標記ノ件ニ關シ鹿兒島刑務所長ヨリ甲號ノ通リ問合有之乙號ノ通リ回答致置候間作業事務ノ統一上特ニ御留意相成

（甲號）

刑發第一、五九七號
昭和四年八月二十日

鹿兒島刑務所長

司法省行刑局長殿

作業月表作成方ノ件

本年三月行甲第三六六號訓令ヲ以テ改正相成候標記作業方九州各刑務所解釋ヲ異ニシ更ニ各所長ノ意見ヲ求メ候處別紙寫ノ通ニ有之候ニ付疑點ヲ明示シ御高見相伺候

一、就業人工ト就業延人員ト用語ヲ異ニセルハ其性質ヲモ異ニセルヤ

二、作業規程第二十二條ニ依レハ個數賃金制、一日賃金制ノ三種アリ此ノ科程ニ依ル一日賃金制ヲ採用シタル場合ニ就業人員ト異ル所謂人工ヲ算出スルノ必要アリ作業月表、作業原簿、作業日課表ノ人工トアルハ右ヲ指ス義ナルヤ

三、現今科程ニ依ル一日賃金制ノ如キ迂遠ナル舊作業規程ノ遺制ヲ採用スル刑務所ハアラサルヘク何レモ數量科程ニ依ルモノハ個數賃金制、時間科程ニ依ルモノハ一日賃金制ヲ採用セリ隨テ作業規程ニ依ル整理ニ於テハ所謂人工ナルモノニ算出スルノ必要ナク只作業奬勵上就業者ノ成績歩合ヲ知ル爲メニ所謂人工ヲ算出シ居レリ

四、作業月表ノ就業人工ハ個數賃金制ニ依ルモノト雖モ總テ科程ニ依ル一日賃金制ヲ採用シタル場合算出シテ揭上スヘシトノ趣旨ナルヤ

以上

（各所長意見省略）

（乙號）

司法省行刑局行甲第一、三三一號
昭和四年九月三日

司法省行刑局長

鹿兒島刑務所長殿

作業月表作成ニ關スル件

本表ハ當該月ニ於ケル作業生產ノ狀態ヲ總觀シ更ニ數期間ヲ通シ其業績ヲ查察シ以テ作業經營ノ資料タラシムルヲ目的トスルモノニ有之舊表ノ基本計數カ日課表本位ナリシニ反シ本表ハ原則トシテ作業原簿並勞役原簿ニ依リ計上スルコトニ相成居候從テ伺出ノ件ニ付テハ左記ノ通リニ有之候間御了知相成度

記

一、本表記載例ニ示ス如ク就業延人員ヘ現ニ就業セシ一ケ月ノ作業名別延人員ニシテ基本計數ハ日課表就業延人員ナルニ反シ就業人工ハ其月ニ於ケル作業生產額ニ付記入スルモノニシテ要スルニ之カ對比ニヨリ作業能率測定ノ便ニ供スルモノトス

二、本表作成上就業人工基本計數ハ

1　官司、委託作業ニ付テハ

仝作業原簿仝勞役原簿所要賃金欄人員又ハ人工例示官司、委託作業生產品中數種ノ作業工程ヲ生產內容トシタルモノニ付テハ作業名別人員又ハ人工賃金等總テ主タル作業名ニ併合整理スルヲ以テ就業人工ハ作業名別ニ記載スルコトナク主タル作業名ニ包含ス又就業ノ事實アルトキハ例ヘ生產額ナキ場合ト雖モ就業延人員ハ記入ヲ要ス

2　受負作業ニ付テハ

仝作業原簿賃金計算欄人員又ハ人工

個數賃金制ヲ採用スルモノニ付テハ生產數量ニ對スル人工

例示當月生產（反）數量ニ反當平均尺數ヲ乘シ更ニ當月分科程程ヲ以テ除シ織方人工ヲ算出シ左ノ表示人工ヲ算加ス（織方以外ノ細目ニ付テハ織方各號ニ對シ一反當人工ヲ算出表示人工ヲ豫定シ置クコト）

3　就業人工ノ記載方ニ付テハ

矯正図書館

イ、作業月表　前示ノ通

ロ、作業原簿　官司、委託作業ニ付テハ科程ニ依ル換算人工又ハ延人員（時間業）受負作業ニ付テハ個数賃金制ニ依ルモノヲ除キ前項ノ通

ハ、作業日課表　作業原簿ノ記載方ニ同シ

三、科程ニ依ル一日賃金制ノ採用ニ付テハ當事者ノ任意ナリ而シテ所謂人工ノ算出ハ獨リ作業奬勵上ノ便宜ニ止マラス刑務作業ノ經營上重要ナル事項ナリ

四、第一項及第二項參照

◆刑ノ執行停止ニ關スル調査表

（行甲第一、三五五號　昭和四年九月五日）

刑ノ執行停止後ノ狀況調

自大正十三年一月
至昭和四年六月

	事故止ミタルニ因リ復歸	死亡	逃亡又ハ行衛不明	停止中	更ニ犯罪ニ因リ收容	其他	計
小菅	一二	二七	一	一七	一	一	五七
市谷	三	二	一	三			八
豊多摩	一	二〇	三	一四	一		三五
集禽	六	八六	一	四	五		一〇四
横濱	四	八	一	六			一九
千葉	二	二七	一	九			三九

	水戸	宇都宮	前橋	靜岡	甲府	長野	新潟	京都	大阪	神戸	奈良	滋賀	德島	高松	高知	名古屋	三重	岐阜	金澤	廣島
一	一	九	一	一	三	五	四	八	一三	五	三	一	二	一	七	一三	一	二	四	四
七	二〇	二〇	二四	一〇	六	二四	二三	一九	八〇	三五	一八	一	一〇	二〇	二六	三一	一〇	一九	二八	二七
一八	一三	一〇	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八	一三	九

矯正図書館

網走	函館	札幌	青森	秋田	山形	福島	宮城	沖縄	宮崎	鹿兒島	熊本	大分	福岡	三池	長崎	松山	松江	岡山	山口
十	三	一六	二	一	一	一	五	四	二	三	一	十	一一	二	九	二	二	三	二
二〇	二	一六	二	六	六	一三	六	一一	七	三〇	四一	一一	四四	二〇	三〇	一〇	五	一九	一三
一																			
七	三	一〇	二	一三	一五	六	一六	一八	三	一	一	一五	六	五	三	四	六	七	
一	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四	二〇	四四	六	七	一四	三八	一七	三八	一六	四一	四七	一二	七八	三二	三八	一五	一二	二九	二四

小菅	刑ノ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スルトキ又ハ生命ヲ保ツコト能ハザル恐アルトキ	心神喪失ノ狀態ニアルトキ	刑ノ執行ニ因リ通常ノ分娩後六十日ヲ經過セサルトキ	受胎後百七十日以上ナルトキ	七歳以上ナルトキ	其他重大ノ事由アルトキ	計
四							
四三							
九							
十							
一							
一							
五七							

刑ノ執行停止調

自大正十三年一月
至昭和四年六月

備考　其他ハ執行停止中愚蔽　一三　未決勾置中刑期終了　×一

釧路	小田原（少年）	川越（〃）	姫路（〃）	岡崎（〃）	岩國（〃）	久留米（〃）	盛岡（〃）	北海（〃）	八王子（〃）	總計	執行停止後ノ狀況別百分比
八	一一	三二	一〇	六	一〇	一〇	一九	八	一	九九五	六一・六
										一九	一・二
二	三三	三	一一	一	三	五	四	一	一	三五七	二二・一
										四四	二・七
一	一	一	一	一	一	二				一四	〇・九
一〇	一四	三八	一三	一	一	一八	二六	一二	一〇	一、六一五	一〇〇・〇

矯正図書館

市谷	豊多摩	巣鴨	横浜	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟	京都	大阪	神戸	奈良	滋賀	徳島	高松	高知
一	二	五	一	八	二	四	六	三	一	二	一	七	一〇	一	八	二	一	五	六
七	三三	九九	一九	三〇	一六	一五	二二	二〇	一四	三〇	三〇	二五	九八	五六	一九	三	一四	二一	二五
						一													
						一四	一												

刑政第43巻第1号

矯正図書館

執行停止事由別百分比	総計	一六〇	一、三四六	二四	五四	一七	一、二五五
		一〇〇	八三・三	二・一	三・三	一・二	一〇〇・〇
秋田	十一	一	六	一	一	一	七
青森	六	一	三九	一	一〇	一	四四
札幌	五	一	二六	一	二	一	二九
函館	一	一	五	四	一	一	一〇
網走	二	一	一四	一	一	一	一〇
釧路	一	一	一〇	一	一	一	一
小田原（少年）	一	一	一四	一	一	一	一
川越（〃）	一	一	三七	一	一	一	三八
姫路（〃）	一	一	一三	一	一	一	一四
岡崎（〃）	一	一	七	一	一	一	一
岩國（〃）	一	一	一〇	一	一	一	一
久留米（〃）	一	一	一八	一	一	一	一六
盛岡（〃）	二	一	二四	一	一	一	二六
北海（〃）	一	一	一〇	一	一	一	一
八王子（〃）	一	一	一	一	一	一	一

◆収容者食量用内地白米給與方ニ關シ通牒

（行甲第一、三五七號）
（昭和四年九月五日）

大正十一年十月以來收容者ノ待遇改善ノ一端トシテ食糧米麥ノ混炊歩合ヲ各五分トシテ給與致シ來リ候處最近政府ニ於テ外米輸入制限ヲ斷行シ居レルノ結果從來ノ如ク農林省ヨリ外米ノ拂下ヶ全ク不能ト相成候ノミナラス從テ民間當業者所持外米量モ漸次拂底トナリ其ノ價格益騰貴シツツアルノ狀況ニ有之此ノ儘ニ放置センカ豫算處理上容易ナラサル結果ヲ招來可致ニ付先般農林省ニ交渉シ內地白米ノ拂下ヲ受クルコトトシ希望刑務所ニ對シ目下夫々配給ノ手配致シ居リ候樣ノ次第ニ有之候處右內地白米ハ品質意外ニ良好ニシテ從來給與ノ外米ニ比スレハ遙ニ良質ノモノト思料セラルルニ付之カ使用ニ當リテハ混炊歩合ヲ四分六分ニ變更シ以テ節約ノ趣旨ヲ貫徹致シ度候條令後右白米給與ノ場合ヘ米四分麥六分ノ割合ヲ以テ混炊給與ノコトニ御取計相成度之カ實施ニ際シテハ收容者一般ニ對シ右ノ趣旨篤ト諭告シ決シテ收容者ノ待遇ヲ低下セシムルモノニ非ラサル事情ヲ諒解セシメラレ候樣相當御配慮相煩ハシ度候

◆指紋ノ分類檢查ノ結果通知ニ關スル件通牒

（行甲第一、四四五號）
（昭和四年九月十九日）

指紋ノ運用上迅速ト正確ヲ期スル爲當局保管ノ正本分類番號ト身分帳簿編綴ノ原本分類番號トヲ常ニ一致セシメ置クノ必要ヲ認メ候間本年九月分ノ指紋原紙竝受刑追加小票ヨリ當局ニ於ケル分類檢查ノ結果ハ之ヲ通知致度候條別紙樣式ニ依リ作成表正副二通原紙竝受刑追加小票ニ添付進達相成度而シテ分類檢查ノ結果通知ハ御送付ニ係ル作成表副本ニ表示シ返戻致候ニ付運滯ナク原本分類番號整理相成候樣致度御諮報告中分類番號ノ訂正ヲ爲シタル分ニ付テモ通知ニ可及申添候

追テ昭和三年九月三日行甲第一、五〇九號原紙及追加小票作成氏名表ニ關スル通牒ハ自今廢止ノ儀ト御承知相成度候

矯正図書館

様式
（其ノ一）

原紙作成分類番號別氏名表（昭和　年　月分）　刑務所　支所

左右	分類番號	（番號）氏名	備考	左右	分類番號	（番號）氏名	備考
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	

計　名

備考

一、本表ハ正副二通共分類番號記入ノコト

様式
（其ノ二）

受刑追加小票作成分類番號別氏名表（昭和　年　月分）　刑務所　支所

左右	分類番號	（番號）氏名	備考	左右	分類番號	（番號）氏名	備考
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	
		（　）				（　）	

一、短期受刑者原紙モ其ノ月ニ屬スル分ハ全部記入シ其ノ旨備考欄ニ表示スルコト
一、備考欄ニハ押捺遲延ノ理由其ノ他參考事項記入ノコト
一、本表用紙ハ美濃全紙十八行トス

矯正図書館

| | | |

刑政第43巻第1号

矯正図書館

43e Année n° 1 Janvier 1930

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

De la mission de la Société des Prisons du Japon.

Aoki, S.— De la récréation et de l'éducation des prisonniers.

Saegi, F.— L'évolution du droit pénal en Chine ancienne (suite et fin).

Kusuhara, S.— De l'enfance coupable.

Osatake, T.— La réforme des prisions et les écrivains de l'ancien régime du Japon.

Tomii, R.— Du système progressif de l'exécution des peines privatives de liberté.

Mouvement des idees à l'étranger :

S. Mendoza, Mexico's Test of New Criminology; Schmidt, Die Strafvollzug und die Entlassungsfürsorge.

Informations diverses.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio